

敦賀市原子力災害避難対応マニュアル

＜敦賀市原子力災害住民避難計画＞

平成24年5月 策定

平成25年6月 修正

平成26年6月 修正

平成27年3月 修正

令和 元年7月 修正

令和 4年6月 修正

敦 賀 市

目次

I. はじめに

1. 目的	1
2. 本マニュアルの対象範囲・全体構成	2

II. 避難対応の基本的な考え方

1. 市の体制	3
(1) 市担当部門の組織体制、事務分掌	3
(2) 市外避難への対応体制	5
(3) 専門的事項に関する判断体制	6
原子力災害等発生時の敦賀市の防災体制	7
2. 情報収集・伝達の体制と手段	8
(1) 国・県等からの情報収集・伝達	8
(2) 事業者からの情報収集・伝達	8
3. 避難計画	9
(1) 避難対象地域（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲）	9
(2) 避難等の判断	15
(3) 避難等の対象範囲設定	18
(4) 避難等に関する行動指示の種類	19
(5) 避難等の意思決定（判断）体制	19
(6) 一般市民等の避難方法（輸送手段）、避難経路	20
(7) 避難先	21
(8) 避難実施方法	22
(9) 避難施設受け入れ後の体制	24
4. 避難の広報	25
(1) 広報手段の確保	25
(2) 緊急時の広報体制の充実・強化	25

III. 判断フロー・チェックリスト

1. 判断フロー	27
2. チェックリスト	28

IV. 住民行動要領

1. 事故発生時の行動	31
2. 屋内退避時の行動	31
3. 避難実施時の行動	32

V. 資料編

1. 用語集.....	33
2. 情報伝達関係資料	35
専用電話系統図	35
専用電話番号表	36
福井県防災情報ネットワーク 電話番号表（抜粋）	37
敦賀市防災行政無線局系統図	38
船舶に対する連絡系統図	39
防災関係機関等連絡先一覧	40
原子力災害広報様式	45
3. 事業者関係資料	46
原子力発電所設置状況	46
事業者別 EAL	47
4. 気象及びモニタリングに関する資料	129
気象観測所一覧表	129
空間線量率測定固定観測局一覧	132
5. 人口と避難所に関する資料	135
防災対策を重点的に実施すべき地区の人口一覧	135
敦賀市内の退避等施設一覧	142
指定避難所一覧	144
一時集合場所一覧	146
集落別避難先一覧	147
拠点避難所候補地一覧	158
病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所	159
在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所	165
スクリーニング・除染候補地	166
広域避難ルート	167
月別観光客入込数	170
6. 輸送に関する資料	171
ヘリポート適地	171
陸上輸送業者一覧	172
海上輸送業者一覧	174
乗船施設一覧	175
7. その他関係資料	176
原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書	176
広域避難に係る拠点避難所の設置運営等に関する細目書	178
飲料水状況	180
緊急時防災活動資機材一覧	183

I. はじめに

1. 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の災害を踏まえ、国や事業者において安全対策の充実・強化が進められるとともに、国の原子力防災に関する法体系、計画の抜本的見直しが行われている。

しかし、東日本大震災の最大の教訓は、たとえ安全対策が実施され国の防災体制が整備されていたとしても、それを超える不測の事態が発生した場合に備えることである。そのためには市の使命である市民の生命・財産を守るための防災対策の充実・強化を目指さなければならない。

既に本市は東日本大震災以前から原子力災害に備え、敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編を策定していたが、東日本大震災の実態はこれまでの想像を大きく超えるものであった。このため、市民の安全を守るためには、最重要課題である市民の避難対応計画を早急に策定することが急務となり、平成 23 年の時点において、当時わかりうる範囲で具体的で実効性の高い避難対応計画の検討を進め、平成 24 年 5 月に本マニュアル〈暫定版〉を策定した。

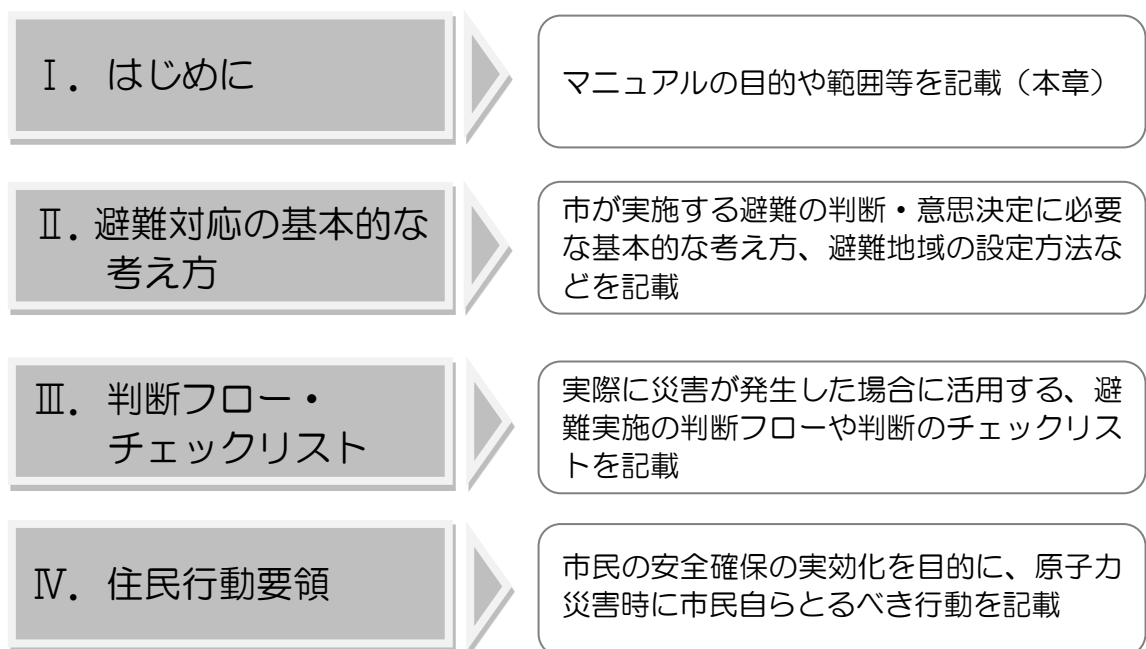
その後、原子力規制庁の発足、原子力災害対策指針の策定、福井県地域防災計画原子力災害対策編の改定等が行われ、敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編の改定を行うとともに、本マニュアルの改定も行った。

今後も国、県の動向を踏まえ、市の計画を改定するとともに、本マニュアルの内容の充実・強化を図ることとする。

2. 本マニュアルの対象範囲・全体構成

本マニュアルは、福島第一原子力発電所の災害の教訓を踏まえ、事故等により放出された放射性物質から、「緊急かつ安全に市民が避難を実施するまで（概ね発災直後から1、2週間程度）の対応」（以下、「緊急避難」とする）を具体的に定めている。

緊急避難までの対応を記載した本マニュアルの構成は以下の通りである。



Ⅱ．避難対応の基本的な考え方

避難の判断・意思決定や、市の各担当部署（班）の対応の前提となる避難対応の基本的な考え方を示す。

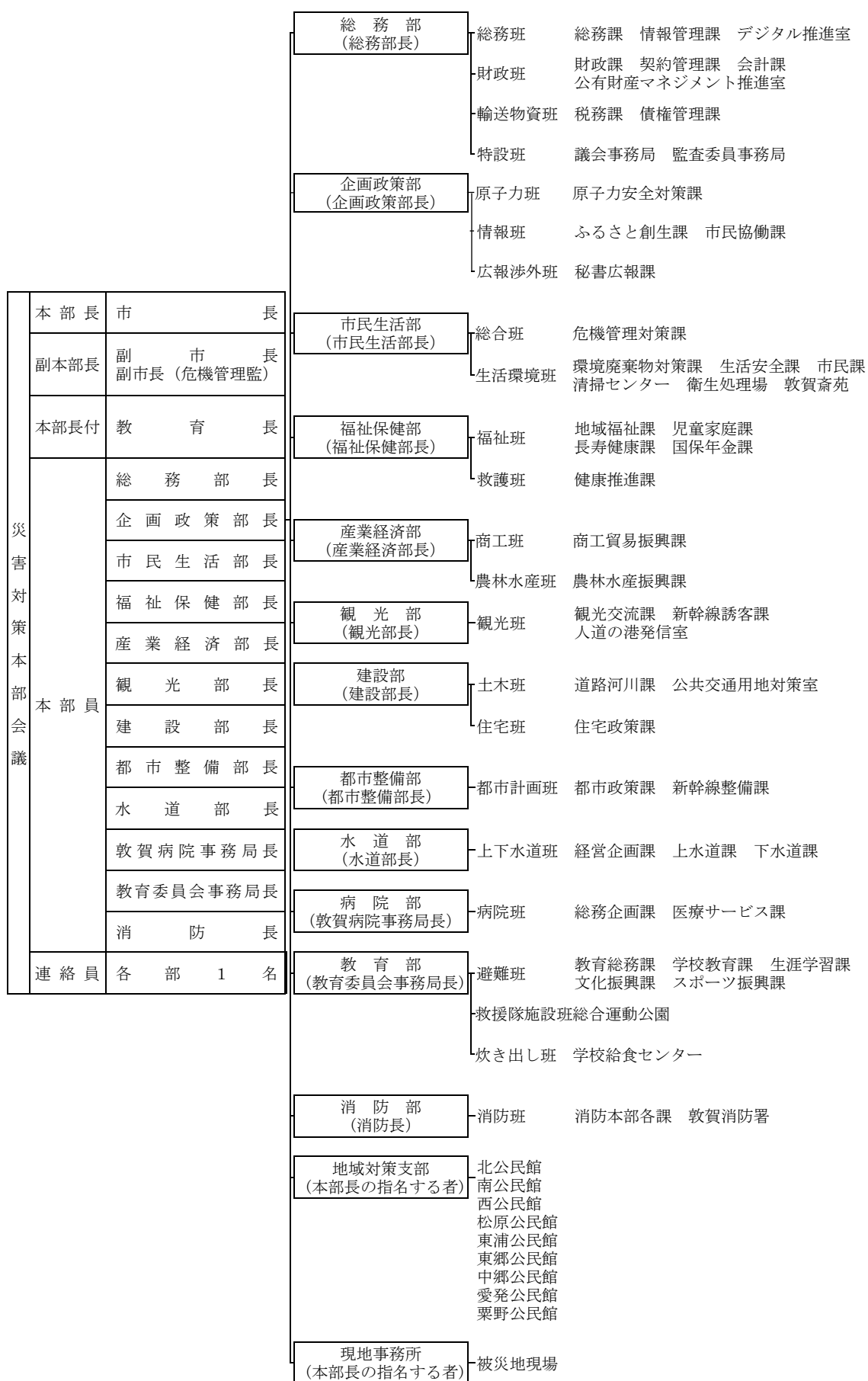
1. 市の体制

(1) 市担当部門の組織体制、事務分掌

市職員及び防災関係機関は、敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編の組織体制、事務分掌に基づいた災害対応を実施する。

なお、今後も国の防災基本計画、原子力災害対策指針、福井県地域防災計画の改定を踏まえた上で、より実効的な敦賀市地域防災計画の改定を行う。

敦賀市原子力災害対策本部の組織体制



(2) 市外避難への対応体制

敦賀市周辺の原子力施設において、福島第一原子力発電所事故と同等の災害が発生した場合に、市全域が避難対象となる可能性がある。放射性物質の影響を可能な限り回避するため、迅速かつ円滑に市外（UPZ外）への緊急避難を実施できる対応体制を整備する。

また、円滑な避難の実施とともに地域コミュニティの維持にも配慮した、行政区毎の避難候補地を設定する（特に、事故の状況が不明で市内全域が一斉避難を実施する場合）。

緊急避難の実施体制整備にあたり、優先的に行うべき事項は以下の通りである。

- 避難先の職員の配備体制、情報共有（特に複数箇所に緊急避難をする場合の要員配置）。
- 行政機能維持に必要な重要資産の移転手順の整備。

(3) 専門的事項に関する判断体制

既往の国、県、市、防災関係機関の計画では、原子力災害時は、原子力防災センター（OFC：オフサイトセンター）において、関係機関が合同で防災対策の検討・実施をするよう定められている。

福島第一原子力発電所の災害を踏まえ、国をはじめとした関係機関の防災体制の充実・強化を図っているが、新たな防災体制においても、国や県等と十分に連携した対応ができない可能性がある。

そこで、国が中心となった原子力防災センターにおける防災対策が機能する場合と、機能しない場合の両者を想定し、確実に避難の判断・実施をするため、以下の体制を整備する。

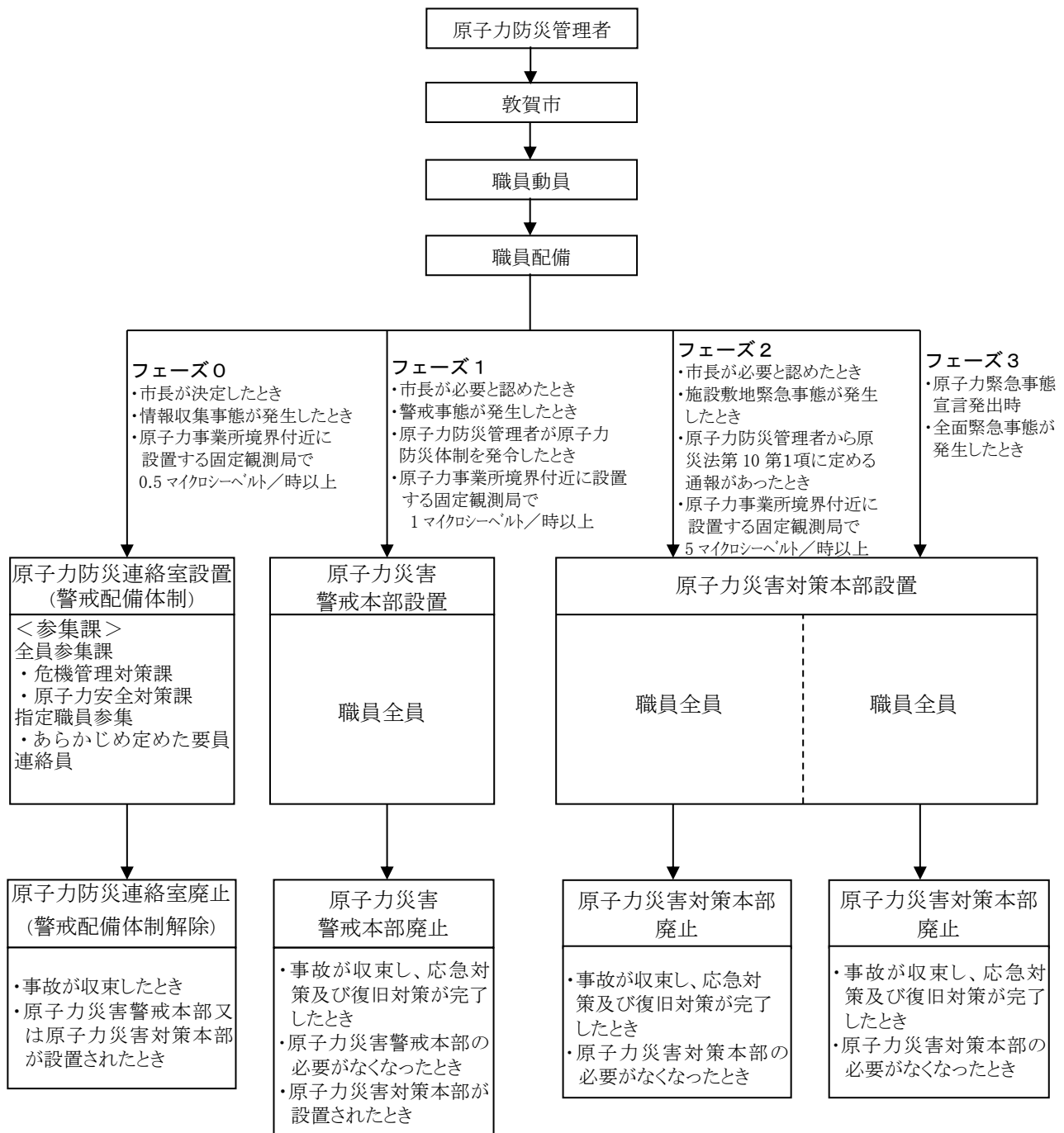
1) 原子力防災センターが機能する場合

- 敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編の事故・災害対応体制に基づき、原子力防災センターに職員を派遣し、国などの防災関係機関等と連携して災害対応を行う。
 - ー フェーズ1の段階：敦賀市原子力災害警戒本部設置とともに、原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部を設置する。
 - ー フェーズ2の段階以降：敦賀市原子力災害対策本部設置とともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。

2) 原子力防災センターが機能しない場合

- 敦賀市原子力災害警戒本部設置の段階（フェーズ1）から、本市職員及び以下の要員等を確保した上で事故・災害対応を行う。
 - ー 市独自に避難の判断をするための支援要員として、敦賀市原子力災害警戒本部設置の段階から国や事業者に対し、最新の事故情報の提供、国・事業者等での決定事項の伝達、技術的事項の支援を目的とした職員派遣を要請する。
 - ー 防災アドバイザーとともに、施設の技術的な情報、放出される放射線の情報を理解し市長・職員に説明できる専門家として、福井大学附属国際原子力工学研究所や被ばく医療機関等から原子力・放射線に関する専門アドバイザーを確保する。

原子力災害等発生時の敦賀市の防災体制



2. 情報収集・伝達の体制と手段

(1) 国・県等からの情報収集・伝達

国、県等の計画を踏まえ、確実な情報共有をできる体制・手段を整備する。また、緊急時モニタリング結果・気象情報等、避難判断に必要な情報を市が直接入手できる体制・手段を整備する（国・県に要請）。

上記は、防災体制として最低限確保しなければならない事項であり、さらに福島第一原子力発電所の災害のような、国、県等から情報が入手できない状況となった場合は、以下のように対応をする。

- 市独自で避難を判断する情報源として、事業者や専門アドバイザーから意見を聴取する。

(2) 事業者からの情報収集・伝達

避難の判断には、国、県等を介した情報のみならず、事業者から直接情報を入手できるよう、以下の体制を整備する。

- 敦賀市原子力災害警戒本部設置の段階で、事業者（発電施設）からの要員を確保する。
- 発電施設からの情報が入手できない場合のバックアップ機能役となる事業所を定める。
- 衛星携帯電話の活用（日頃から訓練等を通じて使用方法を把握しておく）。

上記の体制を整備するとともに、災害時に国や事業者からの情報が発信されない場合には、必要に応じて事業者（日本原子力発電株式会社敦賀事業本部、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部、関西電力株式会社原子力事業本部）に市職員を派遣するなど、災害時に考えられ得るあらゆる手段を活用し、積極的に情報を収集する。

3. 避難計画

(1) 避難対象地域(原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲)

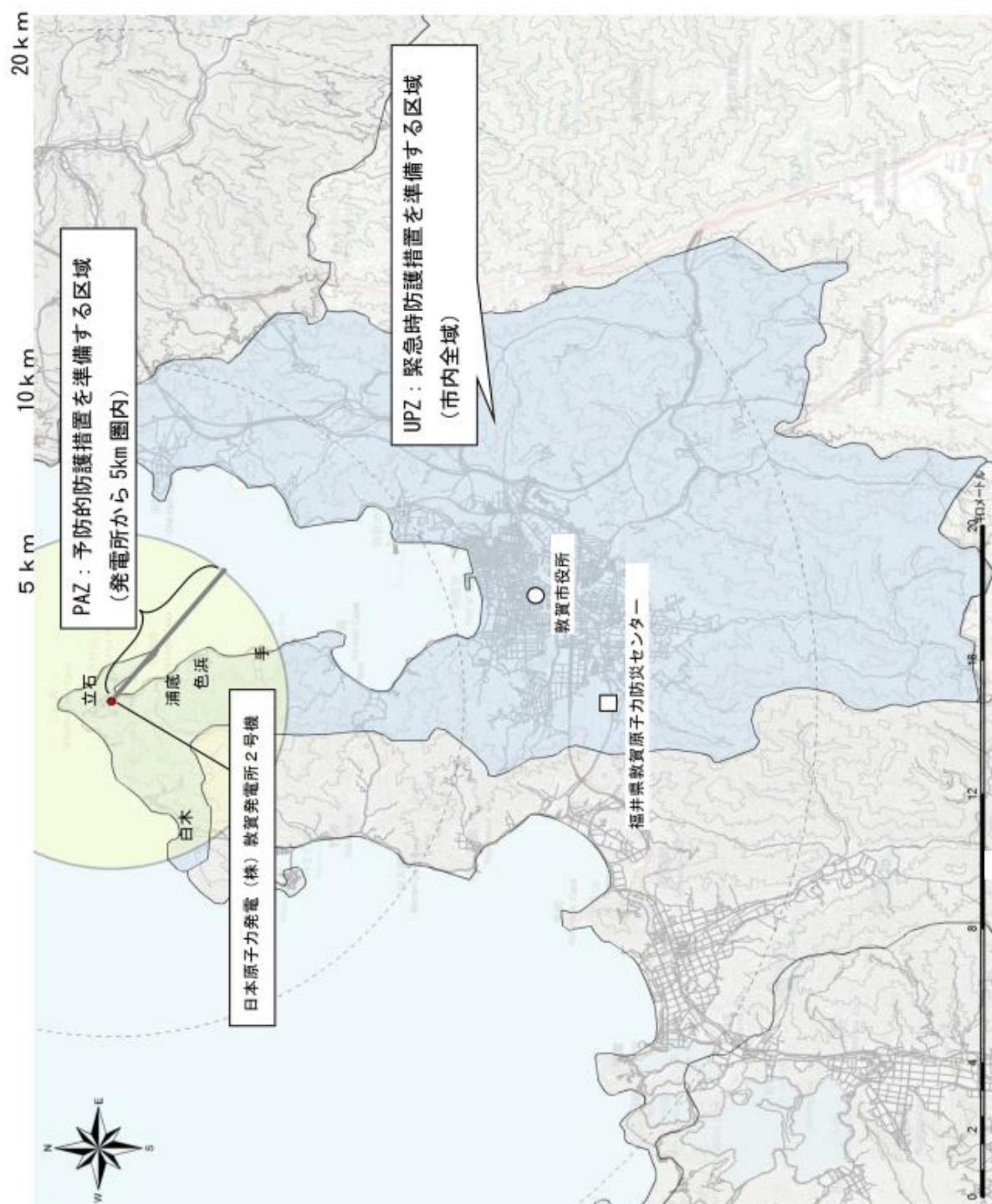
原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、表2-3-1及び図2-3-2から図2-3-6に示す地域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」とする。

表2-3-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

	PAZ		UPZ	
	発電所からの距離 (目安)	地域名	発電所からの距離 (目安)	地域名
敦賀発電所 1号機	半径 5km		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜、 手
敦賀発電所 2号機			半径 5km～ 市内全域	左記以外の 市内全地域
もんじゅ	半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜	半径 5km～ 市内全域	左記以外の 市内全地域
美浜発電所 1、2号機	半径 5km		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目
美浜発電所 3号機			半径 5km～ 市内全域	左記以外の 市内全地域
ふげん	半径 5km		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜、 手

PAZ (Precautionary Action Zone)：予防的防護措置を準備する区域

UPZ (Urgent Protective action planning Zone)：緊急時防護措置を準備する区域



日本原子力発電(株) 敦賀発電所 2号機

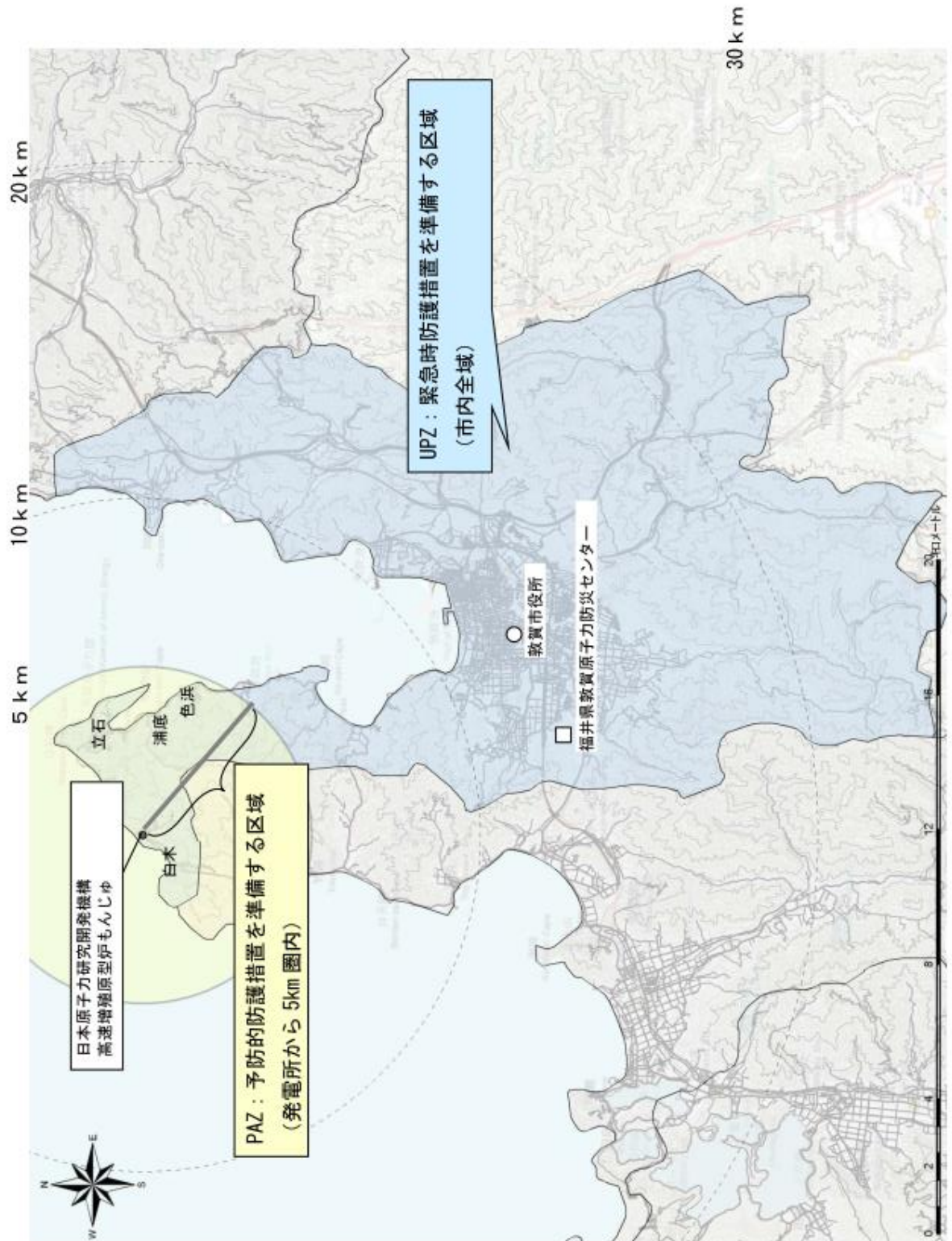


図 2-3-3 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ

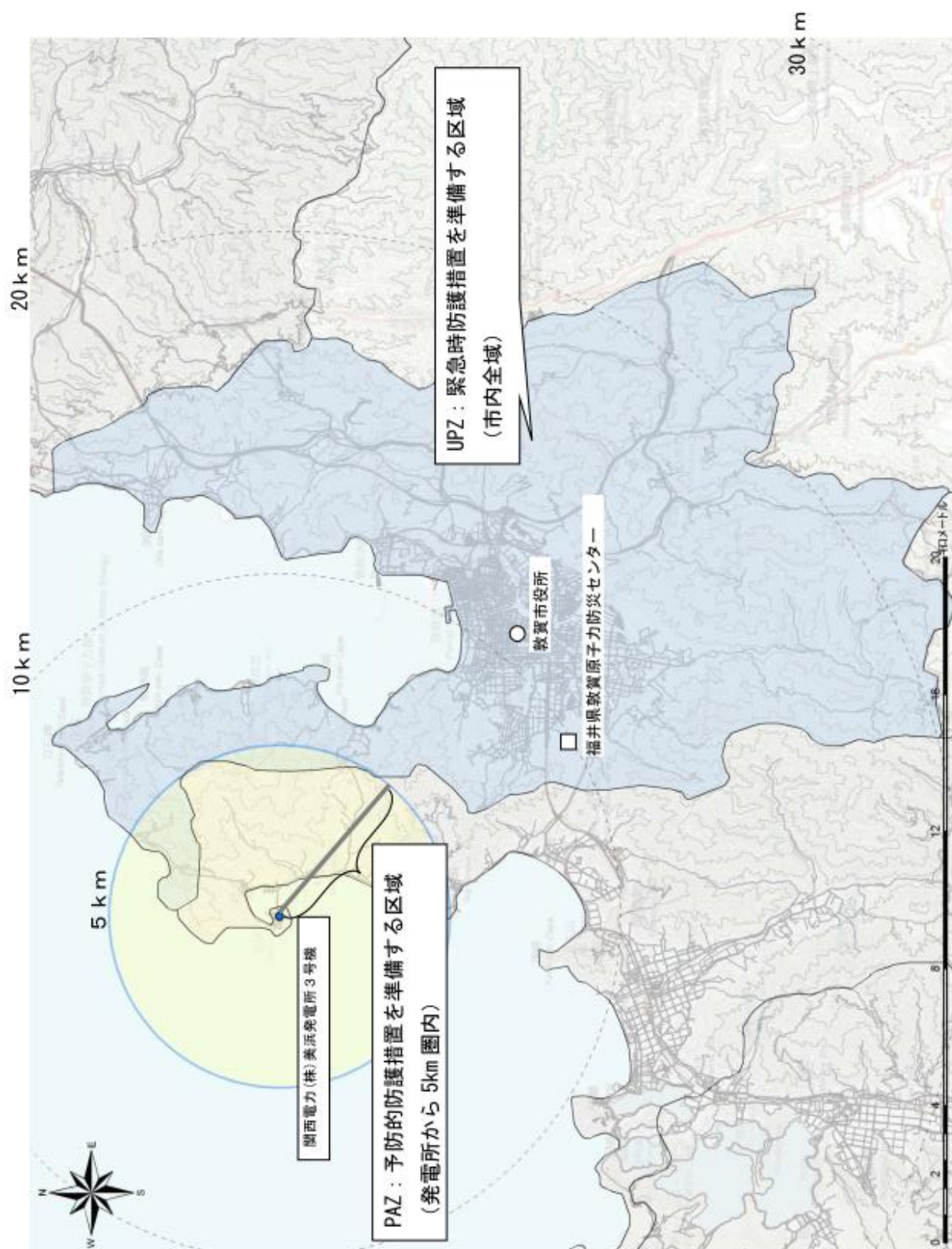


図 2-3-4 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

関西電力(株)美浜発電所3号機

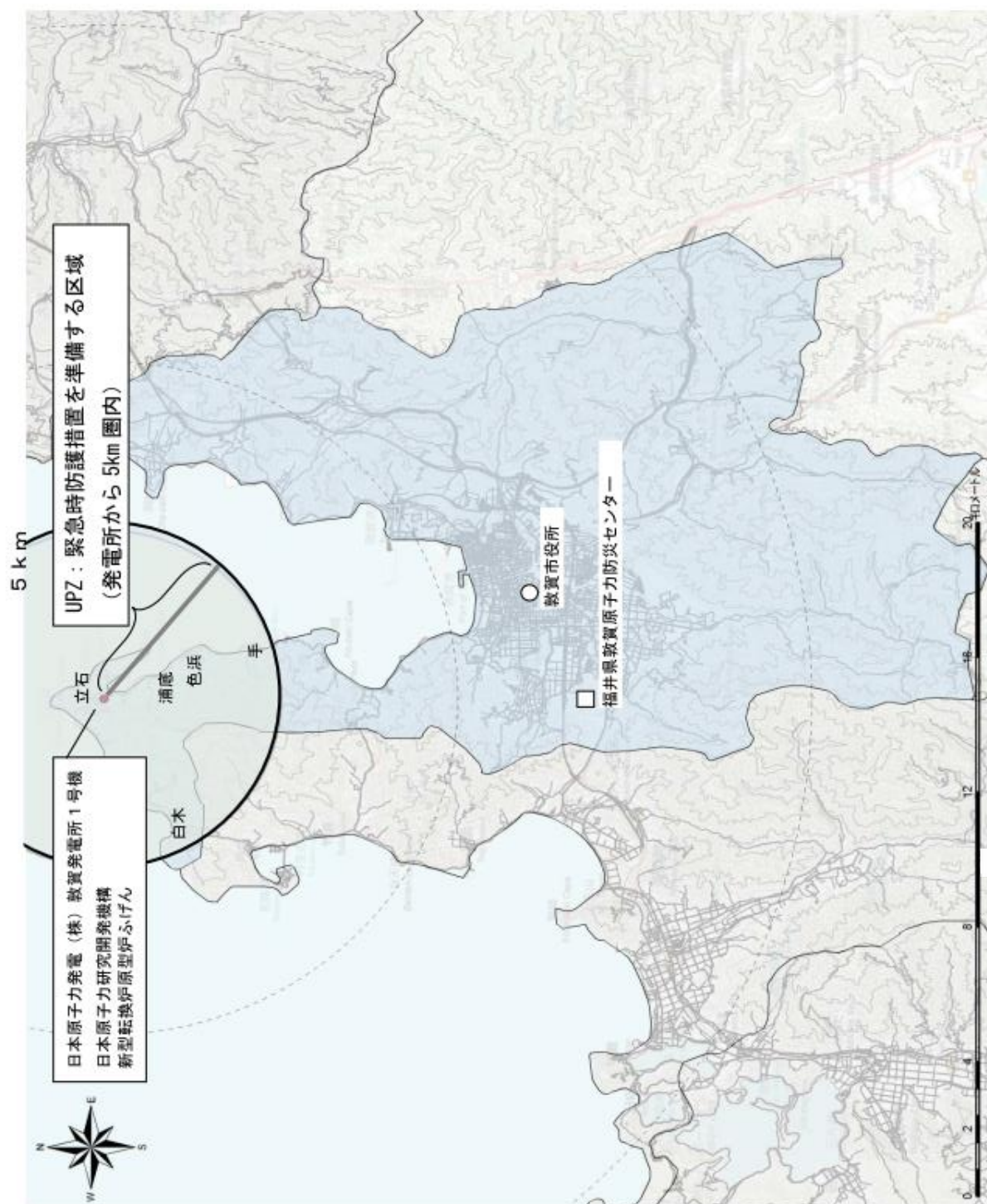


図 2-3-5 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機及び日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん

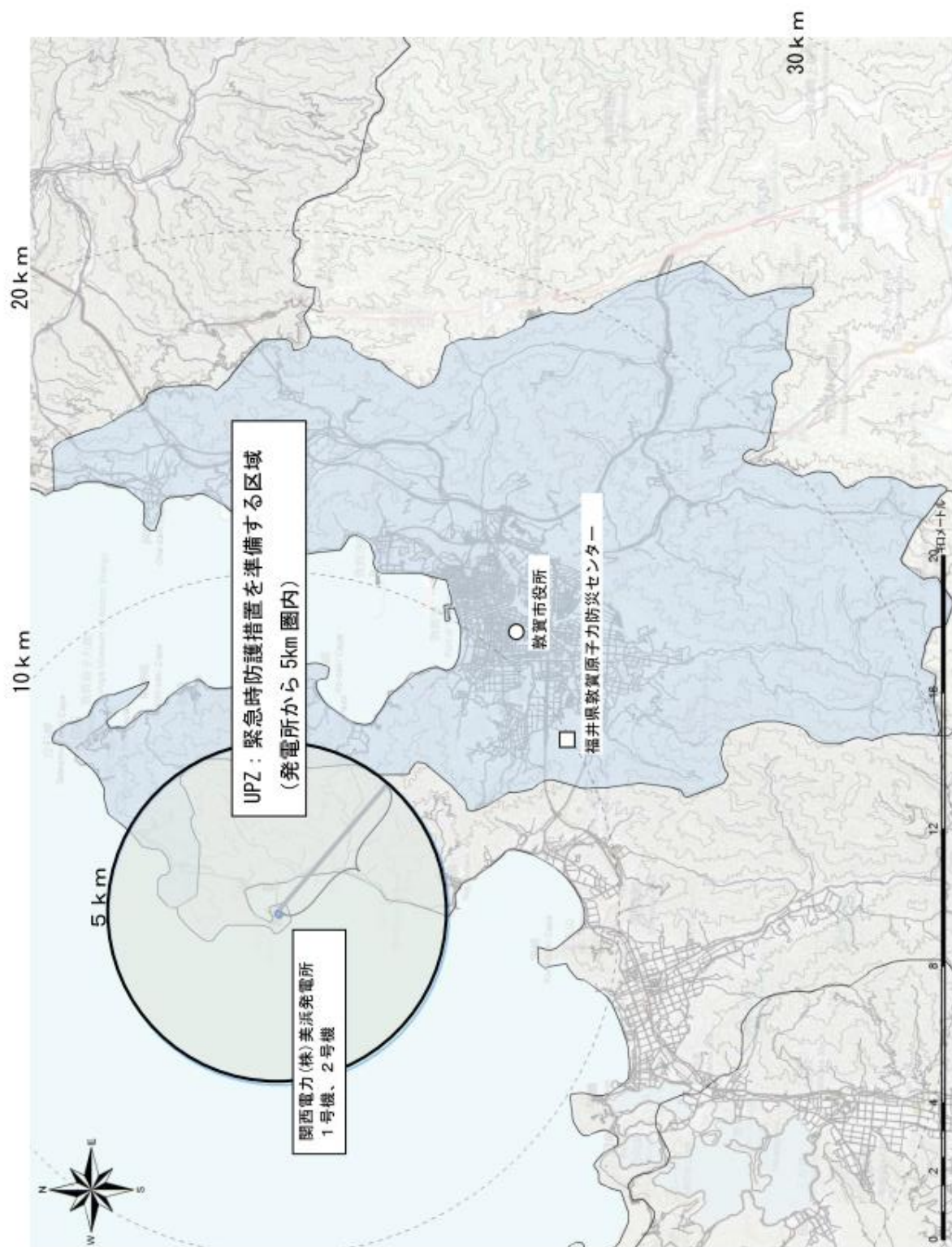


図 2-3-6 教賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
関西電力(株)美浜発電所1号機、2号機

(2) 避難等の判断

国の原子力災害対策指針では、緊急事態における防護措置実施の基本的考え方として、緊急時活動レベル（EAL）と運用上の介入レベル（OIL）が示されている。

本市では原子力発電所における事故・災害発生時には、指針の考え方を踏まえた避難等の防護対策を実施する。

防護措置（避難等）の基本的な考え方*

1. 緊急事態区分（緊急時活動レベル（EAL））に基づいた対応

- 原子力施設の事故による放射性物質の異常な量の放出を開始する前に、原子力施設の状況に応じて、早期に対策を実施（予防的防護措置の準備及び実施）する。
- PAZ及びUPZの対応は以下のとおり。

緊急事態区分	基本的な考え方
①警戒事態 (AL)	情報収集体制の構築 PAZ内施設敷地緊急事態要避難者等に向けた避難指示準備
②施設敷地緊急事態 (SE)	緊急時モニタリング結果等の情報収集の強化 PAZ内施設敷地緊急事態要避難者等に向けた避難指示 PAZ内すべての住民等を対象とした避難指示準備
③全面緊急事態 (GE)	PAZ内すべての住民等を対象とした避難指示 UPZ内市内全域を対象とした屋内退避指示

2. 運用上の介入レベル（OIL）に基づいた対応

- 緊急時モニタリング結果等に基づき、空間放射線量率等の計測可能な値で示される運用上の介入レベル（OIL）に基づき、防護措置（避難、屋内退避等）を行う。
- PAZ及びUPZの対応は以下のとおり。
 - －PAZ内：避難実施済み（全面緊急事態と判断された段階で避難指示を行うため）。
 - －UPZ内：OILの基準を超えた地域については、避難等の指示を行う。

* EAL及びOILの判断基準は資料編参照。

1) 緊急事態区分(緊急時活動レベル(EAL))に基づいた避難等実施の考え方

緊急事態区分は原子力施設の状況に応じて3区分に分かれ、全面緊急事態の段階でPAZの即時避難を実施できるように、各区分で避難等の実施に向けた準備を開始する。各区分で実施される避難等実施(準備を含む)の考え方は下図のとおりである。

①警戒事態(AL)の対応

【住民等の対応：PAZ】

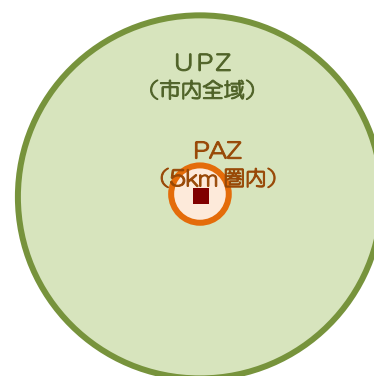
- ・施設敷地緊急事態要避難者^{※1}の避難準備
- ・一時滞在者の退避(広報)
- ・一般住民は情報の確認のみ実施

【住民等の対応：UPZ】

- ・一時滞在者の退避(広報)
- ・一般住民は情報の確認のみ実施

【市の対応：PAZ・UPZ共通】

- ・警戒事態発生の広報
- ・バス等の派遣準備
- ・一時集合施設の開設



②施設敷地事態(SE)の対応

【住民等の対応：PAZ】

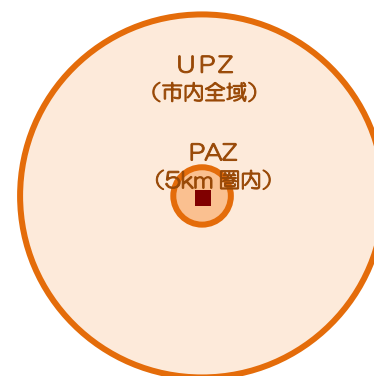
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難指示
- ・一般住民の避難準備

【住民等の対応：UPZ】

- ・一時滞在者の退避(広報)
- ・一般住民は情報の確認のみ実施

【市の対応：PAZ・UPZ共通】

- ・施設敷地緊急事態発生の広報
- ・バス等の派遣準備
- ・避難車両中継所の開設(敦賀市総合運動公園)



③全面緊急事態(GE)の対応

【住民等の対応：PAZ】

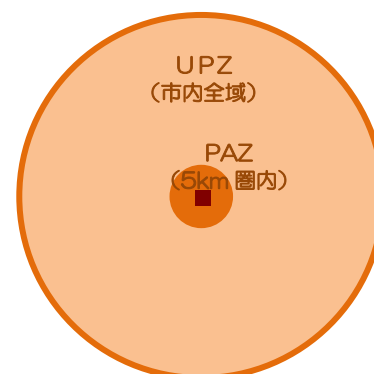
- ・一般住民の避難指示

【住民等の対応：UPZ】

- ・屋内退避指示(市内全域)
- ・避難の準備

【市の対応：PAZ・UPZ共通】

- ・全面緊急事態発生の広報
- ・バス等の派遣要請
- ・避難状況の確認



^{※1} 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない人々。あるいは、安定ヨウ素剤を事前配布されていない人及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な人。

2)運用上の介入レベル(OIL)に基づいた避難等実施の考え方

運用上の介入レベル（O I L）は、全面緊急事態後に重点的に実施される緊急時モニタリングの結果に基づき判断されることになる。具体的な避難対象地域は、O I Lの数値基準とともに発電所からの距離・方位、各地域の人口、地理特性等も考慮した上で総合的に判断する。

全面緊急事態以降の避難実施の考え方を以下に示す。

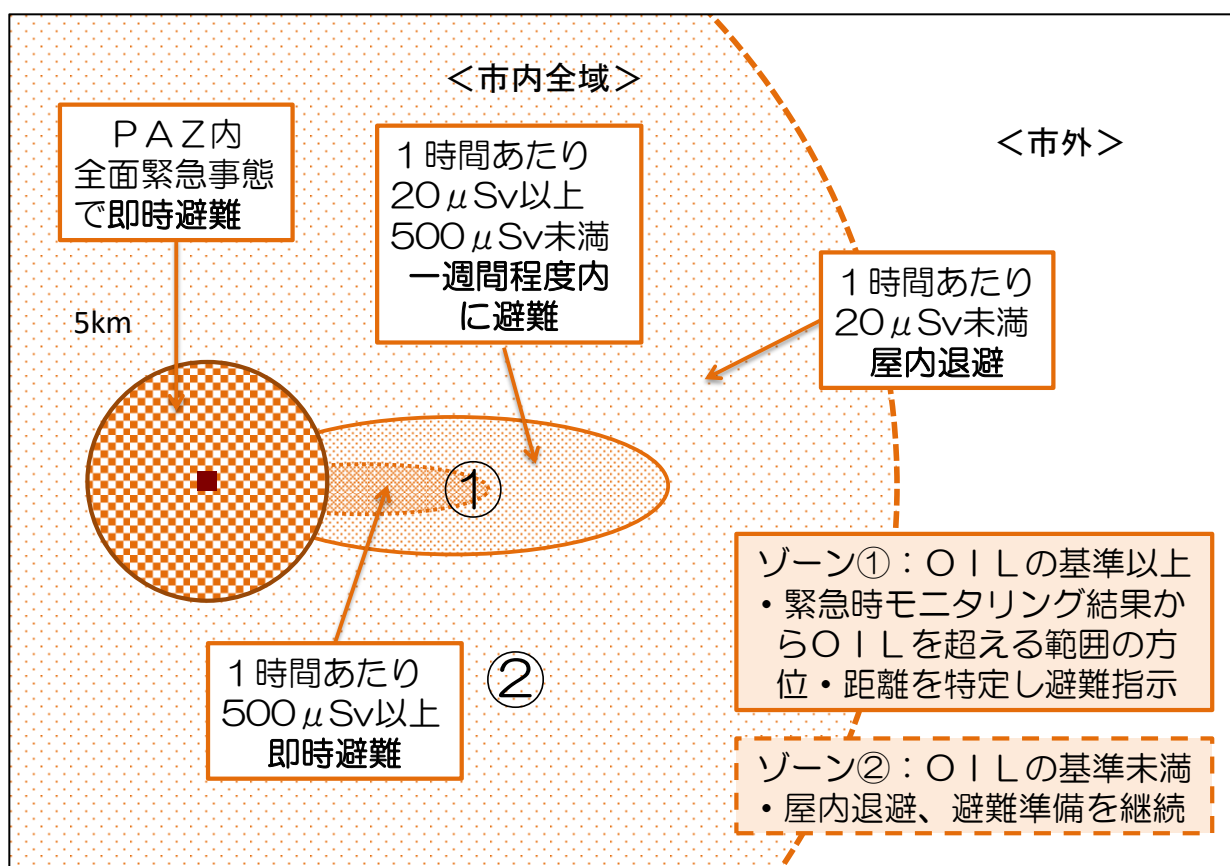
		PAZ	UPZ
放射性物質の放出前	全面緊急事態	即時避難	屋内退避
放射性物質の放出後	数時間以内		緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量の実測値を基に、範囲を定め、避難等を指示 空間放射線量が1時間あたり500 μ Sv 以上 即時避難
	1週間以内		空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv 以上、500 μ Sv 未満 一時移転 空間放射線量が1時間あたり20 μ Sv 未満 引き続き屋内退避

(3) 避難等の対象範囲設定

UPZの避難は、原則としてOILに基づき国が指示や範囲の判断を行うこととされている。この判断はより迅速に実施する必要があるため、市において距離や方位等を踏まえて、あらかじめ判断をするための目安を明確化しておくことが望ましい。

そこで、運用上の介入レベル（OIL）に基づいた避難等の判断の目安として、大きく2つのゾーンに区切り、避難等の範囲を特定することとする。

距離・方位に基づいたゾーン区分に基づき、具体的な避難の範囲を設定する。実際の避難指示等は、住民等にとってわかりやすさの観点から、ゾーン区分をもとに地区単位で発出することとし、ゾーン区分を具体的な「地区名」に置き換える。



ゾーン区分概念図

(4) 避難等に関する行動指示の種類

災害時に住民が何をすべきかを明確にわかりやすく伝えることを第一に考え、避難等に関する行動指示は原則として次の3種類に統一する。

〈A〉 避難準備：	避難指示対象地域に隣接する地域に対し、事故の拡大等に備えて情報収集や避難のための準備を呼び掛ける。
〈B〉 屋内退避：	「避難指示」を発出する可能性のある地域ではあるが、放射線量や搬送リスクを考慮し、即時避難が有効でない場合、当該地域の居住者、滞在者、その他の者に、自宅等の建物内に入ることを求める。
〈C〉 避難指示：	当該地域の居住者、滞在者、その他の者に避難のための立ち退きを指示する。

(5) 避難等の意思決定(判断)体制

原子力防災センターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、同協議会の検討結果に基づく。

同協議会が何らかの理由により設置されない場合などにおいては、市災害対策本部における独自の検討に基づき、避難等の意思決定を行う。

- 市独自の意思決定にあたっては、原子力、放射線などの専門アドバイザー（あらかじめ指定）の協力を得る。

○ I L に基づく避難の判断

パターン	モニタリング結果の入手状況	避難の判断
連携対応パターン	・ 緊急時モニタリング計画に基づいたモニタリング結果が、モニタリングセンター等から、緊急時モニタリング結果が確実に提供される場合	・ 国（オフサイトセンター）と連携した上で、緊急時モニタリング結果が○ I L の基準を超過した区域から順に避難指示を判断する。
個別対応パターン	・ モニタリングセンター等から、緊急時モニタリング結果が提供されない（あるいは、緊急時モニタリング計画で想定したモニタリングが十分に実施できない）場合	・ 市独自で入手できるモニタリング結果に基づき、○ I L 基準を超えた範囲を特定し、避難指示を判断する。 ・ 避難指示の判断にあたっては、気象情報等、周辺環境を把握できる情報を入手するとともに、専門アドバイザーの技術的支援を受ける。

(6)一般市民等の避難方法(輸送手段)、避難経路

1)避難方法

市内における避難については、住民等による自家用車の利用を前提とする。なお、交通量抑止のため、住民等には「複数乗り合い」の協力を呼び掛ける。

自家用車による避難手段の確保が困難な住民等については、まず徒歩で近隣（同一地区内）の一時集合施設へ集合し、市が調達したバス等により避難する。

2)避難経路の確保

円滑な避難に向けて以下の対応を実施する。さらに、これらの対応状況を市が確実に把握するための情報共有体制・手段を整備する。

- 道路交通渋滞を避け、避難経路を確保するため、交通規制（流入規制）を関係機関に要請する。
- 道路交通渋滞、もしくは半島部などで孤立する地区が生じた場合には、関係機関等への協力を依頼し、船舶、ヘリコプターによる避難も実施する。
- 国、県及び協定を締結した事業者等に要請し、避難手段（バス、船舶、ヘリ等）を確保する。
- 県を通じて県内市町、県外近隣市町村に対して避難支援に係る以下の支援を要請する。
 - ・ 敦賀市内から市外等への避難支援のためのバス等の提供
 - ・ 船舶等を含む緊急車両の提供
 - ・ ガソリン等の燃料の支援（東日本大震災のように燃料の確保が困難になることが見込まれる場合）
- 避難に関する詳細な施設名等は資料編を参照のこと

3)要配慮者の避難

要配慮者^{※2}については、民生委員や消防団等による避難確認の実施とともに、各地域における住民間の協力に基づいた避難支援を行う。住民等による避難支援が困難な場合、防災関係機関の支援により避難を行う。

医療機関等の避難は、医療関係者の判断・指示に基づき、自衛隊等の協力を受け搬送体制・受け入れ体制を確保した上で避難をする。

※2 要配慮者

災害等に関する必要な情報を迅速かつ的確に把握すること、避難や避難生活等において支援が必要になる人々のこと。高齢者、要介護（要支援）認定を受けている方、障害者、傷病者、外国人、妊産婦、乳幼児等が該当する。

(7)避難先

1)広域避難施設

敦賀市の県内の広域避難施設は、小浜市、福井市とする。また、県外への広域避難施設は、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県生駒市とする。地区ごとの詳細な避難施設は資料編を参照のこと

2)避難等に活用する施設区分

避難実施に当たって一時集合施設、避難施設を次の区分で設定する。

名 称	位 置	利用方法
一時集合施設※3	P A Z	・ P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者が一時的に避難する施設 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の輸送のためにバスが派遣される
一時集合場所※4	P A Z	・ 自ら避難手段を確保できない住民等のための集合施設 ・ 一時集合場所へ集合後、防災関係機関等の支援により一時避難施設に移動
	U P Z	・ U P Z が避難指示対象地区となった場合：自ら避難手段を確保できない住民等のための集合施設 ・ 一時集合場所へ集合後、防災関係機関等の支援により拠点避難所に移動
拠点避難所※5	市外	・ 広域避難の際に避難住民の確認及び自家用車を一時保管する場所
広域避難施設※6	市外	・ 市外への広域避難が必要となった場合の避難先（国、県により指定）

※3「一時集合施設」：P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難のために開設する。

西浦小中学校、常宮小学校が該当

※4「一時集合場所」：避難対象地域において、自ら避難手段を確保できない住民等に対し、避難支援の円滑な実施のために一時的に集合をする施設。

例）市内小学校、公民館、区会館等

※5「拠点避難所」：広域避難先において、避難車両の一時保管、避難施設へ移送するバスの乗り換え場所、及び避難住民の休憩・救護のために開設する場所。

拠点避難所候補地一覧（P 1 5 8～）のとおり

※6「広域避難施設」：市外への避難が必要となった場合の避難施設。

集落別避難先一覧（P 1 4 7～）のとおり

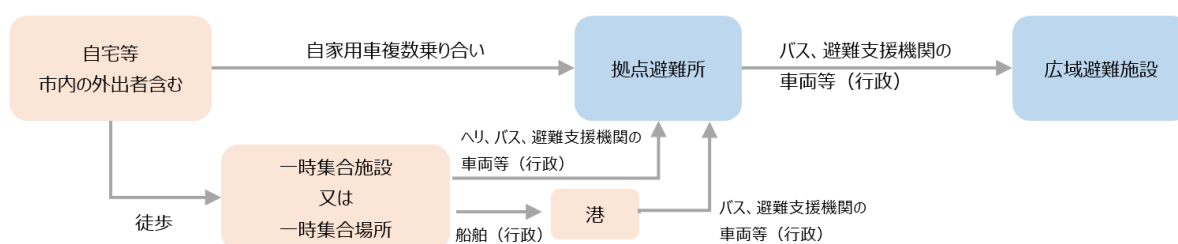
(8) 避難実施方法

1) PAZ の避難方法

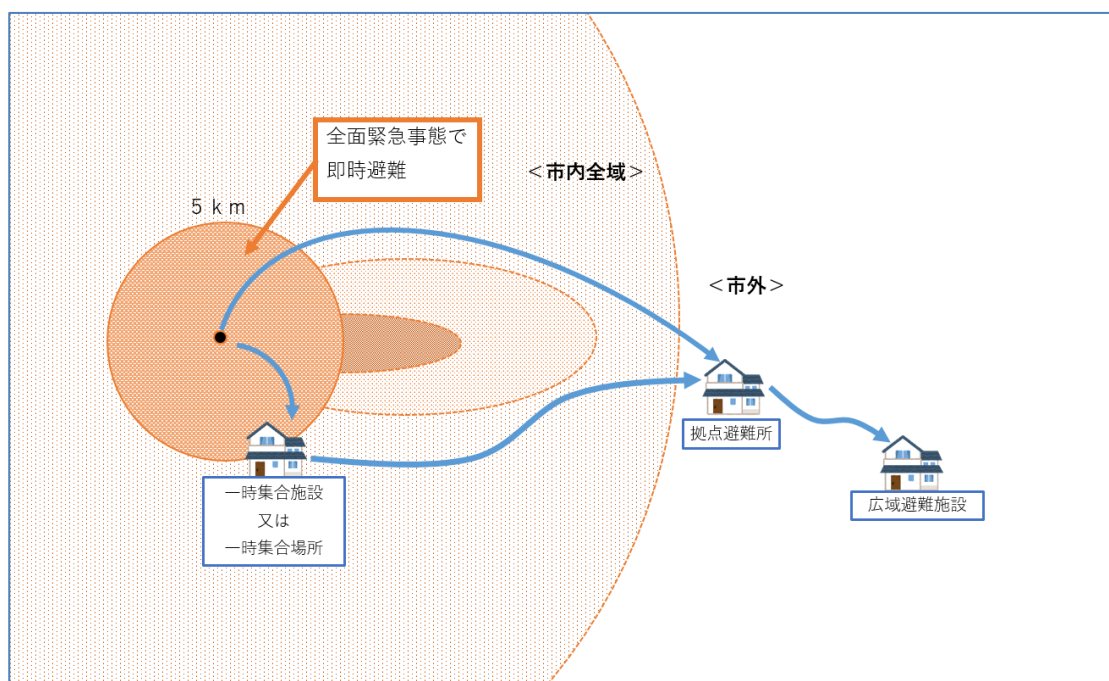
自家用車等の乗り合いによる避難を原則とする。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、防災関係機関等の協力により避難支援を行う。

区 分	避難等の対応	
PAZ	避難範囲の設定	全方位避難（全面緊急事態により判断）
	避難方法 避難場所	- 自家用車等により市中心部の一時避難施設（避難車両中継所等）に避難 - 自ら避難手段を確保できない住民は、一時集合場所に集合し、バスで避難 - 事故の状況に応じて、広域避難先に避難 - 施設敷地緊急事態要避難者は、一時集合場所へ集合した上で、防災関係機関等がバス、船舶、ヘリ及び避難支援機関の車両等を活用し避難支援を行う。

避難実施方法のイメージ（PAZ）



PAZの避難は、EALの事象発生に基づき実施する。

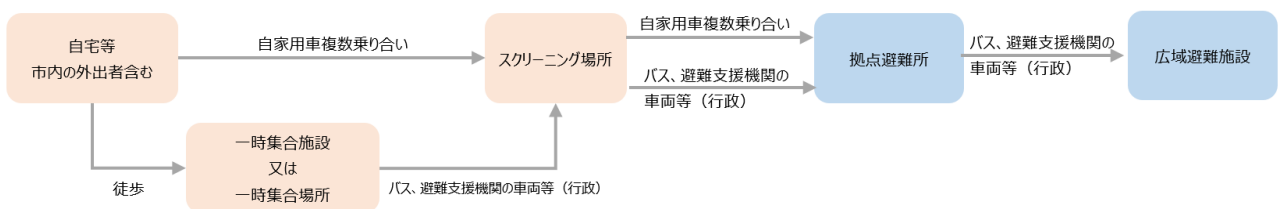


2)UPZ の避難方法

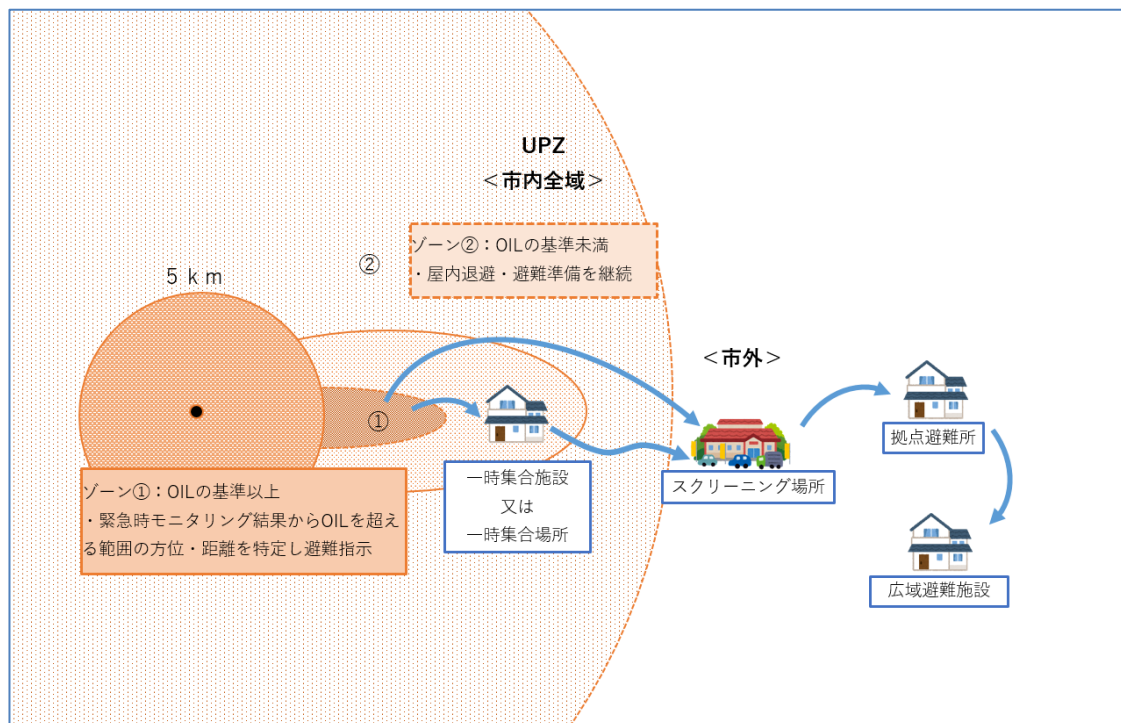
UPZ においても、自家用車等の乗り合いによる避難を原則とする。ただし、避難行動要支援者^{※7}は、防災関係機関等の協力により避難支援を行う。

区 分	避難等の対応	
UPZ	避難範囲の設定	緊急時モニタリング結果等に基づき範囲を設定
	避難方法 避難場所	- 自家用車等によりスクリーニング場所で避難退域時検査を受けた後、拠点避難所、広域避難施設へ避難 - 自ら避難手段を確保できない住民は、一時集合場所に集合し、バスで避難 - 避難行動要支援者は、一時集合場所へ集合した上で、防災関係機関等がバス及び避難支援機関の車両等を活用し避難支援

避難実施方法のイメージ (UPZ)



UPZ の避難は、OIL の数値基準及び発電所からの距離・方位等を考慮し、避難の範囲を総合的に判断する。



※7 避難行動要支援者

要配慮者の中で迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。

(9) 避難施設受け入れ後の体制

1) 受け入れ体制の整備

避難施設で生活できるように、受け入れ体制の整備や物資の確実な確保に向けた関係機関との協力体制を構築しておく。

特に、福島第一原子力発電所の災害では、コンビニエンスストアや流通関係事業者等の協力により、物資供給や現地での荷さばき等が円滑に進められた実績を踏まえ、流通関係事業者等の避難施設での物資供給に係る支援手続き等を明確化し、緊急時の円滑な支援体制を確保する。

2) 避難者の所在把握

東日本大震災では、多数の被災者の方々が全国各地に避難をした結果、住所地（避難される前のお住まい）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となった。そのため、総務省では避難先の市町村と被災地の市町村間で、被災者の所在を共有する「全国避難者情報システム*」を整備した。

広域避難が実施された場合、「全国避難者情報システム」を活用し住民の所在把握に努めることとする。

* 総務省「避難先における情報提供の受付について（全国避難者情報システム）」
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000082.html

4. 避難の広報

(1) 広報手段の確保

1) 確実な情報提供

避難等の実施に当たっては、以下のようにさまざまな手段を活用し、市内各地域に必要な情報を提供できる体制を確保する。

- CATV、防災ラジオ、防災メール、屋外スピーカー、広報車等による情報提供
- 携帯電話用緊急速報メール*による情報提供
- 区長、消防団、自主防災組織への市からの情報伝達による各地域への情報提供
- 漁協等への市からの情報伝達による漁業者等への情報提供

2) メディアとの連携

市庁舎にメディア対応スペースを確保し、報道機関等に対する情報発信体制を確保する。

(2) 緊急時の広報体制の充実・強化

事故状況や事業者・行政機関の災害対応状況等の最新情報を、市民に提供できる体制を確保するために、以下の体制を整備する。

- 災害対策本部の各班の情報集約・一元化体制
- 避難施設等の担当職員との情報共有体制
- 市民からの事故状況、避難、放射線等の問い合わせ対応体制
- 避難時・避難施設における市民への情報

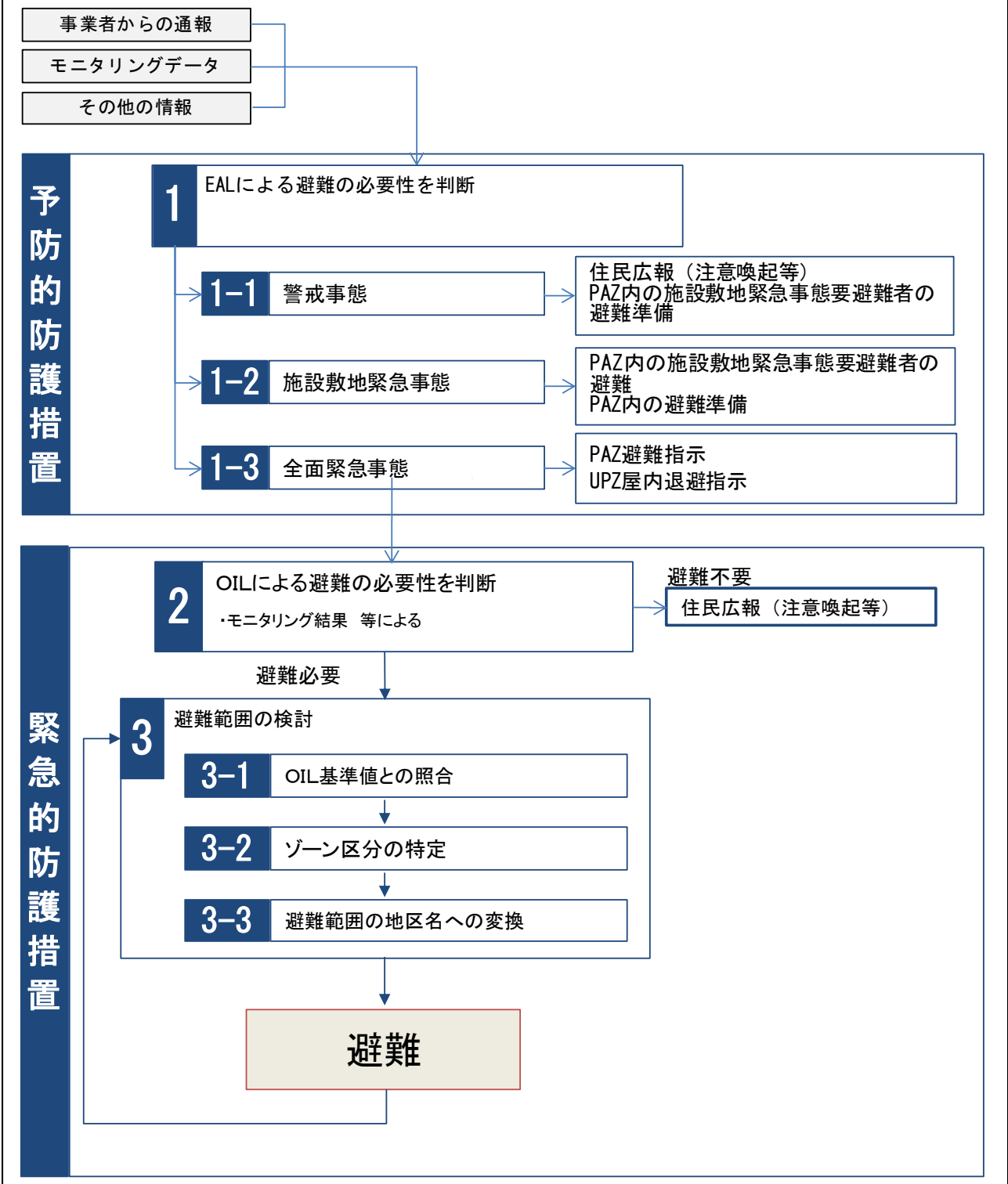
* 「緊急速報メール」：災害が発生した際に携帯電話会社が各地域個別の災害情報・避難情報をメールで一斉に発信する仕組みが整備されている。

Ⅲ. 判断フロー・チェックリスト

実際に災害が発生した場合に活用
する、避難実施の判断フローや判断
のチェックリストを示す。

1. 判断フロー

避難指示検討フロー



2. チェックリスト

1 EALによる避難の必要性を判断

- (1) ☐ 事象の段階を確認
- (a) 事業者からの通報である場合
通報様式中に「警戒事態」、「施設敷地緊急事態（原災法10条相当）」、「全面緊急事態（原災法15条相当）」の記載有無を確認する
- (b) その他の情報の場合
県からの連絡の場合、県に事象の段階を確認する。

1 -1 警戒事態

- (1) ☐ 原子力災害警戒本部を設置
- (a) 国、県、事業者からの情報収集を開始
- (b) 事態の進展状況から、必要に応じて災害対策本部設置準備を開始
-
- (2) ☐ 住民広報（注意喚起）を実施
- (a) 国、県、事業者から得られた情報に基づき広報文を作成
- (b) 広報（注意喚起）を実施
広報文案の作成
広報手段： ☐CATV ☐防災ラジオ ☐屋外スピーカー ☐防災メール ☐広報車
-
- (3) ☐ PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施
- (a) PAZ内の住民代表者（区長）に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を伝達
- (b) 避難支援車両の準備開始
- (c) 受入可能施設の調整を開始

1 -2 施設敷地緊急事態

- (1) ☐ 原子力災害対策本部を設置
- (a) 国、県、事業者からの情報収集を実施（1-1から継続）
-
- (2) ☐ 住民広報（注意喚起）を実施
- (a) 国、県、事業者から得られた情報に基づき広報文を作成
- (b) 広報（注意喚起）を実施
広報文案の作成
広報手段： ☐CATV ☐防災ラジオ ☐屋外スピーカー ☐防災メール ☐広報車
-
- (3) ☐ PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施
- (a) PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難を指示
- (b) PAZ内の住民代表者（区長）に施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を伝達
- (c) 一時集合施設への避難支援車両派遣
- (d) 受入可能施設の受入依頼
-
- (4) ☐ PAZ内の一般住民の避難準備を開始
- (a) PAZ内の住民代表者（区長）に一般住民の避難準備を伝達
- (b) 避難支援車両（追加）の準備開始
- (c) 受入可能施設の調整を開始

1 -3	全面緊急事態
(1)	☐ 原子力災害対策本部を設置（1-2から継続）
(2)	☐ 本部長（市長）に確認・意思決定を依頼 (a) 国原子力災害対策本部、オフサイトセンター、県に確認 ⇒「PAZ（5km圏内）避難指示」へ
(1)	☐ 5km圏内の地区名を確認 ⇒本マニュアル参照
(2)	☐ 輸送手段を確認・手配 ⇒本マニュアル参照
(3)	☐ 避難先（避難所）を確認し、避難所開設を指示 ⇒本マニュアル参照
(4)	☐ PAZに対する避難指示広報を指示 ☐ UPZに対する屋内退避指示広報を指示 広報文案の作成 広報手段： ☐ CATV ☐ 防災ラジオ ☐ 屋外スピーカー ☐ 防災メール ☐ 広報車
2	O I Lによる避難の必要性を判断
(1)	☐ モニタリング結果、気象データ等を確認 (a) モニタリング結果を確認 (b) 現在の風向・風速など気象情報を確認
(2)	☐ 専門家（アドバイザー）の意見を確認 モニタリング結果、気象データ、などを取りそろえて提示
(3)	☐ 避難が必要と判断される場合 ⇒3 避難範囲の検討へ ☐ 避難は不要と判断される場合 広報（注意喚起）を実施 広報文案の作成 広報手段： ☐ CATV ☐ 防災ラジオ ☐ 屋外スピーカー ☐ 防災メール ☐ 広報車

3	(拡散方位が特定可能な場合) 避難範囲の検討
3 -1	○ I L 基準値との照合
(1)	☐ モニタリング結果を照合
(2)	☐ ○ I L を超える箇所があるセクター (16分の1方位) を特定
(3)	☐ 特定されたセクターの両側に1セクター (16分の1方位) ずつ追加
3 -2	ゾーン区分の特定
(1)	☐ ○ I L を超える箇所のうち、施設から最も遠い地点を特定 (a) ○ I L を超える地点 ○ゾーン① (b) ○ I L 未満の地点 ○ゾーン②
(2)	☐ 孤立地区の有無を確認 Q. ゾーン②内に孤立地区 (ゾーン①を通らないと避難できない地区) はあるか? YES: 当該地区についてはゾーン①に変更
3 -3	避難範囲の地区名への変更
(1)	☐ ゾーン①の範囲に入る地区を特定 ⇒本マニュアル参照
(2)	☐ ゾーン②の範囲に入る地区を特定 ⇒本マニュアル参照
避難	
(1)	☐ 輸送手段を確認・手配 ⇒本マニュアル参照
(2)	☐ 避難先 (避難所) を確認し、避難所開設を指示 ⇒本マニュアル参照
(3)	☐ ゾーン①に対する避難指示の広報を指示 ゾーン②に対する屋内退避継続の広報を指示 広報文案の作成 広報手段: ☐ CATV ☐ 防災ラジオ ☐ 屋外スピーカー ☐ 防災メール ☐ 広報車 ⇒以後、必要に応じて「3. 避難範囲の検討」に戻る

IV. 住民行動要領

原子力災害発生時に円滑な避難を実施するために、住民がとる必要がある行動を示す。

原子力災害時において、市及び防災関係機関による円滑かつ安全な避難支援を実施するためには、住民自身が原子力発電所で事故が発生した際に「自分は何をするべきか」を日頃から把握しておくことが望まれる。事故発生時や避難等の指示が出された際に、住民がとるべき行動は以下の通りである。

1. 事故発生時の行動

原子力災害時に放出される放射性物質は、五感で感じることができないため、事故や災害対応等の情報を確実に入手する必要がある。

詳しい情報が入手できる場所で、以下に示す媒体等から情報を確認する。

- CATV（防災放送チャンネル）、防災ラジオ、防災メール、ホームページ
- 屋外スピーカー、広報車
- テレビ、ラジオ
- （船舶）海上保安本部等からの無線

2. 屋内退避時の行動

屋内退避は、避難指示を発出する可能性のある地域において、交通事情等の関係から即時避難が有効でない場合、当該地域の居住者、滞在者、その他の者に、自宅等の建物内に入ることを求める措置である。自宅等で屋内退避が指示された場合、以下に示す行動をとることとする。

- ・ ドア・窓を閉める
- ・ 換気扇、エアコンは止める
- ・ 外から屋内に入ったときは、手洗い、うがい、衣類を着替える

3. 避難実施時の行動

自宅等で避難指示が出された場合、以下に示す行動をとることとする。

【避難(外出)までの準備】

- テレビ、ラジオ、防災メール等から避難地域、避難場所を確認
- 電気のブレーカーを落とし、ガス、水道の元栓を閉める
- 窓やドアの戸締まりをする
- 外出時の服装（マスク、長袖、長ズボン、フード付きの上着、長靴、ビニール手袋）に着替える

持ち物リスト

- ☐ 現金、通帳、印鑑
- ☐ 運転免許証、パスポート等、身分証明書
- ☐ 着替え（2、3日分）
- ☐ ラジオ、携帯電話（充電器）
- ☐ 薬（医師からの処方が必要な薬）
- ☐ 育児、介護等に必要用品
- ☐ 非常用食品、飲料水（2、3日分）
- ☐ その他日常生活に欠かせない物（眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器等）

【避難実施】

- 近隣の住民に声をかける
- 家族や近隣の住民と自家用車に同乗し指定された拠点避難所へ移動する（渋滞が発生する可能性があるため、個別の自家用車避難は避ける）
 - ※ 市は避難が困難な地域、市民に対して、避難支援機関の協力を受けバス、船舶やヘリコプター等による避難の支援を実施
- 避難指示前に自主的に避難をした場合や、市の指定した避難施設以外の場所に避難をした場合には、本市又は避難先の自治体に避難先の連絡をする（避難中も事故の状況や行政サービス等の情報を継続してお知らせするため）

資料編

1. 用語集

1)PAZ(Precautionary Action Zone):予防的防護措置を準備する区域

福島第一原子力発電所の事故においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。そこで、原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、急速に進展する事故を考慮し、放射性物質からの重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域として「PAZ」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね 5 km」としている。

2)UPZ(Urgent Protective action Planning Zone):緊急時防護措置を準備する区域

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、放射性物質からの確定的影響のリスクを低減するため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などを準備する区域として「UPZ」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設から概ね 30 km」としている。

3)EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル

原子力発電所で事故が発生した場合、その緊急事態の程度によって、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などの防護対策の実施を判断する必要がある。原子力災害対策指針では、緊急事態を以下の 3 つに区分している（区分 3 が避難等を実施する段階に該当）。

緊急事態区分を判断するためには、原子力発電所内で発生した事故が、緊急事態区分のどの区分に該当するのかという基準（緊急時活動レベル：EAL）を具体的に定める必要がある。EAL は、各事業者において発電所の型式毎に国際基準を踏まえた個別の判断基準を定めた。

緊急事態区分と事象に関する詳細な内容等は本編を参照のこと

4)OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル

緊急時モニタリング結果など、具体的な計測結果に基づき、避難等を実施すべき地区を決定するための判断基準として（運用上の介入レベル：OIL）を設定する。

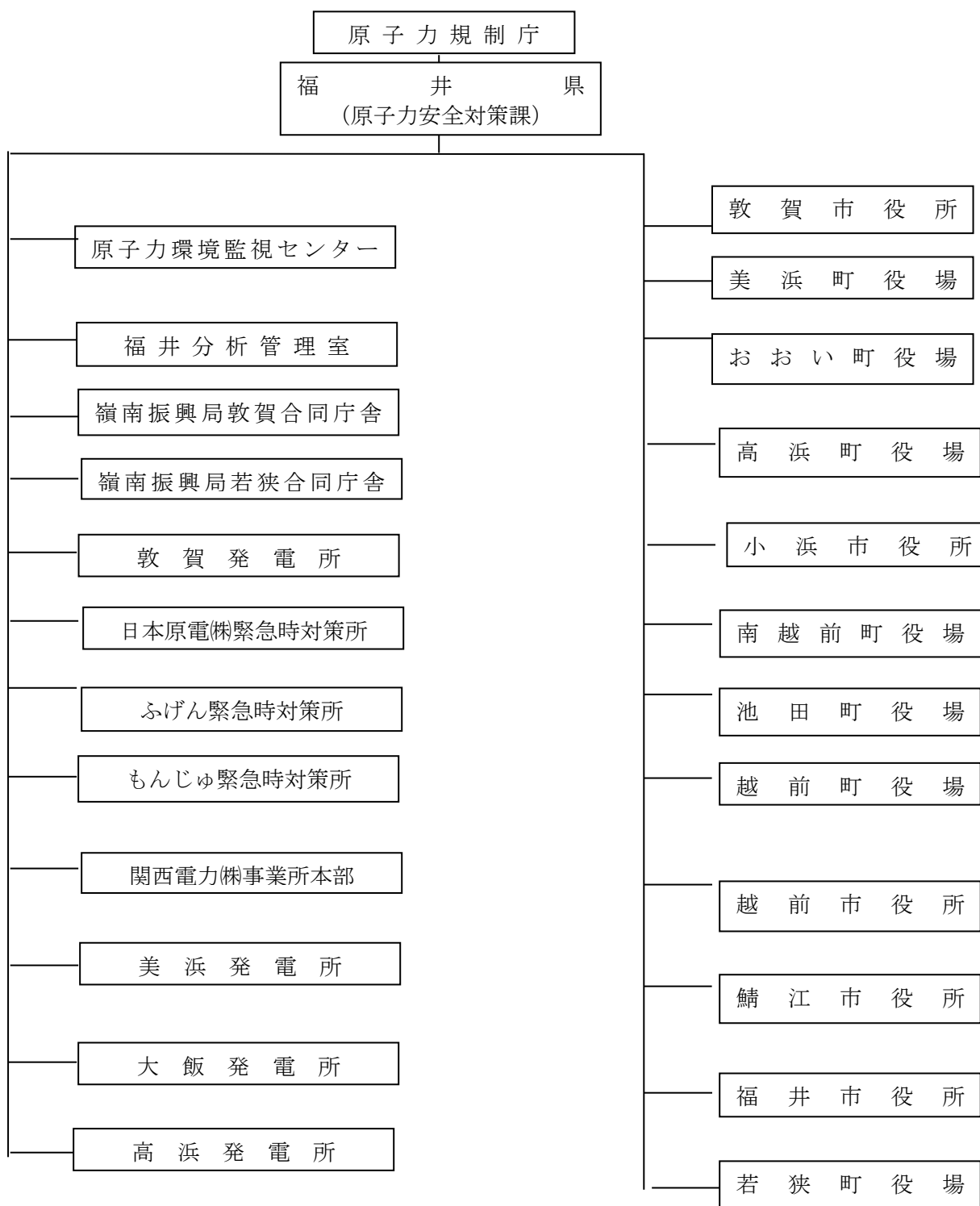
O I Lと防護措置の概要

	基準	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急時防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h 地上1m で計測した場合の空間放射線量率			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm 皮膚から数 cm での検出器の計数率 β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 皮膚から数 cm での検出器の計数率			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h 地上1m で計測した場合の空間放射線量率			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h 地上1m で計測した場合の空間放射線量率			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※原子力災害対策指針より抜粋

2. 情報伝達関係資料

専用電話系統図



専用電話番号表

電話番号		設 置 場 所
通話用	F A X	
215～218	IP-FAX	県 原子力安全対策課
214	—	県 危機対策・防災課
213	—	県 災害対策本部・事故対策本部
212	—	県 安全環境部長
331,332	IP-FAX	県 原子力環境監視センター
311,312,313	IP-FAX	県 原子力環境監視センター (福井分析管理室)
321,322	IP-FAX	県 若狭合同庁舎 嶺南振興局 (若狭県民サービス室)
341,342	IP-FAX	県 敦賀合同庁舎 嶺南振興局 (二州県民サービス室)
411,412	IP-FAX	敦賀市役所 原子力安全対策課
421,422	IP-FAX	小浜市役所 人口増未来創造課
431,432	IP-FAX	美浜町役場 エネルギー政策課
441,442	IP-FAX	高浜町役場 防災安全課
451,452	IP-FAX	おおい町役場 防災安全課
451,452	IP-FAX	南越前町役場 防災安全室
711,712	IP-FAX	福井市役所 危機管理室
721,722	IP-FAX	越前市役所 防災危機管理課
731,732	IP-FAX	鯖江市役所 防災危機管理課
741,742	IP-FAX	越前町役所 防災安全課
751,752	IP-FAX	池田町役場 総務財政課
761,762	IP-FAX	若狭町役場 環境安全室
511	IP-FAX	日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 緊急時対策所
521	IP-FAX	もんじゅ 緊急時対策所
531	IP-FAX	ふげん 緊急時対策所
541	IP-FAX	敦賀本部 緊急時対策所
551	IP-FAX	関西電力㈱原子力事業本部 非常災害対策本部
561	IP-FAX	関西電力㈱ 美浜発電所 事故対策会議室
571	IP-FAX	関西電力㈱ 大飯発電所 事故対策会議室
581	IP-FAX	関西電力㈱ 高浜発電所 事故対策会議室

福井県防災情報ネットワーク 電話番号表(抜粋)

	設 置 場 所	無線電話番号	F A X 番号
県 関 係	総合防災センター	170	172
	安全環境部長	610-2300	
	危機対策・防災課長	610-2170	
	原子力安全対策課長	610-2350	
	原子力安全対策課 ファクシミリ室	610-2356	
	原子力環境監視センター	820-02	820-60
	敦賀合同庁舎 嶺南振興局二州企画振興室	780-5-220	780-5-219
	若狭合同庁舎 嶺南振興局若狭企画振興室	790-5-218	790-5-210
	二州健康福祉センター 地域支援室	407-1-111	407-5
	若狭健康福祉センター 地域支援室	408-1-12	408-5
	敦賀港湾事務所 総務課	413-1-14	413-5
国	敦賀海上保安部	453-2	
自 治 体	敦賀市役所 危機管理対策課	301-1-194	301-5
	越前市役所 防災危機管理課	302-1-2304	302-1-2990
	小浜市役所 生活安全課	303-1-472	303-5
	美浜町役場 エネルギー政策課	330-1-230	330-5
	若狭町役場 総務課	329-1-2211	329-5
	若狭町上中庁舎 税務住民課 上中サービス室	331-1-3611	331-1-3-209
	高浜町役場 防災安全課	333-1-4001	333-5
	おおい町役場 総務課	334-1-213	334-5
	おおい町名田庄総合事務所 管理課	332-1-100	332-1-77
	南越前町役場 防災安全室	320-1-230	320-5
消 防	敦賀美方消防組合	356-1-100	356-1-399
	南越消防組合	355-1-342	355-1-244
	若狭消防組合	357-1-235	357-1-296
事 業 者	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	459-2	
	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん	463-2	
	日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	464-2	
	関西電力(株) 美浜発電所	460-2	
	関西電力(株) 高浜発電所	461-2	
	関西電力(株) 大飯発電所	462-2	

敦賀市防災行政無線局系統図

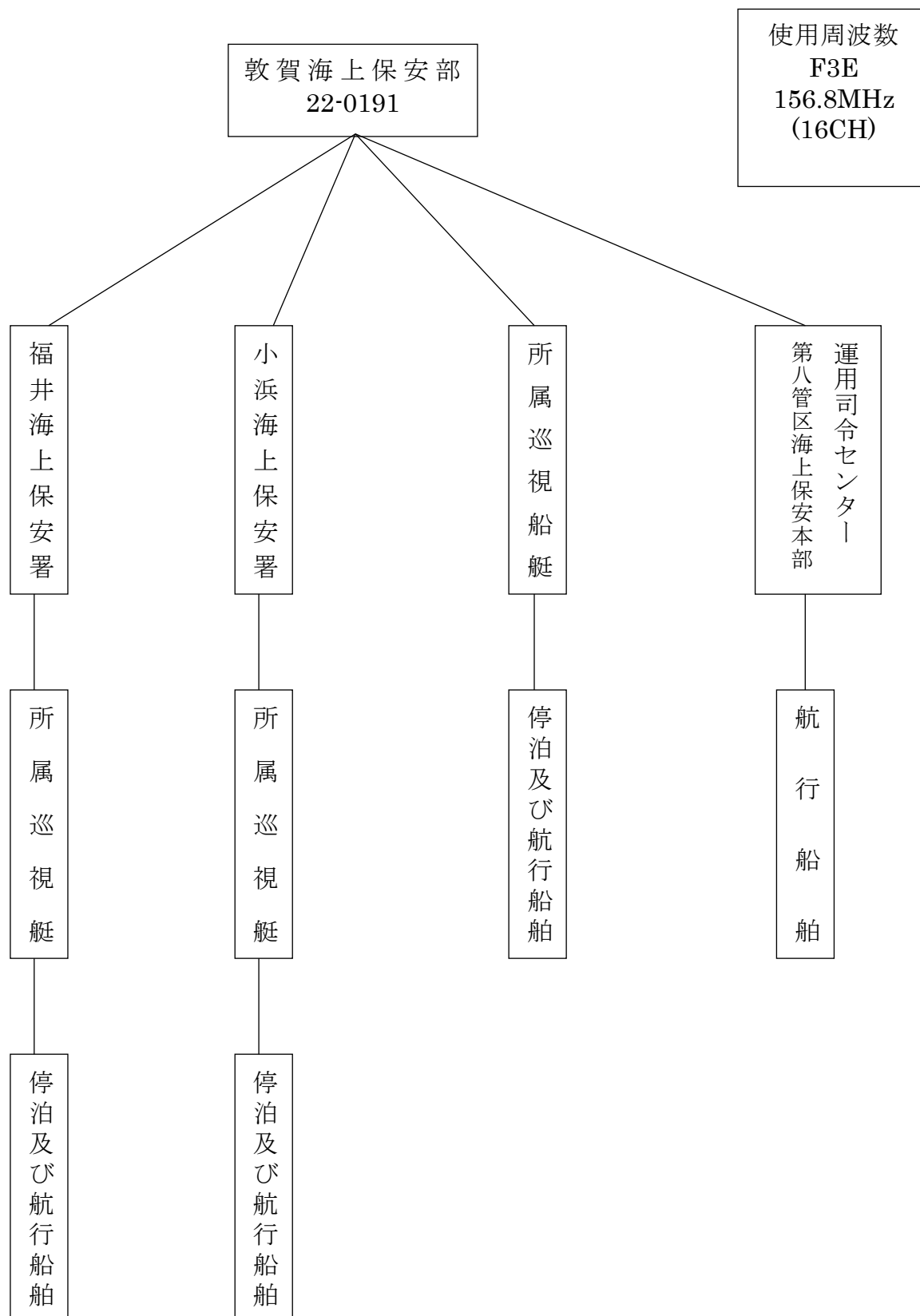
①屋外受信局設置場所

局	所 在 地
1 白 木 受 信 局	白 木 駐 車 場 内
2 立 石 受 信 局	消 防 倉 庫
3 浦 底 受 信 局	民 地
4 色 浜 受 信 局	
5 手 受 信 局	区 管 理 地
6 沓 受 信 局	
7 常 宮 受 信 局	常 宮 公 会 堂 敷 地 内
8 縄 間 受 信 局	神 社 前 花 壇 内
9 名 子 受 信 局	ド コ モ 局 横
10 元 比 田 受 信 局	バ ス 転 換 所 敷 地 内
11 大 比 田 受 信 局	大 比 田 区 共 同 作 業 所 敷 地 内
12 横 浜 受 信 局	
13 杉 津 受 信 局	杉 津 公 会 堂 敷 地 内
14 阿 曾 受 信 局	神 社 横 公 園 内
15 五 幡 受 信 局	東 浦 公 民 館 敷 地 内
16 江 良 受 信 局	江 良 区 駐 車 場 敷 地 内
17 赤 崎 受 信 局	消 防 車 庫 横
18 田 結 受 信 局	ゴ ミ 収 集 場 横
19 鞠 山 受 信 局	鞠 山 公 会 堂 敷 地 内
20 松 島 受 信 局	松 島 町 会 館 屋 上
21 松 原 受 信 局	松 原 町 花 壇 内
22 櫛 川 受 信 局	櫛 川 保 育 園 敷 地 内
23 原 受 信 局	原 公 会 堂 敷 地 内
24 木 崎 受 信 局	倉 庫 裏
25 沓 見 受 信 局	バ ス 旋 回 箇 所
26 西 原 受 信 局	

②個別受信局設置場所

局	所 在 地
1 二 村 受 信 局	二 村 区 長 宅
2 永 大 受 信 局	永 大 産 業 (株) 内

船舶に対する連絡系統図



防災関係機関等連絡先一覧

	所 属	連 絡 場 所			
		担 当 課	所 在 地	N T T 番 号	県 防 災 行 政 無 線
市	敦賀市	危機管理対策課	中央町 2 丁目 1-1	21-1111 担当課 22-8166 FAX 21-8682	301-1-193 FAX 301-1-299 無線専用電話 301-2
消防	敦賀美方消防組合	消防本部 防災指令課	中央町 2 丁目 1-2	20-0119 FAX 22-0685	指令センター 356-1-100 FAX 356-1-399 無線専用電話 356-2
	福井県安全環境部	危機対策・防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-21-1111 (代) 0776-20-0308 (直) 0776-20-0742 (夜間) FAX 0776-22-7617	111-610-2171 専用電話 111-126 専用 FAX 111-151
県	福井県嶺南振興局	二州企画振興室	中央町 1 丁目 7-42	22-0001(代) 22-0002(直) FAX 22-0243	111-780-5212 FAX 111-780-5390
	福井県嶺南振興局 敦賀土木事務所	総務課	中央町 1 丁目 7-36	22-4661(代) 22-5448(直) FAX 23-0477	111-780-5114 FAX 111-780-5191 無線専用電話 111-780-121
	福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所	総務課	桜町 2-1	22-0369 FAX 22-7067	413-1-10 FAX 413-5
	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター	地域支援室	開町 6-5	22-3747 FAX 24-1205	407-1 FAX 407-5
県警	敦賀警察署	警備課	木崎 12-18-1	22-0110 FAX 22-4000	
指定 地 方 行 政 機 関	国土交通省中部運輸局 福井運輸支局敦賀庁舎	海事担当	港町 7-15	22-0003 FAX 21-2198	
	国土交通省北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	沿岸防災対策室	松栄町 7-28 敦賀 地方合同庁舎 3 階	22-2590 FAX 21-8101	
	国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所		開町 3-28-1	22-5166 FAX 25-6466	
	国土交通省海上保安庁 第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部	警備救難課	港町 7-15	22-0191 FAX 22-0214	453
	厚生労働省福井労働局 敦賀労働基準監督署	安全衛生課	鉄輪町 1 丁目 7-3	22-0745 FAX 22-1019	

	所 属	連 絡 場 所			
		担 当 課	所 在 地	N T T 番 号	県 防 災 行 政 無 線
自 衛 隊	陸上自衛隊今津駐屯地 第 10 戦車大隊本部	第二係	滋賀県高島市 今津町今津平郷	0740-22-2581 (内)425、426	
	陸上自衛隊鯖江駐屯地 第 372 施設中隊		鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	防衛部	京都府舞鶴市 余部下 1190	0773-62-2250	7-451
	航空自衛隊中部航空 方面隊第 6 航空団	防衛部	小松市向本折町 戊 267	0761-22-2101	
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	日本郵便（株） 敦賀郵便局	総務部	元町 11-5	25-1001 FAX 25-2537	
	日本赤十字社 福井県支部 敦賀市地区	市地域福祉課	中央町 2 丁目 1-1	21-1111(代) 22-8123(直) FAX 22-8163	
	西日本電信電話（株） 福井支店	設備部 災害対策担当	福 井 市 西 開 発 1- 2410	0776-52-3031 FAX 0776-54-8539	
	北陸電力（株） 敦賀営業所	敦賀営業所	本町 2 丁目 10-8	(日中)25-8099 (夜間)0120-837-119 FAX 25-8104	
	北陸電力（株） 敦賀火力発電所	業務課	泉 171-5-7	24-1313 FAX 22-6680	
	日本原子力発電（株） 敦賀発電所	安全・防災室	明神町 1	26-8020 FAX 26-9012	459

	所 属	連 絡 場 所			
		担 当 課	所 在 地	N T T 番 号	県 防 災 行 政 無 線
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構 敦賀事業本部	地域共生・広報 課	木崎 65・20	23-3021 FAX 21-2045	
			明神町 3 ふげん 福井市 毛矢 1 丁目 10-1 セ ーレンビル 4 階	26-1221 0776-35-1171 (日中のみ)	463
			白木 2 丁目 もんじゅ 福井市 毛矢 1 丁目 10-1 セ ーレンビル 4 階	39-1031	464
	国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構 原子力緊急時支援・ 研修センター	福井支所	縄間 54・6・2	20-0050 FAX 20-0711	
	関西電力（株） 美浜発電所	総務グループ	美浜町郷市 13-8	32-3512 FAX 32-3515	
	西日本旅客鉄道（株） 敦賀駅	事務室	鉄輪町 1 丁目 1-24	48-0179 22-7228 FAX 21-3277	
	中日本高速道路（株） 金沢支社 敦賀保全・サービスセン ター (平日の日中のみ)	工務担当課	井川 17 号字稲荷藪 8-1	25-5223 FAX 22-9293	
	中日本高速道路（株） 金沢支社 道路管制センター (休日・平日の夜間)		金沢市神野町東 170	#9910	
	(公財) 福井原子力 センター	総務課	吉河 37-1	23-1710 FAX 23-6018	

	所 属	連 絡 場 所	
		所 在 地	N T T 番号
指定 公共 機関 ・ 指定 地方 公共 機関	朝日新聞敦賀支局	清水町 1 丁目 16-18	22-0020
	毎日新聞敦賀駐在	鉄輪町 1 丁目 3-24 グレイスかなわマンション A 302	23-3531
	読売新聞敦賀支局	新松島町 4-13 内田ビル 2F	22-1090
	中日新聞敦賀支局	新松島町 4-11 大和田ビル 201 号	23-2531
	福井新聞敦賀支社	中央町 1 丁目 15-25	22-3939
	NHK 福井放送局嶺南支局	津内町 2 丁目 4-2 NTT 敦賀ビル 1F	22-3100
	福井放送嶺南支社	中央町 1 丁目 17-19	23-1020
	福井テレビ嶺南支社	本町 2 丁目 7-13	23-1036
	共同通信社敦賀通信部	木崎 11-14 アパガーションコート木崎 502 号室	21-8775
	(株)嶺南ケーブルネットワーク (RCN)	木崎 40-8-1	24-2211
	敦賀 FM 放送(株)	昭和町 1 丁目 12-30	23-3370
	北陸工業新聞福井支局	福井市成和 1-2105	(0776)24-7001

	所 属	連 絡 場 所		
		担当課	所在地	N T T 番号
公 共 団 体 等	(一社)敦賀市医師会	事務局	中央町 2 丁目 16-54	24-3131 FAX 24-3132
	(独) 国立病院機構 敦賀医療センター	管理課	桜ヶ丘町 33-1	25-1600 FAX 25-7409
	福井県農業協同組合	総合企画課	三島町 2 丁目 11-11	47-6100 FAX 25-4570
	れいなん森林組合二州支所		観音町 1-1 (坂下)	25-5380 FAX 25-7919
	敦賀市漁業協同組合	総務課	蓬萊町 17-19	22-1057 FAX 25-2997
	敦賀商工会議所	会員サービス課	神楽町 2 丁目 1-4	22-2611 FAX 24-1311
	福井県トラック協会敦賀支部		長沢 6-2-2	22-3141 FAX 24-0546

参考

指定行政機関	環境省原子力規制庁 敦賀原子力規制事務所		金山 99-11-41 敦賀原子力防災 センター内	25-8661 FAX 25-8662
--------	-------------------------	--	---------------------------------	------------------------

原子力災害広報様式

原 子 力 災 害 広 報

No. _____

月 日 時 分

敦賀市災害対策本部長

1. 事 故 の 概 要
2. () 原子力発電所における対策の状況
3. 災害の現況及び予測
4. 災害対策本部並びに防災関係機関の対策状況
 - (1) 災害対策本部
 - (2) その他の防災関係機関
5. 住民等のとるべき措置及び注意事項
6. その他

3. 事業者関係資料

原子力発電所設置状況

発電所名	敦賀発電所		新型転換炉 原型炉 ふげん	高速増殖 原型炉 もんじゅ	美浜発電所		
設置者	日本原子力発電（株）		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	関西電力（株）		
発電所住所	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2	三方郡美浜町丹生		
発電所面積	2,200,000 m ²		300,000 m ²	1,080,000 m ²	587,000 m ²		
号機	1号機	2号機	—	—	1号機	2号機	3号機
炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	新型転換炉	高速増殖炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	1,070MW	3,423MW	557MW	714MW	1,031MW	1,456MW	2,440MW
電気出力	357MW	1,160MW	165MW	280MW	340MW	500MW	826MW
排気筒放出高さ （標高）	143m	65.8m	130m	152.8m	54.5m	54.5m	86.8m
主冷却海水量 （m ³ /秒）	19.4	81.3	10.2	15.3	20.8	36.4	50.8
原子炉設置 許可年月日	S41.4.22	S57.1.26	S45.11.30	S58.5.27	S41.12.1	S43.5.10	S47.3.13
初臨界年月日	S44.10.3	S61.5.28	S53.3.20	H6.4.5	S45.7.29	S47.4.10	S51.1.28
初送電年月日	S44.11.16	S61.6.19	S53.7.29	H7.8.29	S45.8.8	S47.4.21	S51.2.19
営業（本格） 運転開始年月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20	—	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1
運転終了または 廃止年月日	H27.4.27	—	H15.3.29	H28.12.21	H27.4.27	H27.4.27	—
建設工事費（億円）	323	3,886	685	4330	312	363	768
建設主契約者	GE	三菱重工業	原子力 5グループ	原子力 4グループ	WH/三菱 原子力	三菱原子力	三菱商事

事業者別 EAL

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機 (原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明
その他	—	＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜大津波警報発表＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」 とは、福井県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	—	＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第 4 条第 4 項第 1 号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 1. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト／時以上を検出すること。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5 マイクロシーベルト／時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・排気筒モニタ ・格納容器モニタ（D／W） ・換気系モニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて 5 マイクロシーベルト／時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1 マイクロシーベルト／時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5 マイクロシーベルト／時以上のものとなっているとき。 ただし、1 マイクロシーベルト／時以上が検出されているときで、上記 1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1. (1) の「5 マイクロシーベルト／時」は、「1 マイクロシーベルト／時」に読み替える。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト／時（1 マイクロシーベルト／時）以上を検出」とは、単位時間（2 分以内のものとして「1 分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が 5 マイクロシーベルト／時（1 マイクロシーベルト／時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1 時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01 を判断する過程において、放射線測定設備の 1 基で 10 分以上継続又は 2 基以上について、5 マイクロシーベルト／時を検出した場合は、同時に GE01 にも該当する。この場合は、SE01 と GE01 が同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第 4 条第 4 項第 2 号規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での気体放射性物質の 原子炉の運転等のための施設の 排気筒、排水口その他これらに類 する場所において、当該原子力事業 所の区域の境界付近に達した場合 におけるその放射能水準が 1 時間 当たり 5 マイクロシーベルトに相 当するものとして通報事象等規則 第 5 条第 1 項で定める基準以上の 放射性物質が同条同項で定めると ころにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検 出する)	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02 が検出された場合は、同時に GE02 にも該当する。このため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象(10 条)の通報書面に緊急事態事象(15 条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第 4 条第 4 項第 2 号規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放 原子炉の運転等のための施設の 排気筒、排水口その他これらに類 する場所において、当該原子力事業 所の区域の境界付近に達した場合 におけるその放射能水準が 1 時間 当たり 5 マイクロシーベルトに相 当するものとして通報事象等規則 第 5 条第 1 項で定める基準以上の 放射性物質が同条同項で定めると ころにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検 出する)	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。 ①放水口放射線モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03 が検出された場合は、同時に GE03 にも該当する。このため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象(10 条)の通報書面に緊急事態事象(15 条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (イ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50 マイクロシーベルト／時以上である場合をいう。
	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (ロ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が放射能水準として 5 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線 量・放 射性物 質放出	SE06	規則 第 7 条 第 1 項 第 2 号	＜原子炉外臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。)において、 核燃料物質の形状による管理、質量によ る管理その他の方法による管理が損な われる状態その他臨界状態の発生の蓋 然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管 理その他の方法による管理が損なわれる状態 その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」と は、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常 に接近、かつ、減速材としての水が存在し、そ の状況から臨界条件が満たされていると推定 される状態をいう。
そ 他 脅 威	SE55	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 イ (14) または ヘ (2)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な 事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象 が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ ること等放射性物質又は放射線が原子力 事業所外へ放出され、又は放出されるお それがあり、原子力事業所周辺において、 緊急事態に備えた防護措置の準備及び防 護措置の一部の実施を開始する必要がある 事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、 発電所外部からの自然現象影響や人的行為によ って、プラントの安全を維持する機能に不具合 を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた 防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開 始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電 所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断し た事象をいう。 ・「防護措置の一部実施」とは、PAZ 内の施設敷 地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE 61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の 発生の際に事業所外運搬に使用する容器 から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以 上の放射線量が省令第 2 条で定めると ころにより検出されたとき。なお、上記の 測定が困難である場合であって、その状 況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋 然性が高い場合には、検出されたものと みなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE 62	省令 第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災・爆発等により省令第 3 条に定め る事業所外運搬の場合にあっては、放射 性物質の漏えいが発生するか又は漏えい の蓋然性が高いとき。(L 型、IP-1 型 を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能 な可搬式測定器

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第 13 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、1 0 分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 1 2 条	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 1 2 条	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE03 に準ずる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5 ミリシーベルト／時以上である場合をいう。
	GE05	政令第 6 条第 4 項第 2 号	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常経路放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として 500 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

	GE06	政令第6条 第4項 第3号	＜施設内（原子炉外）での臨界事故＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
--	------	---------------------	---	---

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
その他脅威	GE 5 5	規則 第 1 4 条 表中 イー (13)	＜住民避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 6 1	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 1 0 ミリシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 6 2	省令 第 4 条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 火災・爆発等により省令第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 1 2 年政令第 1 9 5 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
（平成 2 4 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明
止める	AL 1 1 ※ 1	<原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	運転モード 1 及び 2 において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉トリップパルシヤル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が 1 時間以上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパルシヤル信号が誤動作と判断できる場合は除く。 (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作を行っても制御棒が挿入されず、原子炉出力（中性子束）が定格出力の 5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断（中央制御室からの母線しゃ断器開放） ④ 制御棒の手動（自動）挿入
	AL 2 1 ※ 1	<原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	運転モード 1.2.3 及び 4 において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損破損等により、一次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が 0.23 m³/h を超えた場合において、4 時間以内に 0.23m³/h 以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12 時間以内モード 3、又は 56 時間以内にモード 5 にできないとき。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付随する機器の破損等により、一次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。
冷やす	AL 2 4 ※ 1	<蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	運転モード 1.2.3 及び 4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプ（蒸気発生器水張ポンプを含む）からの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか 1 台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が 1 0 0 m³/h 未満となったとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明
冷 や す	AL 2 5 ※ 1	＜非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ＞ 非常用交流母線が一となった場合において、当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 1 5 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	全ての運転モード及び運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 ①使用可能な所内非常用高圧母線が 1 系統となった場合において、当該母線への供給電気が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は空冷式非常用発電機のどれか 1 つとなり、その状態が 15 分間以上継続したとき。 ②全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③外部電からの供給が喪失した状態が 3 時間以上継続したとき。
	AL 2 9 ※ 1	＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	1 次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）において、1 つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ 1 次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端となったとき。 1 つの余熱除去ポンプが動作不能とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 ①電源供給の喪失、ポンプの故障等により、1 台の余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ②余熱除去冷却器の機能喪失等により 1 系統の余熱除去機能が喪失したとき。
	AL 3 0 ※ 1	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての設備を含む。 使用済燃料ピット出口配管下端 水位：EL+5.49m（NWL-1.36m）
	AL 3 1 ※ 2	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方 4m の水位まで低下したとき。 水位：EL+3.40m（NWL-3.45m） ②使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が 3 時間以上継続したとき。

閉じ込める	A L 4 2 ※ 1	＜単一障壁の喪失又は喪失のおそれ＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	運転モード1，2及び3において、以下の障壁の喪失又は喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 各障壁の状況は、以下のとおり。	
			燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1 次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、抽出ライン隔離※1が作動した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入量（45m ³ /h）を超過した場合をいう。ただし、2次系破断は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
			燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が650℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失	1 次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）が発生し、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力※2以下となった場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
			※1 抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15% ※2 非常用炉心冷却装置の設定値 加圧器圧力 12.18Mpa	

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明
その他脅威	AL51 ※1	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の 運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じるこ と。	放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制 御室の操作盤、及び中央制御室外原子炉停止盤室で の監視及び操作が容易にできなくなったとき。
	AL52 ※1	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力 事業所内と原子力事業所外との通信のための設 備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、以 下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、 公衆回線、衛星回線等のうち、いずれかが 1 つの手段の みとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力 保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか 1 つ の手段となったとき。
	AL53 ※1	＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一 部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安 全機器等（※3）の機能の一部が喪失するおそ れがあること。	重要区域において、火災※1 又は溢水※2 により、別表 3-1-3 に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器 一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統 のうち、使用できる系統が 1 系統のみになったとき。 なお、別表 3-1-3 に定める「安全上重要な構築物、系統 又は機器一覧」については、記載されている機器等が 保安規定で定める各適用モード外においては除外でき る。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可 燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消 するために消火器、消火設備等を使用することが必要 なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は 消火栓等の系統の動作による放水が原因で、系統外に 放出された流体をいう。（滞留水、流水、蒸気を含む）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明
	—	＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜大津波警報発表＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	※ 1	＜新規制基準を超える外的事象発生＞ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生したとき	・新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。
	—	＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき

- (※ 1) 当該施設が規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用する。
- (※ 2) 当該施設が規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用するまで適用する。
- (※ 3) 「安全機器等」:「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3－1－3 に示す。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第 4 条第 4 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 1. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5 マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・排気筒ガスモニタ ・格納容器エリアモニタ※ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ・燃料取扱棟排気ガスモニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて 5 マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1 マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5 マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。 ただし、1 マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記 1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1. (1) の「5 マイクロシーベルト/時」は、「1 マイクロシーベルト/時」に読み替える。 ※ 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器エリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト/時（1 マイクロシーベルト/時）以上を検出」とは、単位時間（2 分以内のものとして「1 分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が 5 マイクロシーベルト/時（1 マイクロシーベルト/時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1 時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01 を判断する過程において、放射線測定設備の 1 基で 10 分以上継続又は 2 基以上について、5 マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時に GE01 にも該当する。この場合は、SE01 と GE01 が同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第 4 条第 4 項第 2 号規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する）	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。 ① 気筒ガスモニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02 が検出された場合は、同時に GE02 にも該当する。このため、SE02 と GE02 は同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第 4 条第 4 項第 2 号規則第 5 条第 1 項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10 分間以上継続して検出する）	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。 ①放水口モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03 が検出された場合は、同時に GE03 にも該当する。このため、SE03 と GE03 は同時に検出されたものとして、特定事象（10 条）の通報書面に緊急事態事象（15 条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。
	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号（イ）	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50 マイクロシーベルト／時以上である場合をいう。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (ロ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場合（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 5 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき
	SE06	規則第 7 条第 1 項第 2 号	＜原子炉外臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
止める	SE21 (※1)	規則第 7 条第 1 項第 1 号表中ロー (1)	＜原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	運転モード 1, 2, 3 及び 4 において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、一次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において以下のいずれかとなったとき。 ①全ての充てん／高圧注入ポンプ及び高圧注入ポンプが起動しないとき。 ②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、1 次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
冷や す	SE24 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	＜蒸気発生器給水機能の喪失＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	運転モード 1.2.3 及び 4 (蒸気発生器が除熱のために使用されている場合) において、主給水ポンプ (蒸気発生器水張ポンプを含む) からの給水が喪失し、全ての給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が 0 % 未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が $100\text{ m}^3/\text{h}$ 未満となったとき。
	SE25 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	＜全交流電源の30分以上喪失＞ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	交流電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機からの受電が出来ない状態が30分以上継続したとき。
	SE27 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(4)	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	電源供給可能な非常用直流母線が一となった場合において、当該非常用直流母線への供給電源が蓄電池、充電器 (予備充電器を含む) 又は代替電源設備が、いずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。ただし、計画的な作業により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。
	SE29 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	1 次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態 (ミッドループ運転状態) において、全ての余熱除去ポンプが作動不能となり、かつ 1 次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分間以上が経過したとき。 全ての余熱除去ポンプが動作不能とは、異K尚いずれかの状態となった場合をいう。 ①電源供給の喪失、ポンプの故障等により、1 台の余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ②余熱除去冷却器の機能喪失等により 1 系統の余熱除去機能が喪失したとき。
	SE30 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方 4m の水位まで低下したとき。 水位: EL+3.40m (NWL-3.45m) ②使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視によって確認できない状態が 3 時間以上継続したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
冷やす	SE31 (※2)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	＜使用済燃料貯蔵槽冷却機能の喪失 (旧基準炉)＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済 燃料集合体の頂部から上方2メー トルの水位まで低下すること。	・使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、使用 済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には可 搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方 4mの水位まで低下したとき。 水位：EL+3.40m (NWL-3.45m)
	SE41 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力又は温 度の上昇率が一定時間にわたって 通常の運転及び停止中において想 定される上昇率を超えること。	・運転モード1, 2, 3 及び4において、原子炉冷却材 喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格 納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の 設定値※を超えた状態で、原子炉格納容器圧力の上 昇が10分間以上継続しているとき。 ※格納容器圧力：195kPa
閉じ込める	SE42 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	＜2つの障壁の喪失又は喪失の可能 性＞ 燃料被覆管の障壁が喪失した場 合において原子炉冷却系の障壁が 喪失するおそれがあること、燃料被 覆管の障壁及び原子炉冷却系の障 壁が喪失するおそれがあること、又 は燃料被覆管の障壁若しくは原子 炉冷却系の障壁が喪失するおそれ がある場合において原子炉格納容 器の障壁が喪失すること。	運転モード1, 2 及び3において、以下の障壁の喪失又 は喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失す るおそれがあるとき。 (2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障 壁が喪失するおそれがあるとき。 (3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器 の障壁が喪失したとき。 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容 器の障壁が喪失したとき。 各障壁の状況は、以下のとおり。
			燃料被覆管障壁が喪失す るおそれ	炉心出口温度の最高値が 350℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失 するおそれ	1 次冷却材漏えい(蒸気 発生器伝熱管からの漏え いを含む)が発生し、抽 出ライン隔離※1 が作動 した状態で、充てんポン プ又は充てん/高圧注入ポ ンプによる最大注入量 (45m ³ /h) を超過した 場合をいう。ただし、2 次 系破断は制御系故障等 に伴う一時的な冷却収縮 による場合は除く。
			燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が 650℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失	以下のいずれかとなつた とき。①格納容器圧力 の上昇後、格納容器ス プレイの動作、又は格 納容器自然対流冷却操 作等を実施していない 状態において、格納容 器圧力が急激に低下 したとき。 ②格納容器の隔離後も 緩急への直接放出経路 があるとき。

				※抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15%
	SE43 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	・運転モード1，2，3及び4において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内高レンジエリアモニタで1×10^{-5} mSv/h未満である場合をいう。 ＜補足＞ 本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
その他脅威	SE51 (※1)	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ロー (7)	＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない場合において、以下となったとき。 ①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット水の漏えい、又は蒸散が確認されている状態において、以下のいずれかになったとき。 ①中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ運転員が監視及び操作ができなくなったとき。 ②中央制御室における主に原子炉を制御する盤のいずれかにおいて、直流電源及び計器用電源からの供給停止により、操作盤全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不可となったとき。
	SE52 (※1)	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ロー (8)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設になんらかの異常が発生した場合において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回路である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。
	SE53 (※1)	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ロー (9)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失すること。	火災※1 又は溢水※2 が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ①別表 3-1-3 に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の損傷・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ②別表 3-6 に定める安全機器等のサポート設備が故障し、安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、別表 3-1-3 に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては場外できる。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の動作による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
その他脅威	SE55	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ロー (13)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災・爆発等により省令第 3 条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L 型、IP-1 型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※ 1) 当該施設が規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用する。

(※ 2) 当該施設が規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用するまで適用する。

(※ 3) 「安全機器等」:「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-3 に示す。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第 13 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト／時以上となっている状態が、1 0 分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号規則第 1 2 条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号規則第 1 2 条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE03 に準ずる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5 ミリシーベルト／時以上である場合をいう。
	GE05	政令第 6 条第 4 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として 500 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

	GE06	政令 第6条 第4項 第3号	＜原子炉外での臨界事故＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
--	------	-------------------------	--	---

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
止める	GE11 (※1)	規則 第 1 4 条 表中 ロー (1)	<原子炉停止の失敗又は停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	運転モード 1 及び 2 において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力（中性子束）が定格出力の 5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 ①MGセット電源断（現場でのしゃ断器開放） ②現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ATSW緩和設備※1 及びほう酸注入 ※1 ATWS緩和設備とは、原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。
冷やす	GE21 (※1)	規則 第 1 4 条 表中 ロー (2)	<原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。	運転モード 1, 2, 3 及び 4 において、原子炉冷却材バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、一次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）し、加圧器圧力低下等により非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ①すべての充てん／高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき ②高圧系及び低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないときただし、原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く。 ③炉心出口温度 350℃以上の状態が 30 分間以上継続して観測されたとき。 ④原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失（全ての蒸気発生器広域水位 10%未満）したとき。（原子炉が高圧状態にあり低圧注水ができない場合を含む）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
冷 や す	GE24 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(3)	＜蒸気発生器給水機能喪失後の非常用 炉心冷却装置注水不能＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全 ての給水機能が喪失した場合におい て、全ての非常用炉心冷却装置及びこ れと同等の機能を有する節による注水 が直ちにできないこと。	運転モード 1.2.3 及び 4 (蒸気発生器が熱除去のため に使用されている場合) において、主給水ポンプ (蒸気発生器水張ポンプを含む) からの給水が喪 失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ 全ての蒸気発生器の広域水位が 10%未満となり、 非常用炉心冷却装置による注入が必要となった 状態で、以下のいずれかとなったとき。 ①全ての充てん／高圧注入ポンプ、高圧注入ポン プ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。 ②高圧系及び低圧系の弁が「開」しないこと等により 原子炉への注水が確認できないとき。 ただし、1 次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入 可能圧力以下に低下するまでの間は除く。 ③炉心出口温度 350℃以上の状態が 30 分間以上継 続して観測されたとき。 ④1 次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃し 弁操作に失敗したとき。
	GE25 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(5)	＜全交流電源の 1 時間以上喪失＞ 全ての交流母線からの電気の供給が 停止し、かつ、その状態が 1 時間以上 継続すること。	交流動力電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発 電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器か らの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機から の受電ができていない状態が 1 時間以上継続した とき。
	GE27 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(6)	＜全直流電源の 5 分以上喪失＞ 全ての非常用直流母線からの電気の 供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以 上継続すること。	全ての蓄電池、充電器 (予備充電器を含む) 又は代替 電源設備を含む非常用直流母線からの受電ができ ず、全ての非常用直流母線が使用不可となり、そ の状態が 5 分間以上継続したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
冷 や す	GE28 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(7)	＜炉心損傷の検出＞ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納 容器内の放射線量又は原子炉容器内の 出口温度を検知すること。	運転モード1, 2 及び3において、原子炉格納容 器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率 が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、かつ炉心出 口温度が 350°C 以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤 検出の場合は除く。
	GE29 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(8)	＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞ 蒸気発生器の検査その他の目的で一 時的に原子炉容器の水位を下げた状態 で、当該原子炉から残留熱を除去する機 能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽 からの注水ができないこと。	1 次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心 付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態) において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給 の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却 水喪失等による炉心の冷却機能の喪失、及び蒸 気発生器のを通じた全ての除熱機能(リフラク ス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水タンク から充てん/高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプを 用いた注水手段及び停止中の余熱除去ポンプを 通じた炉心への注水手段の全てが喪失したと き。
	GE30 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(9)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射 線放出＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃 料集合体の頂部から上方2メートルの 水位まで低下すること、又は当該水位ま で低下しているおそれがある場合にお いて、当該貯蔵槽の水位を測定できない こと。	使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったと き。なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復 手段には、可搬型設備等による全ての補給を含 む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂 部上方2メートルの水位まで低下したとき。 水位: EL+1.40m (NWL-5.45m) ②使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が 有意に上昇した状態で、直接的または間接的な 手法によっても、使用済燃料ピットの水位が① の水位を上回っていることが確認できないと き。
冷 や す	GE31 (※2)	規則 第14条 表中 へー(1)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射 線放出(旧基準炉)＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集 合体の頂部の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、 使用済燃料ピット水位が以下の水位となったと き。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段に は、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂 部の水位まで低下したとき。 水位: EL-0.45m (NWL-7.30m)

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明						
閉 じ 込 め る	GE 4 1 (※ 1)	規則 第 1 4 条 表中 ロー (4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が 当該格納容器の設計上の最高使用圧力 又は最高使用温度に達すること。	・ 運転モード 1, 2, 3 及び 4 において、原子炉格納 容器が最高使用圧力※1 又は最高使用温度※2 に達 したとき。 ※1 最高使用圧力： 3 9 2 kPa ※2 最高使用温度： 1 4 4℃ (最高使用圧力時の飽 和温度)						
	GE 4 2 (※ 1)	規則 第 1 4 条 表中 ロー(11)	< 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の 喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系 の障壁が喪失した場合において、原子 炉格納容器の障壁が喪失するおそれが あること。	運転モード 1, 2 及び 3 において、以下となったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪 失＋原子炉格納容器の障壁が喪失 各障壁の状況は以下のとおり。						
					<table><tr><td>燃料被覆管障壁が喪失</td><td>炉心出口温度の最高値 が 6 5 0℃以上</td></tr><tr><td>原子炉冷却系障壁が喪 失</td><td>1 次冷却材漏えい (蒸気 発生器伝熱管からの漏 えいを含む) が発生し、 加圧器圧力が非常用炉 心冷却装置の作動を必 要とする設定圧力以下 となった場合をいう。 ただし、2 次系破断又は 制御系故障等に伴う一 時的な冷却収縮による 場合は除く。</td></tr><tr><td>原子炉格納容器の障壁 が喪失するおそれ</td><td>格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値 ※2 を超過し、更に 1 0 分以上継続して圧力が 上昇している場合。</td></tr></table>	燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値 が 6 5 0℃以上	原子炉冷却系障壁が喪 失	1 次冷却材漏えい (蒸気 発生器伝熱管からの漏 えいを含む) が発生し、 加圧器圧力が非常用炉 心冷却装置の作動を必 要とする設定圧力以下 となった場合をいう。 ただし、2 次系破断又は 制御系故障等に伴う一 時的な冷却収縮による 場合は除く。	原子炉格納容器の障壁 が喪失するおそれ
燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値 が 6 5 0℃以上									
原子炉冷却系障壁が喪 失	1 次冷却材漏えい (蒸気 発生器伝熱管からの漏 えいを含む) が発生し、 加圧器圧力が非常用炉 心冷却装置の作動を必 要とする設定圧力以下 となった場合をいう。 ただし、2 次系破断又は 制御系故障等に伴う一 時的な冷却収縮による 場合は除く。									
原子炉格納容器の障壁 が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容 器スプレイ作動の設定値 ※2 を超過し、更に 1 0 分以上継続して圧力が 上昇している場合。									
				※1 非常用炉心冷却装置の設定圧力 加圧器圧力 1 2 . 1 8 MPa ※2 格納容器スプレイ作動の設定値 格納容器圧力 1 9 5 k P a						

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号機
(原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
その他脅威	GE5 1 (※ 1)	規則 第 14 条 表中 ロー (10)	＜原子炉制御室の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットにいじょうが発生していない場合において、以下となるとき。 ①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要になったとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又はじょうゆさんが発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ①中央制御室からの退避が必要になったとき。 ②中央制御室における主に原子力施設を制御する盤、及び原子炉以外の原子力施設を制御する盤の両方において、直流電源及び計器用電源からの供給停止により、操作盤全ての表示灯、警報、市指示計が使用不能となったとき。
	GE5 5	規則 第 14 条 表中 ロー (12)	＜住民避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する櫃お湯があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 10 ミリシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 62	省令 第 4 条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 火災・爆発等により省令第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

- (※ 1) 当該施設が規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用する。
- (※ 2) 当該施設が規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用するまで適用する。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る)。 ・主排気筒ガスモニタ ・燃料貯蔵プールエリアモニタ ・キャスク洗浄室エリアモニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。 ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト、モニタリングポスト2 ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は、原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は、2基以上について5マイクロシーベルト/時を検出した場合はGE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する。）。	・「排気筒その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①主排気筒ガスモニタ ②主排気筒トリチウムモニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒にて測定される計数率等で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する。）。	・「排水口その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①放水槽モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「排水口」をいう。 ・「放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水槽にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等ための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射 性物 質放 出	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	＜施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
その他 脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 チ	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象＞ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業 所外 運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	＜事業所外運搬での放射線量の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100マイクロシーベルト／時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
	XSE62	省令 第3条	＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP—1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ
	XSE63	省令 第3条	＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP—1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省)

令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ (1)原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において、又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト、モニタリングポスト2 ・「5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト／時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	＜通常放出経路での気体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)	・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)	・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 ・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。
	GE05	政令第6条第4項第2号	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第20条で定める基準(規則第6条第2項で定める基準の100倍)以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	＜施設内(原子炉外)での臨界事故＞ 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
その他脅威	GE55	規則 第14条 表中チ	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE6 1	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイマー ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE6 2	省令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度サベイマー ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明 (注)
冷 や す	AL26	＜全交流電源喪失のおそれ (旧基準炉)＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	※廃止措置へ移行に伴い原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被覆管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。また、ナトリウム余熱ヒータの電気供給が停止し、原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽内のナトリウムが凝固するとことを想定した場合においても燃料体を破損させることはない。このため適用外とする。
	AL29	＜停止中の原子炉冷却機能の喪失のおそれ＞ 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する機能が低下すること。 ※廃止措置段階では、炉心の使用済燃料の残留崩壊熱が原子炉容器からの放散熱を下回するため、使用済燃料の冷却は強制冷却機能を必要とせず、原子炉容器内のナトリウムの存否 (液位) で冷却機能維持を判断することができる。このため、使用済燃料貯蔵槽と同様に原子炉容器の液位で判断する (AL30と同様の整理)。	・原子炉の状態が「低温停止」、「燃料交換」において適用する。 「原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する機能が低下する」とは、原子炉の液位低下が EsL*1 未満となった場合に、1次ナトリウムオーバーフロー系等の運転操作 (オーバーフロー系のナトリウム充てん操作も含む) により、原子炉のナトリウム液位を EsL*1 以上に復旧できない場合をいう。
	AL30	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 ・「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位」とは、以下の場合をいう。 ①炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が外容器上端位置 (NsL*2・500mm) となった場合をいう。 ②燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置 (NwL*2・2000mm) となった場合をいう*3。
閉 じ 込 め る	AL42	＜単一障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
そ の 他 警 戒	AL51	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室」とは中央制御室及び制御盤室をいう。 ・「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし、作業等のため一時的に中央制御室の循環が悪化した場合を除く。
	AL52	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常 (原子炉容器、炉外燃料貯蔵槽の液位低下) が発生し、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明 (注)
その他警戒	AL53	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。
その他	—	<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

原子炉の状態の定義（別表 3-1-27、別表 3-3-33 においても同様）

「運転」：発電機併入状態での出力運転

「起動」：発電機解列状態での出力運転～制御棒全挿入による原子炉停止

臨界操作のための制御棒引抜操作開始～発電機解列状態での出力運転

「停止」：制御棒全挿入状態で1次冷却材温度が250℃を超過

「低温停止」：制御棒全挿入状態で1次冷却材温度が180℃以上250℃以下

「燃料交換」：原子炉の状態が低温停止において、燃料取替作業を行うために、原子炉モードスイッチを「燃料交換」にした場合

*1：E s L：エマージェンシ・レベル

*2：N s L、N w L：通常冷却材液位

*3：今後は、燃料池水位N w L-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

(※)「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-28に示す。

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロシーベルト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・排気筒モニタ ・格納容器エリアモニタ ・燃料出入設備通路エリアモニタ ・燃料池エリアモニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。 ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1. (1) の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト1, 2, 3, 4 ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上を検出」とは、単位時間（2分以内のものとして「1分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)	・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒ガスモニタ（スタックモニタ計器室（A）） ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	＜通常放出経路での液体放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト／時に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)	・「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排水モニタ (排水モニタ室) ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 イ 50マイクロシーベルト／時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「50マイクロシーベルト／時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト／時以上である場合をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞ 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	SE06	規則第7条第1項第2号	＜施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ＞ 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	SE21	規則第7条第1項第1号表中ハ(1)	＜原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動＞ 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	・「原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生する」とは、漏えい率が50t/hを上回るナトリウム漏えいが発生する場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
	SE23	規則第7条第1項第1号表中ハ(2)	＜残留熱除去機能の喪失＞ 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	・「主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環による除熱機能が全て喪失した場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
	SE26	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(3)	＜全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)＞ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被覆管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。また、ナトリウム余熱ヒータの電気供給が停止し、原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽内のナトリウムが凝固するとことを想定した場合においても燃料体を破損させることはない。このため適用外とする。
冷や す	SE27	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(4)	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A, B, C非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器(予備充電器を含む)のみとなったとしても、原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽(炉外燃料貯蔵槽)の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。
	SE29	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(5)	＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・原子炉の状態が「低温停止」、「燃料交換」において適用する。 ・「当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失する」とは、原子炉容器液面計がスケールダウン(計測下限値: $NsL^{*2} - 4350mm$)した場合をいう。
	SE30	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(6)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、以下の場合をいう。 ①炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が EsL^{*1} ($NsL^{*2} - 1600mm$)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう。 ②燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置($NwL^{*2} - 2000mm$)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう^{*3}。 ・「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面若しくは水面の位置が確認できない場合をいう。

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
	SE26	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ－(3)	<全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被覆管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。また、ナトリウム余熱ヒータの電気供給が停止し、原子炉容器及び炉外燃料貯蔵槽内のナトリウムが凝固することなどを想定した場合においても燃料体を破損させることはない。このため適用外とする。
込 じ 閉	SE41			・原子炉の状態が「起動」、「運転」及び「停止」におい

*1: E s L : エマージェンシ・レベル

*2: N s L : 原子炉容器通常冷却材液位

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
閉じ込める	SE42	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(11)	<2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	- 原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が1ループ当たり2チャンネル以上検出される場合をいう。 「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が2チャンネル以上検出される場合をいう。 「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか1系列以上の全弁が自動及び手動で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
	SE51	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(7)	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室及び制御盤室で原子炉液位監視ができない状態をいう。 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉液位の異常な低下が発生した場合をいう。 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、次の状態になったときをいう。 - a)一次冷却系のいずれかのループにナトリウムが充てんされている場合 中央制御室又はリレー室で原子炉液位の監視ができないとき。 - b)一次主冷却系を全ループドレインしている場合、中央制御室又は一次系余熱盤室で原子炉液位の監視ができないとき。
その他脅威	SE52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(8)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生し、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
	SE53	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ－(9)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
その他脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ハ一(12)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
	XSE6 1	政令 第4条 第4項 第4号	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト／時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
事業所外運搬	XSE6 2	省令 第3条	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ

*1: E s L : エマージェンシ・レベル

*2: N s L、N w L : 通常冷却材液位

*3: 今後は、燃料池水位N w L・500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

(※)「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-28に示す。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法 : 原災法

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令 (平成12年政令第195号)

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 (平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令 (平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト 1, 2, 3, 4 ・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10 分以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03 に準ずる。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーバイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。
	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外)臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
止める	GE11	規則 第 14 条 表中 ハ一(1)	＜原子炉停止の失敗又は停止確認不能＞ 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 ・「制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。」とは、原子炉の運転中において、原子炉の非常停止が必要な場合に、以下のいずれの制御棒動作によっても制御棒が挿入されない場合をいう。 1)原子炉自動トリップ(主炉停止系、後備炉停止系) 2)原子炉手動トリップ 3)原子炉トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップ 4)制御棒駆動機構による制御棒挿入 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
	GE23	規則 第 14 条 表中 ハ二(2)	＜全ての冷却機能の喪失＞ 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・「原子炉を冷却する全ての機能が喪失」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環及び自然循環モードによる除熱機能が喪失し、さらにメンテナンス冷却系による除熱機能が喪失した場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
冷やす	GE26	規則 第 14 条 表中 ハ三(4)	＜全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)＞ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったとしても、原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被覆管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。

	GE 2 7	規則 第 1 4 条 表中 ハ一 (5)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A, B, C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が1母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器（予備充電器を含む）のみとなったとしても、原子炉容器及び使用済燃料貯蔵槽（炉外燃料貯蔵槽）の液位が確保される場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。
	GE 2 8	規則 第 1 4 条 表中 ハ一 (6)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率及び原子炉容器出口ナトリウム温度が基準値以上となった場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。

※1：N s L：原子炉容器通常冷却材液位

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
冷 や す	GE29	規則 第 14 条 表中 ハ－(7)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	- 原子炉の状態が「低温停止」、「燃料交換」において適用する。 「原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象」とは、次の状態になったときをいう。 a) 一次主冷却系のいずれかのループにナトリウムが充てんされている場合 原子炉容器液面計スケールダウン（計測下限値）まで液位が低下し、かつ原子炉容器出口配管上端高さ（NsL*1 -4900mm）まで低下（主冷却系のナトリウム流動停止を確認）したとき。 b) 一次主冷却系を全ループドレインしている場合 原子炉容器液面計スケールダウン（計測下限値）まで液位が低下し、かつ主冷却系出口配管ノズル高さ（NsL-4870mm）まで低下（主冷却系出口配管ノズル部温度 180℃未満）したとき。
	GE30	規則 第 14 条 表中 ハ－(8)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 - 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位が、燃料集合体の発熱部上端（NsL*1 -2035mm）より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう。 - 燃料池の水位が缶詰缶頂部位置（NwL*1 -7250mm）より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。
閉 じ 込 め る	GE41	規則 第 14 条 表中 ハ－(3)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	- 原子炉の状態が「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 「当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度」とは、以下をいう。 ①最高使用圧力は、49kPa(gage) ②最高使用温度は、150℃ ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。

	GE42	規則 第 14 条 表中 ハ－(10)	< 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失 又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が1ループ当たり2チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が2チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか1系列以上の全弁が自動及び手動で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。 ※廃止措置対応により原子炉の状態を「起動」、「運転」及び「停止」にできない措置をしているため適用外とする。
--	------	---------------------------------	--	--

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明(注)
その他脅威	GE51	規則 第14 条 表中 ハ(9)	＜原子炉制御室の機能喪失・警報喪失＞ 中央制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇により中央制御室及び制御盤室からの退避が必要な場合をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉液位の異常な低下が発生した場合をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、次の状態になったときをいう。 a)一次主冷却材系のいずれかのループにナトリウムが充填されている場合 中央制御室及びリレー室の両室で原子炉液位の監視ができないとき。 b)一次主冷却系を全ループドレインしている場合 中央制御室及び一次系予熱盤室の両室で原子炉液位の監視ができないとき。
	GE55	規則 第14 条 表中 ハ(11)	＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令 第6条 第3項 第3号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE62	省令 第4条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

*1: NsL、NwL: 通常冷却材液位

*2: 今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。
本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法: 原災法

政令: 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則: 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する
省令（平成 24 年
文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）
（注）「もんじゅ」特有の EAL については、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行しを行っていく。

関西電力(株)美浜発電所
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
止める	AL11	＜原子炉停止機能の異常のおそれ＞ 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	・「原子炉の運転中」とは運転モード1、2をいう。 ・「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、原子炉トリップパースシャル警報が発信した場合をいう。ただし、当該原子炉トリップパースシャル警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかな場合を除く。 ・「一定時間継続された場合」とは、1時間をいう。 ・「発信された原因を特定できない」とは、その時点で原子炉がトリップしておらず、かつ、原子炉がトリップすべき状況になっているかどうかを確定できない状況をいう。
	AL21	＜原子炉冷却材の漏えい＞ 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3および4をいう。 ・「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定第47条（1次冷却材漏えい率）の運転上の制限において、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（0.23m³/h）を超える漏えい率が認められた場合をいう。 ・「定められた時間内に定められた措置を実施できないこと」とは、保安規定第47条（1次冷却材漏えい率）の運転上の制限を逸脱した際に要求される以下の措置を完了時間内に達成できない場合をいう。 ① 12時間以内にモード3にできないとき または ② 56時間以内にモード5にできないとき
冷やす	AL24	＜蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3および4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）をいう。 ・「すべての主給水が停止した場合」とは、すべての主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む）による給水が停止した場合をいう。 ・「電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失する」とは、以下のいずれかの状態になった場合をいう。 ① 電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプのいずれか1台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が次の流量未満となったとき。 ① a. 美浜3号機：75m³/h

関西電力(株)美浜発電所
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
冷 や す	AL25	<全交流電源喪失のおそれ> すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。	- すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 「すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高压母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、または恒設電源設備のどれか1つになった場合をいう。 「外部電源」とは、電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用高压母線へ供給する設備をいう。 「または外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所のすべてのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。
	AL29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	「原子炉の停止中」とは、一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）をいう。 「当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、1つの余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ、1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端となった場合をいう。
	AL30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が確認され、水位が下記のレベル未満となった場合において、1時間以内にこの水位に復帰しない場合をいう。 ① 美浜3号機：EL31.0m
	AL31	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	「水位を維持できない」とは、使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、水位が下記のレベル未満となった場合において、1時間以内にこの水位に復帰しない場合をいう。 ① 美浜3号機：EL28.9m 「水位を一定時間以上測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。 - 使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。

関西電力(株)美浜発電所
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
閉 じ 込 め る	AL42	＜単一障壁の喪失または喪失の可能性＞ 燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失すること。	・運転モード1、2および3において適用する。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失するおそれ」とは、炉心出口温度の最高値が350℃以上となった状態をいう。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔離が動作した状態で、充てん／高圧注入ポンプ1台分の充てん流量を超過した場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下となった場合をいう。
	AL51	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室および中央制御室外操作盤が設置された箇所をいう。 ・「運転や制御に影響を及ぼす可能性」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし、作業等のため一時的に中央制御室の環境が悪化した場合を除く。
そ の 他 脅 威	AL52	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡または社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」または「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段のうち、使用可能な通信手段が1つのみとなっていることが確認された場合をいう。

関西電力(株)美浜発電所
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
その他脅威	AL53	＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等（※2）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	- すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 「重要区域」「安全上重要な構築物、系統または機器」とは、別表3-3-29における緊急事態事象（GE）に記載されている系統または機器およびその設置区域であって、機能別重要度分類のPS-1、MS-1に該当する系統または機器のうち、運転モードに応じて要求される系統または機器をいう。 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水、または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。 「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災または溢水により、安全上重要な構築物、系統または機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統または機器のうち使用できる系統または機器が1つのみとなることをいう。
	—	＜地震発生（震度6弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき。	「当該原子力事業所所在市町村」とは、美浜町をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
その他	—	＜大津波警報発表＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表されたとき。	「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	原子力施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	＜新規制基準を超える外的事象発生＞ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生したとき。	新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。（旧基準炉は除く）
	—	＜原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

（※1）「新基準炉」：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に

係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。それまでの間は「旧基準炉」のEALを適用する。

(※2)「安全機器等」:「安全上重要な構造物、系統または機器」をいい、その種類および場所等については、別表3-1-24に示す。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞ 1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 (1) 以下の排気筒モニタおよび指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ①格納容器排気筒ガスモニタ ②補助建屋排気筒ガスモニタ ③格納容器内高レンジエリアモニタ ④使用済燃料ピット区域エリアモニタ (2) 当該数値が落雷の時に検出された場合 2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。 ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)または(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。 ※照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①No. 1、2、5モニタポスト ・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上を検出」とは、単位時間（2分以内のものとして「1分」とする。）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタおよび指定エリアモニタの警報が動作していない場合または有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因をただちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者または、原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続または、2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象（10条）の通報書面に緊急事態事象（15条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項	＜通常放出経路での気体放射性物質＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。 ①格納容器排気筒ガスモニタ(1, 2u: R-16 3u: R-24) ②補助建屋排気筒ガスモニタ(1～3u: R-14) ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第4条第4項第2号 通報事象等規則第5条第1項	＜通常放出経路での液体放射性物質＞ 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)	・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排水モニタが設置されている場所をいう。 ①放水口水モニタ(1～3u: R-20) ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する） なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒および放水口をいう。 ・「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーバイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項および第3項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒および放水口をいう。 ・「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が放射能水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第6条第2項および第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①および②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	SE06	通報事象等規則第7条第1項	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生」の蓋然性が高い状態とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての

		第2号	状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
--	--	-----	------------------------------	--------------------------------------

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
冷 や す	SE21	通報 事象等 規則 第7条 表中 ロー(1)	＜原子炉冷却材漏えい時における非常 用炉心冷却装置による一部注水不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装 置の作動を必要とする原子炉冷却材の 漏えいが発生した場合において、非常用 炉心冷却装置およびこれと同等の機能 を有する設備のうち当該原子炉へ高圧 または低圧で注水するもののいずれか による注水が直ちにできないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3 および4をいう。 ・「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷 却材の漏えい」とは、プラントのパラメータが非常 用炉心冷却装置作動設定値に達した場合（ただし、 起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は 除く。）または手動により非常用炉心冷却装置を作 動させた場合であって、その原因が原子炉冷却材 の系外への流失（蒸気発生器伝熱管からの漏えい を含む）によるものをいい、以下のいずれかの状態 になったときをいう。 ①全ての充てん／高圧注入ポンプが起動しないとき。 ②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等によ り、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。 ④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等によ り、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入 可能圧力以下に低下するまでの間は除く。
	SE24	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	＜蒸気発生器給水機能の喪失＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器へのす べての給水機能が喪失すること。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3 および4（蒸気発生器が除熱のために使用されて いる場合）をいう。 ・「すべての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ（蒸 気発生器水張りポンプを含む）による蒸気発生器 への給水が喪失し、すべての蒸気発生器の狭域水 位が0%未満となり、かつ以下のいずれかの状態 になった場合をいう。 ①電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給 水ポンプが全て起動しないとき。 ②流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計 が次の流量未満となったとき。 a. 美浜3号機：75m³/h
	SE25	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	＜全交流電源の30分以上喪失＞ すべての交流母線からの電気の供給 が停止し、かつ、その状態が30分以上 継続すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において 適用する。 ・「すべての交流母線からの電気の供給が停止」とは、 非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器 および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設 電源設備からも供給されないことにより、すべての 所内高圧母線が使用不能となることをいう。
	SE27	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合 において、当該直流母線に電気を供給 する電源が一となる状態が5分以上継続 すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において 適用する。 ・「非常用直流母線が一となった場合において、当該 直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」 とは、電源供給可能な母線が1つになった場合に、 当該母線に電気を供給している健全な蓄電池、充 電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器など

		ロー(4)		を含む代替電源設備が1つになった場合をいう。 ただし、計画的な作業の場合は除く。
--	--	-------	--	---

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
冷やす	SE29	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	＜停止中の原子炉冷却機能の喪失＞ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	・「原子炉の停止中」とは、一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）をいう。 ・「当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する」とは、すべての余熱除去ポンプを用いた冷却が不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分経過した場合をいう。
	SE30	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(新基準炉)＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	・「水位を維持できていない」とは、使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が継続し、水位が下記のレベル未満となった場合において、1時間以内にこの水位に復帰しない場合をいう。 ① 美浜3号機：EL28.9m ・「水位を維持できていないおそれがある場合」とは、漏えいまたは蒸発が継続している状況で、水位が測定できないことにより、水位低下の可能性が否定できない場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。 ・使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。
	SE31	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	・「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計が下記のレベルを検出することをいう。 ① 美浜3号機：EL26.8m ・なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型を含む全ての設備が考慮される。
閉じ込める	SE41	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	＜格納容器健全性喪失のおそれ＞ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の上昇率を超えること。	・運転モードが、1、2、3および4において適用する。 ・「原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率」とは、原子炉冷却材喪失事象または主蒸気管破断事象等が発生した場合の上昇率をいう。 ・「一定時間にわたって通常の上昇率を超えること」とは、格納容器スプレイの設定点である以下の値を超え、10分経過した状態からさらに上昇する場合をいう。 ①美浜3号機：115.2kPa

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
閉 じ 込 め る	SE42	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	＜2つの障壁の喪失または喪失の可能性＞ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	・運転モード1、2および3において適用する。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失するおそれ」とは、炉心出口温度の最高値が350℃以上となった状態をいう。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔離が動作した状態で、充てんポンプまたは充てん/高圧注入ポンプ1台分の充てん流量を超過した場合をいう。 ・「原子炉格納容器の障壁が喪失」とは、格納容器隔離弁のいずれか1系列の全弁が閉止できない場合、または隔離操作後も直接放出経路がある場合をいう。
	SE43	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	＜原子炉格納容器圧力逃し装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用すること。	・運転モード1、2、3および4において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器高レンジリアモニタで1×10⁵mSv/h未満である場合をいう。 ＜補足＞ 本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。
そ の 他 脅 威	SE51	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(7)	＜原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または空気浄化装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合もしくは使用済燃料ビット水の漏えいまたは蒸発が確認された場合をいう。 ・「原子炉施設」とは、原子炉およびその付属施設をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤または原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のどちらかの制御盤において、表示灯の消灯ならびに指示計および記録計の動作停止が起きたこと、または警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。
	SE52	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(8)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡または社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」または「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、

				複数ある通信手段が、すべて使用不能になっていることが確認された場合をいう。
--	--	--	--	---------------------------------------

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
その他脅威	SE53	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(9)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災または溢水が発生し、安全機器等(※2)の機能の一部が喪失すること。	- すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 「安全上重要な構築物、系統または機器」とは、別表3-3-29における緊急事態事象(GE)に記載されている設備、系統、機器であって、安全上の機能別重要度分類のPS-1、MS-1に該当する機器のうち、運転モードに応じて要求される系統または機器をいう。 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水、または消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。 「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災または溢水により、安全上重要な構築物、系統または機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統または機器がすべて使用できなくなることをいう。
	SE55	通報 事象等 規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(13) または ヘー(2)	＜防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。 「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
事業 所外 運搬	XSE 61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーバイメータ
	XSE 62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか、または漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面汚染密度測定用サーバイメータ
	XSE 63	政令 第4条 第4項 第6号	<事業所外運搬での原子力緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号または第4号に掲げる事象。	・この基準は、政令に基づき、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、別表3-3-29を参照。

(※1)「新基準炉」：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用する。それまでの間は「旧基準炉」のEALを適用する。

(※2)「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統または機器」をいい、その種類および場所等については、別表3-1-24に示す。

本別表における原災法、政令、通報事象等規則および省令とは次のとおり。

原災法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通報事象等規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上においてまたは1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①No. 1、2、5モニタポスト ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)	・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号 通報事象等規則第12条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)	・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断および発生の報告の取扱いは、SE03に準ずる。
	GE04	政令第6条第3項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量 (10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒および放水口をいう。 ・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

関西電力(株)美浜発電所

(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量または放射性物質が検出されたとき。 ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒および放水口をいう。 ・「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの」とは、以下の①および②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあるとき」とは、核分裂による中性子線またはガンマ線を検出した場合をいう。
止める	GE11	通報事象等規則第14条表中ロー(1)	<原子炉停止の失敗または停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。	・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 ・「制御棒の挿入により原子炉を停止することができない」とは、運転モードが1、2のとき、原子炉トリップが必要な場合において、以下のいずれの制御棒挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正の状態となっている場合をいう。 ①自動トリップ ②手動トリップ ③MGセット電源断によるトリップ ④制御棒手動挿入 ・「停止したことを確認することができない」とは、運転モードが1、2のとき、原子炉トリップが必要な場合において、制御棒の挿入により、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正であるか否かが確認できない場合をいう。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
冷やす	GE21	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(2)	＜原子炉冷却材漏えい時における 非常用炉心冷却装置による注水 不能＞ 原子炉の運転中に非常用炉心冷 却装置の作動を必要とする原子炉 冷却材の漏えいが発生した場合に おいて、すべての非常用炉心冷却装 置による当該原子炉への注水がで きないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3および4をいう。 ・「すべての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない」とは、以下のいずれかの状態になっている場合をいう。 ①すべての充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ②高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く) ③「ポンプが起動し、注水流量が確認できた場合」または「原子炉が高圧状態にあり、低圧注入ができない場合」のいずれかの場合であっても、炉心出口温度350℃以上の状態が、30分以上継続して観測されたとき。 ④原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(全ての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき。(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む)
	GE24	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(3)	＜蒸気発生器給水機能喪失後の非 常用炉心冷却装置注水不能＞ 原子炉の運転中に蒸気発生器へ のすべての給水機能が喪失した場 合において、すべての非常用炉心冷 却装置およびこれと同等の機能を 有する設備に寄る注水が直ちにで きないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3および4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)をいう。 ・「すべての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む)による蒸気発生器への給水が喪失するとともに補助給水ラインの流量が、次の流量以下となり、かつすべての蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった場合をいう。 ①美浜3号機：7.5m³/h ・「すべての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない」とは、すべての蒸気発生器広域水位が10%未満において、以下のいずれかの状態になっている場合をいう。 ①すべての充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが起動しないとき。 ②高圧系および低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が行われず炉心の冷却がなされていることを確認できないとき。(原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を含む) ③加圧器逃がし弁による減圧ができないとき。 ④ポンプが起動し、注水流量が確認できた場合であっても、炉心出口温度350℃以上の状態が30分以上継続して観測されたとき。
	GE25 (※1)	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(5)	＜全交流電源の1時間以上喪失＞ すべての交流母線からの電気の 供給が停止し、かつ、その状態が1 時間以上継続すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「すべての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器および予備変圧器からの受電に失敗し、かつ、恒設電源設備からも供給されないことにより、すべての所内高圧母線が使用不能となることをいう。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
冷 や す	GE27	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(6)	＜全直流電源の5分以上喪失＞ すべての非常用直流母線からの電 気の供給が停止し、かつ、その状態が 5分以上継続すること。	- すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 「すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、すべての蓄電池、充電器（後備充電器を含む）または可搬型整流器などを含む代替電源設備を含め直流母線が使用不能となった場合をいう。
	GE28	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(7)	＜炉心損傷の検出＞ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格 納容器内の放射線量または原子炉容 器内の温度を検知すること。	- 運転モード1、2および3において適用する。 「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上かつ、炉心出口温度が$350^\circ\text{C}$以上となった場合をいう。ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。
	GE29	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(8)	＜停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞ 蒸気発生器の検査その他の目的で 一時的に原子炉容器の水位を下げた 状態で、当該原子炉から残留熱を除去 する機能が喪失し、かつ、燃料取替用 水貯蔵槽からの注水ができないこと。	「一時的に原子炉容器の水位を下げた状態」とは、一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）をいう。 「残留熱を除去する機能が喪失」とは、余熱除去ポンプを用いた冷却および蒸気発生器を通じた除熱（リフラックス冷却）ができないことをいう。 「燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと」とは、燃料取替用水タンク（ピット）から充てん／高圧注入ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプを用いたまたは停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段ならびに蓄圧タンクからの注水手段のすべてを喪失した場合で、1次冷却材配管の水位が配管の下端となって1時間が経過した場合をいう。
	GE30	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(9)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・ 放射線放出（新基準炉）＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済 燃料集合体の頂部から上方2メート ルの水位まで低下すること、または当 該水位まで低下しているおそれがある 場合において、当該貯蔵槽の水位を 測定できないこと。	「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計が下記のレベルを検出するか、または使用済燃料ピット区域エリアモニタ（R-5）の指示が指示計の上限を超え、使用済燃料ピット付近に接近できない場合をいう。 ①美浜3号機：EL26.8m 「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料ピット区域エリアモニタ（R-5）の指示が有意に上昇している場合をいう。 「水位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が確認できない場合をいう。

	GE31	通報 事象等 規則 第14条 表中 へー(1)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉）＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計が下記のレベルを検出することをいう。 ① 美浜3号機：EL24.8m ・なお、使用済燃料ピット水位の回復手段には、可搬型を含む全ての設備が考慮される。
--	------	--	---	--

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
閉じ込める	GE41	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(4)	＜格納容器圧力の異常上昇＞ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。	・運転モード1、2、3および4において適用する。 ・「最高使用圧力」とは、以下の値をいう。 また、「最高使用温度」とは、最高使用圧力における飽和温度をいう。 ① 美浜3号機：261kPa
	GE42	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(11)	＜2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失の可能性＞ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	・運転モード1、2および3において適用する。 ・「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。 ・「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、「加圧器圧力」または「加圧器水位および加圧器圧力」が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力または設定水位以下となった場合をいう。 ・「原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧力が上昇している場合をいう。
その他脅威	GE51	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(10)	＜原子炉制御室の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失すること。	・すべての運転モードおよび運転モード外において適用する。 ・「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要な場合をいう。 ・「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 ・「原子炉施設」とは、原子炉およびその付属施設をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤および原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、表示灯の消灯ならびに指示計および記録計の動作停止が起きたこと、または警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。
	GE55	通報 事象等 規則 第14条 表中 ロー(12)	＜住民の避難を開始する必要がある事 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。

関西電力(株)美浜発電所
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上 火災、爆発その他これに類する事象 の発生の際に事業所外運搬に使用する 容器から1メートル離れた場所におい て、1時間当たり10ミリシーベルト以 上の放射線量が省令第2条で定めると ころにより検出されたとき。なお、上 記の測定が困難である場合にあって、 その状況に鑑み上記水準の放射性物 質検出の蓋然性が高い場合には、検 出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
	XGE62	省令第4条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏 れ 火災爆発等により省令第4条に定め る事業所外運搬の場合にあっては、 放射性物質の漏えいが発生するか、ま たは漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度測定用サーベイメータ

(※1)「新基準炉」：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日

(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。それまでの間は「旧基準炉」のEALを適用する。

本別表における原災法、政令、通報事象等規則および省令とは次のとおり。

原災法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

通報事象等規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

4. 気象及びモニタリングに関する資料

気象観測所一覧表

	観測局名 (観測場所)	観測 機関	観測項目							
			風向 風速 (測器高)	降水 量	感雨 計	積雪 深	気温	日射 量	放射 収支量	大気 安定度
原子力発電所	敦賀発電所気象A点（露場） （正門裏）	日本 原電	— EL 3.0m	○	—	—	○	○	○	○
	敦賀発電所気象A点（13m） （正門裏）	日本 原電	○ EL 13.0m	—	—	—	—	—	—	
	敦賀発電所気象B点（70m） （事務本館屋上）	日本 原電	○ EL 70.0m	—	—	—	—	—	—	—
	敦賀発電所気象C点（148m） （事務本館屋上）	日本 原電	○ EL 148.0m	—	—	—	—	—	—	—
	敦賀発電所気象D点（70m） （3・4号機南西・西部溪流道路脇）	日本原 電	○ EL 70.0m	—	—	—	—	—	—	○
	もんじゅ気象MS-1点（露場） （環境管理棟近傍）	原子力 機構	○ EL 37.0m	○	○	—	○	○	○	○
	もんじゅ気象CT点（気象観測塔） （気象観測塔）	原子力 機構	○ EL 172.0m	—	—	—	○	—	—	—
	美浜発電所気象観測点A （美浜発電所グラント脇）	関西 電力	○ EL 19.0m	—	—	—	—	—	—	○
	美浜発電所気象観測点B （1・2号機取水口横）	関西 電力	— EL 5.5m	○	—	—	—	○	○	
	美浜発電所気象観測点C （1・2号機放水口横）	関西 電力	— EL 5.5m	○	—	—	○	—	—	—
	美浜発電所気象観測点D （1・2号機裏山頂）	関西 電力	○ EL 94.0m	—	—	—	—	—	—	—

	観測局名 (観測場所)	観測 機関	観測項目							
			風向 風速 (測器高)	降水 量	感雨 計	積雪 深	気温	日射 量	放射 収支量	大気 安定度
敦賀市	環境放射線監視テレメータシステム立石観測局 (八坂神社)	福井県	○ EL 13.0m	○	○	—	○	—	—	—
	海上保安庁立石岬気象観測局 (立石岬灯台)	海上 保安庁	○ EL 155.0m	—	—	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム浦底観測局 (原電明神寮下県道脇)	福井県	○ EL 23.5m	○	○	○	○	—	—	—
	松ヶ崎気象観測所 (松ヶ崎MS) (旧松原小学校白木分校跡北)	原子力 機構	○ EL 35.2m	○	○	—	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム白木観測局 (旧松原小学校白木分校跡)	福井県	○ EL 30.5m	○	○	—	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム白木峠観測局 (旧県道市町境脇)	福井県	○ EL 159.0m	○	○	○	○	—	—	—
	縄間気象観測所 (縄間MS) (西浦駐在所横)	原子力 機構	○ EL 12.0 m	○	○	—	—	—	—	—
	福井地方気象台敦賀特別地域気象観測所	気象庁	○ EL 30.0m	○	—	○	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム敦賀観測局 (福井県敦賀合同庁舎)	福井県	○ EL 14.0m	○	○	—	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム栗野観測局 (黒河小学校)	福井県	○ EL 46.3m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム疋田観測局 (愛発公民館)	福井県	○ EL 88.0m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメータシステム東郷観測局 (咸新小学校)	福井県	○ EL 34.3m	○	○	—	—	—	—	—
	赤崎気象観測所 (赤崎MS) (赤崎区集落センター)	原子力 機構	○ EL 15.0m	○	○	—	—	—	—	—
	杉津気象観測所 (杉津MS) (東浦小中学校下国道8号線歩道橋脇)	日本 原電	○ EL 30.2m	○	○	—	—	—	—	—

	観測局名 (観測場所)	観測 機関	観測項目							
			風向 風速 (測器高)	降水 量	感雨 計	積雪 深	気温	日射 量	放射 収支量	大気 安定度
美浜町	環境放射線監視テレメタシステム丹生観測局 (丹生バス停横)	福井県	○ EL 15.5m	○	○	—	○	—	—	—
	竹波気象観測所 (落合川ポンプ場)	関西 電力	○ EL 16.0m	○	○	○	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム竹波観測局 (竹波区内公園)	福井県	○ EL 24.0m	○	○	○	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム坂尻観測局 (若狭梅海道坂尻トンネル東側出口南側)	福井県	○ EL 25.0m	○	○	○	○	—	—	—
	郷市気象観測所 (郷市 MP) (美浜町役場)	関西 電力	○ EL 27.0m	○	○	○	○	—	—	—
	新庄気象観測所 (嶺南変電所横)	関西 電力	○ EL100.0m	○	○	○	○	—	—	—
	美浜地域気象観測所 (県園芸研究センター)	気象庁	○ EL 20.0m	○	—	—	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム久々子観測局 (美浜町総合体育館)	福井県	○ EL 16.3m	○	○	—	—	—	—	—
若狭町	環境放射線監視テレメタシステム神子観測局 (若狭町みさき漁村体験施設)	福井県	○ EL 21.0m	○	○	—	—	—	—	—
	三方気象観測所 (若狭町役場三方庁舎)	関西 電力	○ EL 25.0m	○	○	○	○	—	—	—
南越前町	今庄地域気象観測所 (旧今庄森林組合宿舍)	気象庁	○ EL 138.0m	○	—	○	○	—	—	—
	今庄気象観測所 (今庄MS) (南越前町役場今庄総合事務所前 国道 365 線脇)	日本 原電	○ EL 138.4m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム古木観測局 (南越前町ふるさと交流センター)	福井県	○ EL 175.3m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム南条観測局 (南越前町役場)	福井県	○ EL 79.0m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム湯尾観測局 (南越消防組合南消防署)	福井県	○ EL 104.3m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム宇津尾観測局 (広野地区農業集落排水処理施設)	福井県	○ EL 203.3m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム板取観測局 (今庄 3 6 5 スキー場駐車場)	福井県	○ EL 432.3m	○	○	—	—	—	—	—
	甲楽城気象観測所 (甲楽城MS) (河野小学校前)	日本 原電	○ EL 44.2m	○	○	—	—	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム河野観測局 (河野総合事務所駐車場)	福井県	○ EL 21.0m	○	○	—	○	—	—	—
	環境放射線監視テレメタシステム大良観測局 (道の駅河野第 2 駐車場)	福井県	○ EL 211.3m	○	○	—	—	—	—	—

空間線量率測定固定観測局一覧

観 測 地 区 名			測定器等	発電所からの方位・距離		
市町名 地区名	観 測 局 名 (設 置 場 所)	観測機関	線量率	敦賀	もんじゅ	美浜
				方位	方位	方位
				距離(km)	距離(km)	距離(km)
敦賀市 杉津	杉津モニタリングステーション (東浦小中学校下 国道8号線歩道橋脇)	日本原電	NaI(Tl)	ESE	E	ENE
			電離箱	7	10	13
敦賀市 阿曽	阿曽モニタリングポスト (東浦体育館)	原子力機構	NaI(Tl)	ESE	ESE	E
			電離箱	8	10	12
敦賀市 五幡	五幡モニタリングステーション (東浦公民館)	日本原電	NaI(Tl)	SE	ESE	E
			電離箱	8	10	11
敦賀市 赤崎	赤崎モニタリングステーション (赤崎区集落センター)	原子力機構	NaI(Tl)	SE	ESE	E
			電離箱	9	11	11
敦賀市 ふげん構内	ふげんモニタリングポスト1 (西敷地境界付近)	原子力機構	NaI(Tl)		ENE	NE
			電離箱		3	7
	ふげんモニタリングポスト2 (北敷地境界付近)	原子力機構	NaI(Tl)		NE	NE
			電離箱		3	8
敦賀市 立石	立石モニタリングポスト (立石山頂)	日本原電	NaI(Tl)	ENE	ENE	NE
			電離箱	1	4	8
	立石モニタリングステーション (集落入口県道山側脇)	日本原電	NaI(Tl)	NNE	ENE	NE
			電離箱	1	4	8
	立石観測局 (八坂神社)	福井県	NaI(Tl)	NE	ENE	NE
			電離箱	1	4	8
	猪ヶ池モニタリングポスト (猪ヶ池脇県道横)	日本原電	NaI(Tl)	E	ENE	NE
			電離箱	1	4	8
敦賀市 浦底	浦底モニタリングポスト (県水産試験場裏)	日本原電	NaI(Tl)	SSE	E	NE
			電離箱	1	3	7
	浦底観測局 (原電明神寮下県道脇)	福井県	NaI(Tl)	SSE	E	ENE
			電離箱	2	4	7
	浦底モニタリングステーション (県道脇・剣神社西)	日本原電	NaI(Tl)	SSE	E	ENE
			電離箱	2	4	7
敦賀市 色浜	色ヶ浜モニタリングステーション (白山神社)	日本原電	NaI(Tl)	SSE	ESE	ENE
			電離箱	3	4	7
敦賀市 中央1	敦賀観測局 (県敦賀合同庁舎)	福井県	NaI(Tl)	SSE	SSE	SE
			電離箱	13	13	11
敦賀市 井川	東郷観測局 (咸新小学校)	福井県	NaI(Tl)	SSE	SE	ESE
			電離箱	13	14	14
敦賀市 疋田	疋田観測局 (愛発公民館)	福井県	NaI(Tl)	SSE	SE	SE
			半導体	18	19	17
敦賀市 縄間	縄間モニタリングステーション (西浦駐在所横)	原子力機構	NaI(Tl)	S	SSE	ESE
			電離箱	8	7	6
敦賀市 御名	栗野観測局 (黒河小学校)	福井県	NaI(Tl)	S	SSE	SE
			電離箱	16	15	13

観 測 地 区 名			測定器等	発電所からの方位・距離		
市町名 地区名	観 測 局 名 (設 置 場 所)	観測機関	線量率	敦賀	もんじゅ	美浜
				方位 距離(km)	方位 距離(km)	方位 距離(km)
敦賀市 もんじゅ 構内 白木 2	もんじゅモニタリングポストNo. 1 (北東敷地境界)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	WSW 3		NNE 5
	もんじゅモニタリングポストNo. 2 (東南東敷地境界)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	WSW 3		NE 5
	もんじゅモニタリングポストNo. 3 (南南東敷地境界)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	SW 3		NE 4
	もんじゅモニタリングポストNo. 4 (南西敷地境界)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	WSW 4		NNE 4
	もんじゅモニタリングステーション (環境管理棟近傍)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	WSW 3		NNE 5
敦賀市 白木 1	松ヶ崎モニタリングステーション (旧松原小学校白木分校跡北)	原子力 機構	NaI(Tl) 電離箱	WSW 4	SW 1	NNE 4
	白木観測局 (旧松原小学校 白木分校跡)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SW 4	SW 1	NNE 3
	白木峠観測局 (旧県道市町境脇)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SW 5	SSW 2	NNE 3
美浜町 美浜発電所 構内	美浜モニタポストNo. 5 (美浜発電所構内)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 7	SSW 4	
	美浜モニタポストNo. 2 (美浜発電所構内)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 7	SSW 4	
	美浜モニタポストNo. 1 (美浜発電所構内)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 7	SSW 5	
美浜町 丹生	丹生観測局 (丹生バス停横)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SW 6	SSW 4	NE 1
	美浜モニタポストNo. 3 (丹生診療所)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 6	SSW 3	NE 1
	美浜モニタステーション (関電丹生寮敷地内)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 7	SSW 4	E 1
美浜町 竹波	美浜モニタポストNo. 4 (高那弥神社)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 7	S 5	ESE 2
	竹波観測局 (竹波区内公園)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SSW 8	S 5	SE 2
美浜町 佐田	佐田モニタポスト (美浜東小学校)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 14	S 12	SSE 8
美浜町 菅浜	菅浜モニタポスト (美浜町農業構造改善センター)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 11	S 9	SSE 5
美浜町 坂尻	坂尻観測局 (若狭梅街道坂尻トンネル 東側出口南側)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SSW 16	S 14	S 9

観 測 地 区 名			測定器等	発電所からの方位・距離		
市町名 地区名	観 測 局 名 (設 置 場 所)	観測機関	線量率	敦賀	もんじゅ	美浜
				方位	方位	方位
				距離(km)	距離(km)	距離(km)
美浜町 郷市	郷市モニタポスト (美浜町役場)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 18	SSW 16	S 11
美浜町 新庄	新庄モニタポスト (日吉神社)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 21	S 20	S 15
美浜町 早瀬	早瀬モニタポスト (水無月神社)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 18	SSW 16	SSW 11
美浜町 久々子	久々子観測局 (美浜町総合体育館)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SSW 19	SSW 17	SSW 12
美浜町 日向	日向モニタポスト (日向漁業センター)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SW 19	SSW 16	SSW 12
若狭町 中央	三方モニタポスト (若狭町役場三方庁舎)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 24	SSW 22	SSW 18
若狭町 神子	神子観測局 (若狭町みさき漁村体験施設)	福井県	NaI(Tl) 半導体	SW 22	SW 19	SW 15
若狭町 三田	鳥羽観測局 (鳥羽小学校)	福井県	NaI(Tl) 半導体	SSW 31	SSW 28	SSW 24
若狭町 井ノ口	上中モニタポスト (若狭町上中体育館)	関西電力	NaI(Tl) 電離箱	SSW 36	SSW 33	SSW 29
若狭町 熊川	熊川観測局 (道の駅若狭熊川宿)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	SSW 36	SSW 34	S 30
南越前町 河野	河野観測局 (河野総合事務所駐車場)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	NNE 9	NE 12	NE 17
南越前町 甲楽城	甲楽城モニタリングステーション (河野小学校前)	日本原電	NaI(Tl) 電離箱	NNE 10	NNE 12	NNE 17
南越前町 大良	大良観測局 (道の駅河野第2駐車場)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	NE 8	NE 11	NE 16
南越前町 湯尾	湯尾観測局 (南越消防組合南消防署)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	ENE 17	ENE 20	ENE 24
南越前町 東大道	南条観測局 (南越前町役場)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	ENE 18	ENE 22	NE 26
南越前町 古木	古木観測局 (南越前町ふるさと交流センター)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	ENE 23	ENE 26	ENE 30
南越前町 今庄	今庄モニタリングステーション (南越前町役場今庄総合事務所前 国道365号線脇)	日本原電	NaI(Tl) 電離箱	E 17	E 20	ENE 23
南越前町 宇津尾	宇津尾観測局 (広野地区農業集落排水処理施設)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	E 19	E 21	E 24
南越前町 板取	板取観測局(今庄 365 スキー場駐車場)	福井県	NaI(Tl) 電離箱	ESE 12	E 15	E 17

5. 人口と避難所に関する資料

防災対策を重点的に実施すべき地区の人口一覧

(令和3年11月1日現在)

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～ 5 歳	6～ 18 歳	19～ 64 歳	65 歳 ～	0～ 2 歳	3～ 12 歳	13 歳 ～
金ヶ崎町	115	230	6	17	114	93	2	15	213
港町	160	347	9	30	170	138	5	22	320
栄新町	153	324	10	46	151	117	3	25	296
曙町	165	348	14	38	165	131	4	28	316
天筒町	18	35	0	0	18	17	0	0	35
桜町	45	93	3	16	51	23	1	8	84
蓬萊町	178	361	21	27	229	84	11	18	332
元町	307	669	18	70	313	268	8	49	612
相生町	259	548	11	55	257	225	6	31	511
神楽町1丁目	76	174	1	22	84	67	0	9	165
神楽町2丁目	74	155	4	15	78	58	0	9	146
角鹿町	122	244	8	24	146	66	6	14	224
(北地区)	1672	3528	105	360	1776	1287	46	228	3254
舞崎町	178	354	15	36	216	87	6	22	326
舞崎町2丁目	412	950	48	129	548	225	22	84	844
清水町1丁目	460	925	31	104	468	322	16	65	844
清水町2丁目	282	590	26	82	322	160	13	56	521
本町1丁目	187	329	8	9	162	150	3	11	315
本町2丁目	220	409	13	33	187	176	5	22	382
白銀町	235	440	10	34	247	149	7	13	420
鉄輪町1丁目	183	317	13	29	180	95	5	23	289
鉄輪町2丁目	56	128	4	11	65	48	2	8	118
東洋町	316	669	52	80	383	154	27	72	570

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～ 5 歳	6～ 18 歳	19～ 64 歳	65 歳 ～	0～ 2 歳	3～ 12 歳	13 歳 ～
布田町	179	421	3	42	271	105	1	20	400
木ノ芽町	29	58	1	9	28	20	0	4	54
若泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津内町 3 丁目	225	441	14	27	218	182	5	22	414
(南地区)	2962	6031	238	625	3295	1873	112	422	5497
津内町 1 丁目	188	367	10	41	161	155	4	26	337
津内町 2 丁目	251	477	17	56	236	168	8	35	434
川崎町	156	281	1	18	119	143	1	6	274
松栄町	213	407	17	50	173	167	8	36	363
結城町	210	410	11	25	196	178	2	24	384
三島町 1 丁目	314	659	27	50	345	237	17	33	609
三島町 2 丁目	331	665	18	64	294	289	9	40	616
三島町 3 丁目	194	371	12	41	225	93	4	30	337
開町	141	274	4	31	128	111	1	21	252
昭和町 1 丁目	206	429	30	32	236	131	16	30	383
昭和町 2 丁目	305	647	39	81	386	141	24	65	558
呉竹町 1 丁目	485	1075	56	121	517	381	32	89	954
呉竹町 2 丁目	146	310	11	32	179	88	5	22	283
中央町 1 丁目	176	316	12	17	169	118	6	13	297
中央町 2 丁目	508	1038	45	125	690	178	24	81	933
(西地区)	3824	7726	310	784	4054	2578	161	551	7014
松島町	320	742	20	70	369	283	6	49	687
松島町 2 丁目	142	285	10	30	139	106	2	31	252
鋳物師町	249	518	23	56	277	162	10	43	465
松原町	350	698	17	63	352	266	7	36	655
松葉町	574	1178	35	131	615	397	17	87	1074

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳～	0～2歳	3～12歳	13歳～
櫛川	1130	2601	114	391	1495	601	51	254	2296
原	33	86	0	4	46	36	0	0	86
沓見	583	1443	56	198	840	349	24	137	1282
木崎	1121	2511	169	339	1681	322	74	268	2169
平和町	493	1095	43	116	566	370	29	66	1000
呉羽町	78	108	1	12	95	0	1	2	105
新松島町	302	654	26	71	330	227	10	63	581
櫛川町2丁目	176	411	17	13	199	126	6	55	350
(松原地区)	5551	12330	531	1554	7004	3241	237	1091	11002
二村	2	6	0	1	4	1	0	0	6
名子	18	49	1	11	20	17	0	2	47
縄間	35	59	0	3	27	29	0	3	56
常宮	32	71	2	7	27	35	0	6	65
沓	27	60	0	5	33	22	0	0	60
手	18	43	1	3	21	18	0	2	41
色浜	26	68	4	6	28	30	2	4	62
浦底	23	51	1	2	24	24	1	0	50
立石	23	48	1	0	21	26	1	0	47
白木1丁目	20	60	4	8	31	17	2	7	51
白木2丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(西浦地区)	224	515	14	46	236	219	6	24	485
鞠山	30	62	8	5	26	23	6	5	51
田結	94	222	10	31	90	91	4	25	193
赤崎	58	125	5	13	43	64	4	8	113
江良	12	25	0	0	12	13	0	0	25

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～ 5 歳	6～ 18 歳	19～ 64 歳	65 歳 ～	0～ 2 歳	3～ 12 歳	13 歳 ～
五幡	60	134	4	11	53	66	1	7	126
拳野	10	18	2	0	9	7	1	1	16
阿曾	80	158	0	8	67	83	0	4	154
杉津	76	147	2	13	51	81	1	8	138
横浜	90	185	3	10	64	108	1	6	178
大比田	95	223	0	14	89	120	0	7	216
元比田	18	28	0	0	10	18	0	0	28
(東浦地区)	623	1327	34	105	514	674	18	71	1238
河原町	10	20	2	0	10	8	2	0	18
藤ヶ丘町	233	490	25	43	247	175	7	41	442
余座	54	136	5	8	64	59	2	6	128
大蔵	34	77	2	5	41	29	1	5	71
中	157	303	13	27	158	105	5	21	277
井川	50	108	6	8	51	43	4	7	97
高野	49	120	7	13	54	46	4	10	106
谷	7	17	1	3	7	6	0	3	14
谷口	26	67	0	13	29	25	0	6	61
川北	12	35	2	3	19	11	0	3	32
深山寺	30	63	0	3	30	30	0	2	61
檜曲	60	145	5	15	67	58	2	9	134
池河内	3	5	0	0	0	5	0	0	5
瀬河内	24	43	0	3	15	25	0	1	42
越坂	9	20	0	0	7	13	0	0	20
田尻	14	26	0	0	11	15	0	0	26
葉原	61	116	0	5	49	62	0	3	113
新保	29	61	1	0	23	37	1	0	60

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～5歳	6～18歳	19～64歳	65歳～	0～2歳	3～12歳	13歳～
泉ヶ丘町	180	359	9	33	178	139	6	17	336
(東郷地区)	1042	2211	78	182	1060	891	34	134	2043
長沢	470	977	25	108	561	283	11	68	898
岡山町1丁目	64	127	11	9	60	47	5	12	110
岡山町2丁目	340	684	39	81	385	179	16	69	599
古田刈	899	2194	147	317	1348	382	71	255	1868
堂	281	678	57	95	398	128	31	70	577
山泉	758	1814	72	247	1064	431	39	148	1627
道口	66	145	7	14	66	58	4	11	130
坂下	54	120	2	5	60	53	1	1	118
吉河	50	119	0	13	67	39	0	8	111
鳩原	22	36	0	1	11	24	0	0	36
小河口	30	74	3	6	30	35	0	7	67
小河	28	58	0	1	25	32	0	0	58
衣掛町	107	258	5	29	151	73	1	18	239
(中郷地区)	3169	7284	368	926	4226	1764	179	667	6438
市橋	25	49	0	7	20	22	0	6	43
疋田	141	270	2	18	113	137	1	9	260
追分	18	43	0	1	15	27	0	0	43
深坂	2	3	0	0	2	1	0	0	3
駄口	7	10	0	0	3	7	0	0	10
山中	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥野	17	30	0	0	9	21	0	0	30
曾々木	25	49	0	2	11	36	0	0	49
麻生口	6	9	0	0	5	4	0	0	9

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～ 5 歳	6～ 18 歳	19～ 64 歳	65 歳 ～	0～ 2 歳	3～ 12 歳	13 歳 ～
奥麻生	8	12	0	0	0	12	0	0	12
新道	14	33	2	1	10	20	2	1	30
刀根	39	70	0	5	22	43	0	1	69
杉箸	36	63	0	4	9	50	0	3	60
(愛発地区)	338	641	4	38	219	380	3	20	618
野神	832	1919	138	271	1143	367	65	237	1617
新和町 1 丁目	283	466	20	27	240	179	10	28	428
新和町 2 丁目	308	696	35	73	325	263	18	62	616
和久野	702	1565	78	197	930	360	37	145	1383
市野々町 1 丁目	186	416	18	59	217	122	8	47	361
市野々町 2 丁目	520	1263	53	186	652	372	19	127	1117
若葉町 1 丁目	203	511	25	71	260	155	13	52	446
若葉町 2 丁目	253	582	31	57	277	217	16	37	529
若葉町 3 丁目	217	485	22	54	232	177	10	43	432
櫛林	523	1250	59	143	673	375	26	125	1099
筋生野	439	1126	76	153	582	315	37	130	959
沢	244	544	17	68	284	175	9	43	492
桜ヶ丘町	240	391	19	37	215	120	10	30	351
金山	487	1109	53	123	608	325	26	86	997
関	87	213	3	15	104	91	1	11	201
野坂	565	1345	45	191	688	421	21	139	1185
ひばりヶ丘町	678	1497	70	207	855	365	36	137	1324
萩野町	649	1512	83	189	808	432	38	147	1327
長谷	197	480	23	69	248	140	12	51	417
砂流	186	509	37	77	312	83	15	57	437
御名	221	588	26	109	336	117	8	79	501

地区名	世帯数	人口	人 口				ヨウ素剤対象		
			0～ 5 歳	6～ 18 歳	19～ 64 歳	65 歳 ～	0～ 2 歳	3～ 12 歳	13 歳 ～
公文名	1364	3574	214	607	2200	553	86	429	3059
山	188	471	29	51	246	145	14	51	406
みどりヶ丘町	93	208	8	29	110	61	4	18	186
(栗野地区)	9665	22720	1182	3063	12545	5930	539	2311	19870
白梅学園	1	25	3	22	0	0	2	16	7
合 計	29071	64338	2867	7705	34929	18837	1337	5535	57466

敦賀市内の退避等施設一覧

(令和4年4月現在)

施設名	所在地	電話番号	備考
白木会館	白木1丁目	(0770) 39-1733	
立石ふれあい会館	立石	(0770) 26-1539	
刀根旅館	浦底	(0770) 26-1035	
かねや旅館	浦底	(0770) 26-1605	
西浦小中学校	色浜	(0770) 26-1631	放射線防護 対策施設
遊三閣	色浜	(0770) 26-1616	
旅館みずしま	色浜	(0770) 26-1717	
あけぼの旅館	手	(0770) 26-1316	
常宮小学校	常宮	(0770) 26-1350	放射線防護 対策施設
児童文化センター	櫛川	(0770) 25-7879	
東浦小中学校	杉津	(0770) 28-1254	放射線防護 対策施設
東浦体育館	阿曾	(0770) 28-1001	
東浦公民館	五幡	(0770) 28-1251	
旧赤崎小学校	赤崎	(0770) 22-1732	
松原小学校	松島町	(0770) 25-0171	
市立体育館	松葉町	(0770) 22-5244	放射線防護 対策施設
松陵中学校	松葉町	(0770) 22-0045	
敦賀高等学校	松葉町	(0770) 25-1521	
櫛川保育園	櫛川	(0770) 25-1210	
松陵幼稚園	櫛川町2丁目	(0770) 25-8240	

施 設 名	所 在 地	電話番号	備考
沓 見 保 育 園	沓 見	(0770) 25-4762	
沓 見 小 学 校	沓 見	(0770) 22-1349	
総合運動公園体育館	沓 見	(0770) 23-6638	
中 央 小 学 校	野 神	(0770) 24-0020	
旧敦賀北小学校	曙 町	(0770) 22-0255	
武 道 館	曙 町	(0770) 25-5820	
角鹿小中学校	角 鹿 町	(0770) 22-1634	
敦賀西小学校	結 城 町	(0770) 22-0538	
プ ラ ザ 萬 象	東 洋 町	(0770) 22-9711	
あ い あ い プ ラ ザ	東 洋 町	(0770) 22-1700	
計 3 0 施 設			

指定避難所一覧

No.	避難施設名	所在地	電話番号	面積 (体育館等)	収容人数
1	北公民館	曙町	24-1545	176 m ²	70 人
2	旧敦賀北小学校	曙町	22-0255	788 m ²	315 人
3	角鹿小中学校	角鹿町	22-1634	1062 m ²	424 人
4	武道館	曙町	25-5820	890 m ²	356 人
5	市民文化センター	桜町	25-5125	397.5 m ²	159 人
6	南公民館	本町 2 丁目	22-2866	212 m ²	84 人
7	敦賀南小学校	清水町 1 丁目	22-0010	647 m ²	258 人
8	気比中学校	清水町 1 丁目	22-0682	1198 m ²	479 人
9	プラザ萬象	東洋町	22-9711	1262.5 m ²	505 人
10	西公民館	三島町 2 丁目	21-2700	291 m ²	116 人
11	敦賀西小学校	結城町	22-0538	806 m ²	322 人
12	松原公民館	新松島町	23-8990	235 m ²	94 人
13	松原小学校	松島町	25-0171	924 m ²	369 人
14	杳見小学校	杳見	22-1349	427 m ²	170 人
15	松陵中学校	松葉町	22-0045	1213 m ²	485 人
16	敦賀高等学校	松葉町	25-1521	2445 m ²	978 人
17	敦賀気比高等学校	杳見	24-2150	2090 m ²	836 人
18	敦賀市立看護大学	木崎	20-5500	950 m ²	380 人
19	市立体育館	松葉町	22-5244	1462.5 m ²	585 人
20	児童文化センター	櫛川	25-7879	895 m ²	358 人
21	西浦小中学校	色	26-1631	426 m ²	170 人
22	常宮小学校	常宮	26-1350	422 m ²	168 人
23	東浦公民館	五幡	28-1251	191 m ²	76 人
24	東浦小中学校	杉津	28-1254	704 m ²	281 人
25	旧赤崎小学校	赤崎	22-1732	438 m ²	175 人
26	東浦体育館	阿曾	28-1001	545 m ²	218 人
27	東郷公民館(東郷コミュニティセンター)	井川	22-0895	1008 m ²	403 人
28	旧咸新小学校	井川	22-1106	489 m ²	195 人
29	旧葉原小学校	葉原	22-1109	420 m ²	168 人
30	中郷公民館	羽織町	22-0192	253 m ²	101 人
31	中郷小学校	岡山町 1 丁目	22-1324	705 m ²	282 人
32	敦賀工業高等学校	山泉	25-1533	2000 m ²	800 人
33	中郷体育館	坂下(羽織町)	21-2060	1200 m ²	480 人
34	栗野公民館	御名	22-0902	264 m ²	105 人

35	栗野小学校	蒔生野	22-1426	629 m ²	251 人
36	栗野南小学校	公文名	25-1233	567 m ²	226 人
37	黒河小学校	御名	22-1433	422 m ²	168 人
38	中央小学校	野神	24-0020	937 m ²	374 人
39	栗野中学校	金山(市野々町1丁目)	22-1430	1278 m ²	511 人
40	栗野スポーツセンター	長谷	21-1710	1200 m ²	480 人
41	金山体育館	金山	21-1130	370 m ²	148 人
42	少年自然の家	野坂	24-0052	579.78 m ²	231 人
43	愛発公民館	疋田	27-1101	707.5 m ²	283 人
				総計	13,637 人

※1 収容能力は1人2.5 m²として算定した。

- 2 公民館は、ホールを基本として計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
- 3 小・中学校等は、屋内運動場のみを計上したが、被災状況に応じ他の室も使用できる。
- 4 収容施設に不足を生じたときは、他の公共施設に収容する。

一時集合場所一覧

【P A Z 圏内】

小学校区	施設名	対象区
西浦小	立石会館	立石
	浦底ふれあい会館	浦底
	色浜ふれあい会館	色浜
	手漁村センター	手
	白木公民館	白木1丁目

【U P Z 圏内】

小学校区	避難区分	施設名	対象区
敦賀西小	敦賀西小	敦賀西小学校	津内町1, 2丁目、川崎町、松栄町、結城町、三島町1, 2, 3丁目、開町、呉竹町1, 2丁目
敦賀南小	敦賀南小	敦賀南小学校	舞崎町、舞崎町2丁目、清水町1, 2丁目、本町1, 2丁目、白銀町、鉄輪町1, 2丁目、津内町3丁目、東洋町、布田町、木ノ芽町、若泉町
敦賀北小	敦賀北小	旧敦賀北小学校	金ヶ崎町、港町、栄新町、曙町、天筒町、桜町、蓬萊町、元町、相生町、神楽町1, 2丁目、角鹿町
	旧五幡小	東浦公民館	江良、五幡、挙野
松原小	松原小	松原小学校	松島町、松島町2丁目、鋳物師町、新松島町、松原町、松葉町、櫛川、櫛川町2丁目、原
中央小	中央小	中央小学校	昭和町1, 2丁目、中央町1, 2丁目、木崎、平和町、呉羽町、野神、若葉町1, 2, 3丁目
沓見小	沓見小	沓見小学校	沓見
常宮小	常宮小	常宮小学校	二村、名子、縄間、常宮、沓
西浦小	西浦小	西浦小中学校	立石、浦底、色浜、手
東浦小	東浦小	東浦小中学校	阿曽、杉津、横浜、大比田、元比田
赤崎小	赤崎小	旧赤崎小学校	鞠山、田結、赤崎
咸新小	咸新小	旧咸新小学校	余座、大蔵、中、井川、高野、谷、谷口、川北、深山寺、檜曲、池河内、河原町、藤ヶ丘町、泉ヶ丘町
	旧葉原小	旧葉原小学校	獺河内、越坂、田尻、葉原、新保
中郷小	中郷小	中郷小学校	長沢、岡山町1, 2丁目、古田刈、堂、山泉、道口、衣掛町、坂下、吉河、鳩原、小河口、小河
	旧愛発小	愛発公民館	市橋、疋田、追分、深坂、駄口、奥野、曾々木、麻生口、奥麻生、新道、刀根、杉箸
栗野小	栗野小	栗野小学校	市野々町1丁目、櫛林、蒔生野、沢、桜ヶ丘町、ひばりヶ丘町、金山、関、野坂、萩野町
栗野南小	栗野南小	栗野南小学校	新和町1, 2丁目、和久野、市野々町2丁目、公文名
黒河小	黒河小	黒河小学校	長谷、砂流、御名、みどりヶ丘町、山

集落別避難先一覧

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
西浦	色 浜	68	26	福井市羽生小学校	福井市大宮町 12-31	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
	浦 底	51	23	福井市羽生小学校	福井市大宮町 12-31	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
	立 石	48	23	福井市羽生小学校	福井市大宮町 12-31	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
	白木 1 丁目	60	20	福井市羽生小学校	福井市大宮町 12-31	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
	手	43	18	福井市羽生小学校	福井市大宮町 12-31	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
常宮	二 村	6	2	福井市一乗小学校	福井市西新町 1-4	生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
	名 子	49	18	福井市一乗小学校	福井市西新町 1-4	生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
	縄 間	59	35	福井市一乗小学校	福井市西新町 1-4	生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
	常 宮	71	32	福井市一乗小学校	福井市西新町 1-4	生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
	沓	60	27	福井市一乗小学校	福井市西新町 1-4	生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
赤崎	鞠 山	62	30	福井市芦見生涯教育施設	福井市西中町 3-9-1	天理市立東部公民館	天理市豊田町 87 番地
	田 結	222	94	福井市芦見生涯教育施設	福井市西中町 3-9-1	天理市立福住中学校	天理市福住町 2105 番地
	赤 崎	125	58	福井市芦見生涯教育施設	福井市西中町 3-9-1	天理市立井戸堂小学校	天理市西井戸堂町 301 番地
栗野	市野々町 1 丁目	416	186	福井市松本公民館	福井市文京 1-29-1	奈良市立平城東中学校	奈良市朱雀六丁目 11 番地
				福井市日新公民館	福井市文京 5-1-8		
	櫛 林	1250	523	福井市体育館	福井市松本 4-10-1	奈良市立朱雀小学校	奈良市朱雀六丁目 10 番地の 1
						平城東公民館	奈良市朱雀六丁目 9 番地の 1
						奈良高等学校	奈良市朱雀二丁目 11
						ならやまコミュニティスポーツ会館	奈良市朱雀二丁目 12 番地
						朱雀地域ふれあい会館	奈良市朱雀二丁目 12 番地
						左京地域ふれあい会館	奈良市左京五丁目 4 番地の 1
	勘 生 野	1126	439	福井市春山小学校	福井市文京 3-13-1	奈良市立左京小学校	奈良市左京三丁目 1 番地の 1
						総合福祉センター	奈良市左京五丁目 3 番地の 1
				福井市日新小学校	福井市文京 5-25-30	奈良市立佐保台小学校	奈良市佐保台三丁目 902 番地の 341
						佐保台地域ふれあい会館	奈良市佐保台二丁目 902 番地の 239
						奈良県立奈良高等学校	奈良市法蓮町 836 番地
	沢	544	244	福井市湊小学校	福井市学園 1-4-8	一条高等学校及び付属中学校	奈良市法華寺町 1351 番地
						奈良市立佐保小学校	奈良市法蓮町 280 番地の 1
						佐保川地域ふれあい会館	奈良市法蓮町 391 番地の 4
	桜ヶ丘町	391	240	福井市進明中学校	福井市松本 1-10-1	中央体育館（ならでんアリーナ）	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号

※西浦小学校区、常宮小学校区の県内避難先について、敦賀発電所、ふげん、もんじゅでの発災の場合は、小浜市の福井県立若狭東高等学校（小浜市金屋 48-3）とする。

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1 (県内)		避難先 2 (県外)	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
栗野	ひばりヶ丘町	1497	678	福井市美山トレーニングセンター	福井市境寺町 2-7	中央体育館 (ならでんアリーナ)	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号
						中央第二体育館 (ならでん第二アリーナ)	奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 1 号
				福井市美山中学校	福井市美山町 9-14	中央武道場 (ならでん武道場)	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 2 号
						中央第二武道場 (ならでん第二武道場)	奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 3 号
	金山	1109	487	福井市美山公民館	福井市美山町 2-12	奈良県立奈良高等学校	奈良市法蓮町 836 番地
						奈良市立佐保川小学校	奈良市法蓮町 229 番地の 1
				福井県立足羽高等学校	福井市杉谷町 44	奈良県立奈良高等学校	奈良市法蓮町 836 番地
						一条高等学校及び付属中学校	奈良市法華寺町 1351 番地
	関	213	87	福井市西藤島公民館	福井市三郎丸 1-1410	一条高等学校及び付属中学校	奈良市法華寺町 1351 番地
						三笠公民館	奈良市大宮町四丁目 313 番地の 3
				福井市大安寺公民館	福井市四十谷町 5-20-1	男女共同参画センター	奈良市西之阪町 12 番地
						ボランティアインフォメーションセンター	奈良市三条本町 13 番 1 号
	野坂	1345	565	福井市成和中学校	福井市城東 3-10-1	大宮児童館	奈良市西之阪町 5 番地の 1
						奈良市立大宮小学校	奈良市大宮町四丁目 223 番地の 1
						中人権文化センター	奈良市畑中町 4 番地の 4
						なら 100 年会館	奈良市三条宮前町 7 番 1 号
						ならまちセンター (市民文化ホール)	奈良市東寺林町 38 番地
						奈良市立椿井小学校	奈良市椿井町 25 番地
	萩野町	1512	649	福井市宝永小学校	福井市松本 3-15-1	中部公民館	奈良市上三条町 23 番地の 4
						奈良市立大安寺西小学校	奈良市大安寺西一丁目 342 番地
				福井市明道中学校	福井市文京 2-5-1	奈良市立三笠中学校	奈良市三条川西町 3 番 1 号
						防災センター	奈良市八条五丁目 404 番地の 1
栗野南	新和町 1 丁目	466	283	福井市河合公民館	福井市川合鷺塚町 9-18	奈良市立登美ヶ丘小学校	奈良市西登美ヶ丘四丁目 21 番 1 号
				福井市河合小学校	福井市山室町 10-12	奈良市立登美ヶ丘北中学校	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号
	新和町 2 丁目	696	308	福井市明倫中学校	福井市木田 1-1360	奈良市立登美ヶ丘北中学校	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1 番 1 号
						奈良市立東登美ヶ丘小学校	奈良市東登美ヶ丘四丁目 21 番 33 号
						(旧) 神功小学校	奈良市神功二丁目 2 番地

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
栗野南	和久野	1565	702	福井市森田小学校	福井市下森田新町 1 9 - 6 7	ならやま小中学校	奈良市神功二丁目 1 番地
						平城西公民館	奈良市神功四丁目 25 番地
						高の原コミュニティスポーツ会館	奈良市神功三丁目 6 番地
						（旧）右京小学校	奈良市右京四丁目 11 番地の 1
				福井市森田中学校	福井市上野本町 3 7 - 1 2	北福祉センター	奈良市右京一丁目 1 番地の 4（北部会館 2 階）
						右京地域ふれあい会館	奈良市右京三丁目 18 番地
						奈良市北部会館（市民文化ホール）	奈良市右京一丁目 1 番地の 4
						奈良市立平城小学校	奈良市秋篠町 1394 番地
	市野々町 2 丁目	1263	520	福井市大安寺小中学校	福井市岸水町 1 6 - 2 5 - 1	奈良市立平城中学校	奈良市秋篠町 1333 番地
						平城公民館	奈良市秋篠町 1468 番地
				福井市灯明寺中学校	福井市灯明寺町 3-3801	とみの里地域ふれあい会館	奈良市中山町西二丁目 1012 番地の 1
						奈良市立平城西小学校	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1093 番地の 1
	公文名	3574	1364	福井県立武道館	福井市三ツ屋町 8 - 1 - 1	奈良市立登美ヶ丘中学校	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1059 番地
						登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目 921 番地の 1
						奈良市立鶴舞小学校	奈良市鶴舞東町 2 番 1 号
						奈良市立西大寺北小学校	奈良市西大寺赤田町一丁目 6 番 1 号
						西大寺北地域ふれあい会館	奈良市西大寺東町一丁目 1 番 15 号
						奈良市立あやめ池小学校	奈良市あやめ池南九丁目 939 番地の 39
						西部公民館	奈良市学園南三丁目 1 番 5 号
						奈良市立伏見小学校	奈良市菅原町 370 番地
						奈良市立伏見中学校	奈良市西大寺野神町一丁目 6 番 1 号
						伏見公民館	奈良市青野町 2 丁目 13-14
						奈良市立都跡小学校	奈良市四条大路五丁目 6 番 1 号
						奈良市立都跡中学校	奈良市柏木町 13 番地
沓見	沓見	1443	583	福井県立高志高等学校	福井市御幸 2 - 2 5 - 8	都跡公民館	奈良市五条町 204 番地の 1
						奈良県立奈良養護学校	奈良市七条町 135 番地
						奈良朱雀高等学校／奈良商工高等学校	奈良市柏木町 248 番地
						生駒市立生駒南中学校	生駒市萩原町 90 番地
						むかいやま公園体育館	生駒市萩原町 673 番地
						南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町 18 番地
						生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町 1766 番地 1
						生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町 1629 番地

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
黒河	長谷	480	197	福井市美山啓明小学校	福井市朝谷町 1-20	登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目 4162 番地の 81
				福井市美山公民館上味見分館	福井市中手町 10-3-1	国際高等学校	奈良市二名町 1944 番地の 12
	砂流	509	186	福井市下宇坂小学校	福井市市波町 55-5	国際高等学校	奈良市二名町 1944 番地の 12
				福井市美山公民館羽生分館	福井市大宮町 11-8	奈良市立二名小学校	奈良市二名一丁目 3716 番地の 1
	御名	588	221	福井市美山公民館下宇坂分館	福井市市波町 25-11-1	奈良市立二名中学校	奈良市二名一丁目 3667 番地の 2
				福井市上味見生涯教育施設	福井市中手町 7-3	二名公民館	奈良市学園赤松町 3684 番地
	みどりヶ丘町	208	93	福井市円山公民館	福井市北今泉町 7-12	奈良市立青和小学校	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号
	山	471	188	ちもり体育館	福井市湊 4-748	奈良市立青和小学校	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号
						西福祉センター	奈良市百楽園一丁目 9 番 13 号
						青和地域ふれあい会館	奈良市百楽園四丁目 1 番 20-5 号
						奈良市立富雄北小学校	奈良市富雄北一丁目 13 番 6 号
中央	昭和町 1 丁目	429	206	福井市東藤島小学校	福井市藤島町 44-8	奈良県立盲学校	大和郡山市丹後庄町 222 番地 1
						奈良県立ろう学校	大和郡山市丹後庄町 456 番地
	昭和町 2 丁目	647	305	福井市中藤小中学校	福井市高柳 3-3001	大和郡山市南部公民館	大和郡山市筒井町 600 番地 4
						大和郡山市治道地区公民館	大和郡山市横田町 261 番地 1
						奈良県立大和中央高等学校	大和郡山市筒井町 1201 番地
	中央町 1 丁目	316	176	福井市中藤島公民館	福井市高木町 64-11-4	大和郡山市立郡山南小学校	大和郡山市柳町 85 番地
				福井市日之出公民館	福井市四ツ井 1-7-24		
	中央町 2 丁目	1038	508	福井市北体育館	福井市天池町 5-65	大和郡山市中央公民館	大和郡山市南郡山町 529 番地 1
						大和郡山市立郡山北小学校	大和郡山市北郡山町 115 番地
	木崎	2511	1121	福井市清水中学校	福井市島寺町 2-55	やまと郡山城ホール	大和郡山市北郡山町 211 番地 3
				福井市きらら館	福井市風巻町 20-17	奈良県立郡山高等学校	大和郡山市城内町 1 番地 26
						大和郡山市立郡山西小学校	大和郡山市田中町 632
	平和町	1095	493	福井県社会福祉センター	福井市光陽 2-3-22	大和郡山市片桐地区公民館	大和郡山市小泉町 105 番地 1
						大和郡山市立片桐小学校	大和郡山市池ノ内町 117 番地
						大和郡山市立片桐西小学校	大和郡山市小泉町 1618 番地
						大和郡山市立片桐中学校	大和郡山市小泉町 173 番地 1
	呉羽町	108	78	福井市酒生小学校	福井市成願寺町 5-1	大和郡山市市民交流館	大和郡山市高田町 92 番地 16

小学校区	地 区 名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
中央	野 神	1919	832	福井県立羽水高等学校	福井市羽水 1 － 3 0 2	大和郡山市総合公園 多目的体育館	大和郡山市矢田山町 2 番地
						大和郡山市矢田コ ミュニティ会館	大和郡山市矢田町 4547 番地
						大和郡山市立矢田小 学校	大和郡山市矢田町 966 番地 2
						大和郡山市立矢田南 小学校	大和郡山市山田町 83 番 地
						大和郡山市立郡山西 中学校	大和郡山市田中町 767 番地
	若葉町 1 丁目	511	203	福井市少年自然の家	福井市脇三ヶ 町 6 6 － 2 － 1 0	大和郡山市平和地区 公民館	大和郡山市若槻町 4 番 地 4
						大和郡山市立郡山東 中学校	大和郡山市若槻町 134 番地 2
	若葉町 2 丁目	582	253	福井市啓蒙小学校	福井市開発 1 － 1 0 0 8	大和郡山市昭和地区 公民館	大和郡山市馬司町 331 番地 56
						大和郡山市額田部運 動公園施設	大和郡山市額田部北町 642 番地
	若葉町 3 丁目	485	217	福井市日之出小学校	福井市日之出 5-11-1	大和郡山市立昭和小 学校	大和郡山市額田部北町 555 番地
						大和郡山市立郡山中 学校	大和郡山市柳町 404 番 地
敦賀北	金ヶ崎町	230	115	福井市鶉小学校	福井市砂子坂 町 4 － 3 1	天理市立山の辺小学 校	天理市別所町 380 番地
	港 町	347	160	福井市鷹巣小中学校	福井市和布町 3 － 6	奈良県立添上高等学 校 体育館	天理市櫛本町 1532 番地 2
	栄 新 町	324	153	福井市川西コミュニ ティーセンター（鶉公民 館）	福井市砂子坂 町 5 － 5 8	天理市立丹波市小学 校	天理市丹波市町 180 番 地
	曙 町	348	165	福井市国見小学校	福井市鮎川町 109-3-3	天理市立西中学校	天理市二階堂上/庄町 210 番地 1
				福井市国見公民館	福井市鮎川町 133-1-3		
	天 筒 町	35	18	福井市上文殊公民館	福井市北山町 3 4 － 1	天理市立井戸堂公民 館	天理市西井戸堂町 122 番地 4
	桜 町	93	45	福井市長橋小学校	福井市長橋町 1 8 － 4 8	天理市立総合体育館	天理市西長柄町 595 番 地
	蓬 萊 町	361	178	福井市東郷小学校	福井市栃泉町 3 － 1 0 5	天理市立北中学校	天理市石上町 777 番地
	元 町	669	307	福井市棗小中学校	福井市石新保 町 1 2 － 3 2	天理市立総合体育館	天理市西長柄町 595 番 地
				福井市棗公民館	福井市石橋町 4-14		
	相 生 町	548	259	福井市川西中学校	福井市水切町 3 9 － 2 4	天理市民会館	天理市川原城町 739 番 地
	神楽町 1 丁目	174	76	宝永公民館	福井市松本 4-8-4	天理市立二階堂体育 館	天理市嘉幡町 520 番地
	神楽町 2 丁目	155	74	春山公民館	福井市文京 3 － 1 1 － 1 2	天理市立朝和小学校	天理市成願寺町 420 番 地
	角 鹿 町	244	122	福井市国見中学校	福井市鮎川町 109-9-2	天理市立前栽小学校	天理市前栽町 329 番地
	江 良	25	12	福井市高須城小学校	福井市高須町 7 1 － 3 1	天理市立二階堂公民 館	天理市嘉幡町 520 番地
	五 幡	134	60	福井市鷹巣公民館	福井市藁町 14-7	天理市立福住小学校	天理市福住町 1954 番地 1
	挙 野	18	10	福井市鷹巣公民館	福井市藁町 14-7	天理市立井戸堂公民 館	天理市西井戸堂町 122 番地 4
敦賀西	津内町 1 丁目	367	188	福井市清水北小学校	福井市グリー ンハイツ 5 － 1 0 1	奈良市立鳥見小学校	奈良市鳥見町三丁目 11 番地の 2
						富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目 9 番地
	津内町 2 丁目	477	251	福井市足羽小学校	福井市足羽 3 － 1 － 1	奈良市立富雄第三小 中学校	奈良市帝塚山南二丁目 11 番 1 号
						奈良県立奈良西養護 学校	奈良市帝塚山西二丁目 1-1

小学校区	地 区 名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
敦賀西	開 町	274	141	福井市清水南小学校	福井市真栗町 1 5 - 3 3	奈良県立奈良西養護学校	奈良市帝塚山西二丁目 1-1
						奈良市立三碓小学校	奈良市西千代ヶ丘一丁目 20 番 9 号
	川 崎 町	281	156	福井市清水東小学校	福井市三留町 6 9 - 2	奈良市立三碓小学校	奈良市西千代ヶ丘一丁目 20 番 9 号
						奈良市立富雄中学校	奈良市三碓二丁目 3 番 12 号
	松 栄 町	407	213	福井市明新小学校	福井市灯明寺町 1-2101	奈良市立富雄中学校	奈良市三碓二丁目 3 番 12 号
						奈良市立富雄南小学校	奈良市中町 4185 番地
	結 城 町	410	210	福井市安居小学校	福井市本堂町 4-12	奈良市立富雄南小学校	奈良市中町 4185 番地
						奈良市立富雄南中学校	奈良市藤ノ木台一丁目 5 番 13 号
	三島町 1 丁目	659	314	福井市藤島中学校	福井市ハツ島町 7 - 6	奈良市立富雄南中学校	奈良市藤ノ木台一丁目 5 番 13 号
						富雄南公民館	奈良市中町 501 番地の 3
						奈良市西部生涯スポーツセンター	奈良市中町 4860 番地
	三島町 2 丁目	665	331	福井市光陽中学校	福井市光陽 4 - 7 - 1	奈良市西部生涯スポーツセンター	奈良市中町 4860 番地
						奈良市立伏見南小学校	奈良市宝来五丁目 2 番 1 号
						奈良市立京西中学校	奈良市平松四丁目 3 番 1 号
	三島町 3 丁目	371	194	福井市清水西公民館	福井市大森町 20-43-1	奈良市立京西中学校	奈良市平松四丁目 3 番 1 号
				福井市清水北公民館	福井市グリーンハイッ 5 丁目 131	奈良市立六条小学校	奈良市六条二丁目 14 番 1 号
	呉竹町 1 丁目	1075	485	福井市南体育館	福井市下筋生田町 3 3 - 1	奈良市立六条小学校	奈良市六条二丁目 14 番 1 号
						京西公民館	奈良市六条西一丁目 3 番 43-2 号
						奈良県立奈良東養護学校	奈良市七条二丁目 670 番地
						奈良県立西の京高等学校	奈良市六条西三丁目 24-1
	呉竹町 2 丁目	310	146	福井市清水西小学校	福井市大森町 9 - 2	奈良県立西の京高等学校	奈良市六条西三丁目 24-1
						七条コミュニティスポーツ会館	奈良市七条一丁目 2 番 1 号
敦賀南	舞 崎 町	354	178	福井市西藤島小学校	福井市三郎丸 1 - 1 4 1 0	奈良市立済美小学校	奈良市西木辻町 5 番地の 2
						奈良市立春日中学校	奈良市西木辻町 67 番地
	舞崎町 2 丁目	950	412	福井市松本小学校	福井市町屋 3 - 1 4 - 2 0	奈良市立春日中学校	奈良市西木辻町 67 番地
						春日公民館	奈良市南京終町一丁目 86 番地の 1
						生涯学習センター	奈良市杉ヶ町 23 番地
				福井市東郷公民館	福井市東郷二ヶ町 6 - 1 3 - 1	奈良市立済美南小学校	奈良市南京終町 676 番地
						奈良市音声館	奈良市鳴川町 32-1

小学校区	地 区 名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
敦賀南	清水町 1 丁目	925	460	福井市西体育館	福井市飯塚町 10-8	奈良市音声館	奈良市鳴川町 32-1
						済美地域ふれあい会館	奈良市南京終町 201 番地の 12
						奈良市立飛鳥小学校	奈良市紀寺町 785 番地
						奈良市立飛鳥中学校	奈良市高畑町 1475 番地の 1
						南紀寺コミュニティスポーツ会館	奈良市南紀寺町五丁目 54 番地の 1
	清水町 2 丁目	590	282	福井市木田小学校	福井市木田 1-1360	南紀寺コミュニティスポーツ会館	奈良市南紀寺町五丁目 54 番地の 1
						高円高等学校／高円芸術高等学校	奈良市白毫寺町 633 番地
	本町 1 丁目	329	187	福井市麻生津小学校	福井市浅水二丁目 28-5	高円高等学校／高円芸術高等学校	奈良市白毫寺町 633 番地
						飛鳥公民館	奈良市紀寺町 984 番地
						奈良市立東市小学校	奈良市古市町 268 番地
	本町 2 丁目	409	220	福井市六条小学校	福井市上叡生田町 5-16	奈良市立東市小学校	奈良市古市町 268 番地
						東人権センター	奈良市古市町 1226 番地
						（旧）横井人権文化センター	奈良市横井一丁目 616 番地の 1
	白 銀 町	440	235	福井市足羽中学校	福井市今市町 5-10-1	古市児童館	奈良市古市町 1263 番地
						横井児童館	奈良市横井五丁目 337 番地の 2
						東市コミュニティスポーツ会館	奈良市古市町 265 番地の 1
	鉄輪町 1 丁目	317	183	福井市足羽第一中学校	福井市稲津町 83-1	横井児童館	奈良市横井 5 丁目 337-2
						東地域ふれあい会館	奈良市古市町 99-1
						奈良市立明治小学校	奈良市北永井町 414 番地
	鉄輪町 2 丁目	128	56	福井市清明公民館	福井市下荒井町 8-414	奈良市立明治小学校	奈良市北永井町 414 番地
	津内町 3 丁目	441	225	福井市豊小学校	福井市月見 3-9-1	奈良市立明治小学校	奈良市北永井町 414 番地
						奈良市立都南中学校	奈良市南永井町 98 番地の 1
	東 洋 町	669	316	福井県立農林高等学校	福井市新保町 49-1	奈良市立都南中学校	奈良市南永井町 98 番地の 1
						南福祉センター	奈良市南永井町 45 番地の 1
						奈良市立辰市小学校	奈良市西九条町一丁目 7 番地の 1
						奈良南部生涯スポーツセンター	奈良市杏町 467 番地の 1
						南人権文化センター	奈良市杏町 401 番地の 1
						辰市地域ふれあい会館	奈良市西九条町二丁目 2 番地の 44

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1 (県内)		避難先 2 (県外)	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
敦賀南	布田町	421	179	福井市木田公民館	福井市木田 1-1401	辰市ふれあい会館	奈良市西九条町二丁目 2 番地の 44
						奈良市立帯解小学校	奈良市柴屋町 9 番地
						南部公民館	奈良市山町 27 番地の 1
				福井市麻生津公民館	福井市浅水三ヶ町 1-93	帯解地域ふれあい会館	奈良市田中町 342 番地の 1
						南部公民館精華分館	奈良市高樋町 640 番地の 1
	木ノ芽町	58	29	福井市六条公民館	福井市天王町 43-4	南部公民館精華分館	奈良市高樋町 640 番地の 1
						米谷町集会所	奈良市米谷町 566 番地の 1
	若泉町	0	0	福井市六条公民館	福井市天王町 43-4	興隆寺町公民館	奈良市興隆寺町 356 番地の 2
						中畑町公民館	奈良市中畑町 1276 番地
中郷	長沢	977	470	福井県立藤島高等学校	福井市文京 2-8-30	ボランティアセンター	奈良市法蓮町 1702 番地の 1
						東福祉センター	奈良市法蓮町 1702 番地の 1
						奈良市立若草中学校	奈良市法蓮町 1416 番地の 1
						奈良市立鼓阪小学校	奈良市雑司町 97 番地
						若草公民館	奈良市川上町 575 番地
	岡山町 1 丁目	127	64	福井市大東中学校	福井市北今泉町 10-6-2	若草公民館	奈良市川上町 575 番地
						北人權文化センター	奈良市川上町 418 番地の 1
	岡山町 2 丁目	684	340	福井市大東中学校	福井市北今泉町 10-6-2	北人權文化センター	奈良市川上町 418 番地の 1
						東之阪児童館	奈良市川上町 461 番地の 1
						奈良市立鼓阪北小学校	奈良市青山九丁目 3 番地の 1
	古田刈	2194	899	福井県立福井商業高等学校	福井市乾徳 4-8-19	奈良市立田原小中学校	奈良市横田町 199 番地の 1
						(旧) 田原中学校	奈良市横田町 295 番地の 1
						田原公民館	奈良市茗荷町 1078 番地の 1
						(旧) 水間小学校	奈良市水間町 450 番地の 2
						奈良市立柳生小学校	奈良市柳生下町 138 番地
						(旧) 柳生中学校	奈良市柳生町 212 番地の 2
						柳生公民館邑地分館	奈良市邑地町 451 番地の 4
				福井県立福井産業技術専門学院	福井市林藤島町 20-1-3	柳生公民館	奈良市柳生町 340 番地
						柳生地域ふれあい会館	奈良市丹生町 847 番地
						青少年野外活動センター	奈良市阪原町 25-1
						興東館柳生中学校	奈良市大柳生町 832 番地
						(旧) 興東中学校	奈良市大柳生町 4736 番地
						興東公民館	奈良市大柳生町 3633 番地

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
中郷	堂	678	281	福井市岡保小学校	福井市河水町 18-8	興東公民館	奈良市大柳生町 3633 番地
						興東公民館大平尾分館	奈良市大平尾町 471 番地
						奈良市立興東小学校	奈良市須川町 1424 番地
						興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町 3109 番地の 2
						奈良市立月ヶ瀬小中学校及び体育館	奈良市月ヶ瀬尾山 2551 番地
	山 泉	1814	758	福井市円山小学校	福井市北四ツ居 3-15-17	奈良市立月ヶ瀬小中学校及び体育館	奈良市月ヶ瀬尾山 2551 番地
						（旧）月ヶ瀬小学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2350 番地の 1
				福井市和田小学校	福井市和田 1-2-1	月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山 2815 番地
						月ヶ瀬温泉	奈良市月ヶ瀬尾山 2681
						月ヶ瀬地域ふれあい会館	奈良市月ヶ瀬月ヶ瀬 356 番地の 2
				啓新高等学校	福井市文京 4-15-1	（旧）並松小学校	奈良市藺生町 1894 番地
						奈良県立山辺高等学校	奈良市都祁友田町 937 番地
						奈良市立都祁小学校	奈良市都祁白石町 974 番地
	道 口	145	66	福井市和田公民館	福井市御幸 4 丁目 9-20	奈良市立都祁小学校	奈良市都祁白石町 974 番地
						奈良市立都祁中学校	奈良市針町 2554 番地
	衣 掛 町	258	107	福井市文殊小学校	福井市下河北町 53-1	奈良市立都祁中学校	奈良市針町 2554 番地
	坂 下	120	54	福井市旭公民館	福井市手寄 2-1-1	奈良市立都祁中学校	奈良市針町 2554 番地
						奈良市立都祁中学校	奈良市針町 2554 番地
	吉 河	119	50	福井市湊公民館	福井市学園 1-4-8	都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
						都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
	鳩 原	36	22	福井市啓蒙公民館	福井市開発 1-2105	都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
	小 河 口	74	30	福井市啓蒙公民館	福井市開発 1-2105	都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
	小 河	58	28	福井市一乗公民館	福井市東町 1-21	都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
	市 橋	49	25	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
						都祁体育館	奈良市都祁白石町 1161 番地
	疋 田	270	141	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	都祁公民館	奈良市針町 2191 番地
						（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
						（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	追 分	43	18	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	深 坂	3	2	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	駄 口	10	7	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	山 中	0	0	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	奥 野	30	17	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
	曾 々 木	49	25	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3939 番地
						（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地
	麻 生 口	9	6	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 16-15	（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地

小学校区	地区名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
中郷	奥 麻 生	12	8	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 1 6 - 1 5	（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地
	新 道	33	14	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 1 6 - 1 5	（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地
	刀 根	70	39	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 1 6 - 1 5	（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地
	杉 箸	63	36	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町 1 6 - 1 5	（旧）六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 820 番地
東浦	阿 曾	158	80	福井市東体育館	福井市東郷二ヶ町 6-6-1	天理市立二階堂小学校	天理市二階堂南菅田町 640 番地 1
	杉 津	147	76	福井市東体育館	福井市東郷二ヶ町 6-6-1	天理市立柳本小学校	天理市柳本町 1213 番地
	横 浜	185	90	福井市東体育館	福井市東郷二ヶ町 6-6-1	天理市立櫛本小学校	天理市櫛本町 2426 番地 1
	大 比 田	223	95	福井市東体育館	福井市東郷二ヶ町 6-6-1	奈良県立二階堂養護学校	天理市庵治町 358 番地 1
	元 比 田	28	18	福井市東体育館	福井市東郷二ヶ町 6-6-1	天理市立朝和公民館	天理市三昧田町 460 番地 3
松原	松 島 町	742	320	福井市社中学校	福井市若杉 4 - 1 4 0 2	生駒市立生駒中学校	生駒市西松ヶ丘 9 番 19 号
						生駒市立光明中学校	生駒市小明町 55 番地
	松島町 2 丁目	285	142	福井市社北小学校	福井市若杉 4 - 1 4 3	生駒市立緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘 2232 番地
	鋳物師町	518	249	福井市東安居小学校	福井市水越 2 - 5 0 3	生駒山麓公園	生駒市俵口町 2088 番地
	新松島町	654	302	福井市社西小学校	福井市下江守町 2 2 - 1 8	生駒北スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2
	松 原 町	725	332	福井県立道守高等学校	福井市若杉町 3 5 - 2 1	生駒市市民体育館	生駒市門前町 9 番 20 号
						生駒市武道館	生駒市門前町 9 番 20 号
	松 葉 町	1178	574	福井市社南小学校	福井市種池 2 - 1 2 8	奈良県立生駒高等学校	生駒市壱分町 532 番地 1
				福井市社南公民館	福井市種池 2 - 2 0 6	生駒市立大瀬中学校	生駒市小瀬町 911 番地 1
				福井市順化小学校	福井市大手 3 - 1 6 - 1		
				福井市順化公民館	福井市大手 3 - 1 1 - 1		
	櫛 川	2601	1130	福井県立科学技術高等学校	福井市下江守町 28	生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地
				福井市至民中学校	福井市南江守町 65-20	奈良県立奈良北高等学校	生駒市上町 4600 番地
						生駒市立上中学校	生駒市上町 3000 番地
				ちもり体育館	福井市湊 4 丁目 748	北コミュニティセンター I S T A はばたき	生駒市上町 1543 番地
	櫛川町 2 丁目	411	176	福井市社北公民館	福井市若杉 4 - 3 0 8	生駒市立鹿ノ台中学校	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 16 番地
				福井市東安居公民館	福井市飯塚町 6 - 1 8	鹿ノ台ふれあいホール	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 3 番地 3
	原	86	33	福井市東藤島公民館	福井市藤島町 48-1-1	たけまるホール	生駒市北新町 9 番 28 号
咸新	余 座	136	54	福井市清水東公民館	福井市三留町 14-11-1	天理市立三島体育館	天理市三島町 140 番地 1
				福井市清水南公民館	福井市風巻町 21-17		
	大 蔵	77	34	福井市清水東公民館	福井市三留町 14-11-1	天理市立櫛本公民館	天理市櫛本町 2460 番地 1
				福井市清水南公民館	福井市風巻町 21-17		
	中	303	157	福井市森田公民館	福井市下森田藤巻町 2	天理市障害者ふれあいセンター	天理市柳本町 719 番地

小学校区	地 区 名	人口	世帯数	避難先 1（県内）		避難先 2（県外）	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
咸新	井 川	108	50	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	奈良県立二階堂高等学校 格技室	天理市荒蒔町 100 番地 1
	高 野	120	49	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市立前栽公民館	天理市杉本町 351 番地 3
	谷	17	7	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市障害者ふれあいセンター	天理市柳本町 719 番地
	谷 口	67	26	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市立福住公民館	天理市福住町 2025-1
	川 北	35	12	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市立式上公民館	天理市遠田町 45 番地 9
	深 山 寺	63	30	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市立丹波市公民館	天理市丹波市町 285 番地 2
	檜 曲	145	60	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市立南中学校	天理市兵庫町 336 番地 2
	池 河 内	5	3	福井市清明小学校	福井市下荒井町 13-240	天理市トレイルセンター	天理市柳本町 577 番地 1
	瀬 河 内	43	24	福井市上文殊小学校	福井市生部町 3 6 - 6	天理市立柳本公民館	天理市柳本町 1127 番地
	越 坂	20	9	福井市上文殊小学校	福井市生部町 3 6 - 6	天理市立前栽公民館	天理市杉本町 351 番地 3
	田 尻	26	14	福井市上文殊小学校	福井市生部町 3 6 - 6	天理市立三島体育館	天理市三島町 140 番地 1
	葉 原	116	61	福井市上文殊小学校	福井市生部町 3 6 - 6	天理市立南中学校	天理市兵庫町 336 番地 2
	新 保	61	29	福井市上文殊小学校	福井市生部町 3 6 - 6	天理市トレイルセンター	天理市柳本町 577 番地 1
	河 原 町	20	10	福井市清水東公民館	福井市三留町 14-11-1	旧) 天理市福祉センター	天理市福住町 4890 番地
				福井市清水南公民館	福井市風巻町 21-17		
	藤 ケ 丘 町	490	233	福井市本郷小学校	福井市大年町 6 5 - 3 2	旧) 天理市福祉センター	天理市福住町 4890 番地
				福井市本郷公民館	福井市荒谷町 1 9 - 5 5		
	泉 ケ 丘 町	359	180	福井市旭小学校	福井市手寄 2 - 2 - 5	奈良県立二階堂高等学校 体育館	天理市荒蒔町 100 番地 1

拠点避難所候補地一覧

名称	所在地
福井県立図書館	福井市下馬町
福井運動公園	福井市福町
福井競輪場	福井市明里町
鴻ノ池運動公園	奈良県奈良市法蓮佐保山四丁目
生駒市総合運動公園	奈良県生駒市小明町

病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所

<医療機関関係>

避難対象施設				避難先			
市町	設置主体	施設名	所在地	市町	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	敦賀市	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	福井市	福井県	福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8番1号
	(独)国立病院機構	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	福井市	日本赤十字社福井県支部	福井赤十字病院	福井市月見2丁目4番1号
				あわら市	(独)国立病院機構	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1
	(医)保仁会	泉ヶ丘病院	敦賀市中81号岩ヶ鼻1-11	福井市	(福)恩賜財団済生会支部福井県済生会	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7番地1
	(医)積善会猪原病院	猪原病院	敦賀市櫛林32-5-2	福井市	福井県	福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8番1号
				鯖江市	(医)寿人堂	みどりヶ丘病院	鯖江市三六町1-2-6
				若狭町	(医)嶺南こころの病院	嶺南こころの病院	三方上中郡若狭町市場24-18-1
	(医)敦賀温泉病院	敦賀温泉病院	敦賀市吉河41-1-5	福井市	福井県	福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8番1号
				福井市	福井県	福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93-6
				小浜市	公立小浜病院組合	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
	(医)産科・婦人科井上クリニック	産科・婦人科井上クリニック	敦賀市木崎49-24-1	福井市	(医)福井愛育病院	福井愛育病院	福井市新保2丁目301番地

※常態的に入院患者がいない以下の医療機関について、原子力災害時に転院を要する入院患者がいた場合は、福井県立病院を避難先とする。

三宅眼科医院、松田マタニティクリニック、和久野医院

< 高齢者福祉施設 >

避難対象施設						避難先				
市町	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市町	施設の 種類	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	介護 老人 福祉 施設	(福) 相生会	常磐荘	敦賀市 金山 50-19-1	57	福井市	介護老人 福祉施設	(福)おおた 福祉会	HOME TOWN コスモス	福井市帆谷町 1-33
						福井市	短期入所 生活介護	(福)おおた 福祉会	コスモス 短期入所施設	福井市帆谷町 1-33
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)健楽会	こしの渚苑	福井市蒲生町 1-90-1
	介護 老人 福祉 施設	(福) 敬仁会	溪山荘	敦賀市中 81-1-5	80	福井市	介護老人 福祉施設	(福)健楽会	こしの渚苑	福井市蒲生町 1-90-1
						福井市	短期入所 生活介護	(福)健楽会	短期入所生活 介護事業所 こしの渚苑	福井市蒲生町 1-90-1
						福井市	地域密着 型特養	(福)健楽会	地域密着型介護 老人福祉施設 東安居苑	福井市大瀬町 23 字 101 番
						福井市	短期入所 生活介護	(福)健楽会	東安居苑 短期入所	福井市大瀬町 23 字 101 番
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)清水 新生会	すみれ荘	福井市島寺町 83-1
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)清水 新生会	すみれ荘	福井市島寺町 83-1
	介護 老人 福祉 施設	(福) 敬仁会	第2 溪山荘 ぼっぱ	敦賀市 鉄輪町 1-2-57	70	福井市	介護老人 福祉施設	(福)清水 新生会	すみれ荘短期 入所生活介護	福井市島寺町 83-1
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)新清会	あさむつ苑	福井市引目町 21-9-2
						福井市	短期入所 生活介護	(福)新清会	あさむつ苑 ショートステイ	福井市引目町 21-9-2
						福井市	短期入所 生活介護	(医)社団泉水 会	ショーステイ さくら	福井市花堂東 2 丁目 408
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)町屋 福祉会	なの花	福井市加茂河 原 3 丁目 1- 22
	介護 老人 福祉 施設	(福) 慈攝会	眞盛苑	敦賀市 苅生野 90-3	80	福井市	短期入所 生活介護	(福)町屋 福祉会	短期入所生活 介護センター なの花	福井市加茂河 原 3 丁目 1- 22
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)文珠 福祉会	文珠苑	福井市北山町 35-5-1
						福井市	短期入所 生活介護	(福)文珠 福祉会	短期入所生活 介護事業所 文珠苑	福井市北山町 35-5-1
						福井市	介護老人 福祉施設	(福)恩賜財団 福井県済生会	ケアホーム・ さいせい	福井市和田中 町徳万 28
	介護 老人 保健 施設	(医) 積善会 猪原病院	ヒバリ ヒルズ	敦賀市 櫛林 32-5-2	100	福井市	介護老人 保健施設	(福)寿の会	あじさい	福井市西下野 町 15-12
	介護 老人 保健 施設	(医) 保仁会	湯の里 ナーシング ホーム	敦賀市中 81 号岩 ヶ鼻-1- 11	170	福井市	介護老人 保健施設	(医)社団 泉水会	介護療養型老人 保健施設さくら	福井市花堂東 2 丁目 408 番 地
						福井市	介護老人 保健施設	(医)社団 成蹊会	ヴィラ岩井	福井市日之出 2 丁目 13-2
						福井市	介護老人 保健施設	(医)穂仁会	福井ケア センター	福井市乾徳 4 丁目 5-8
						福井市	介護老人 保健施設	(福) 美山友愛会	美山貴寿苑	福井市市波町 31-2
						福井市	短期入所 生活介護	(福) 美山友愛会	美山貴寿苑	福井市市波町 31-2
						福井市	地域密着 型療養	(福) 六条厚生会	松本ホームやわ らぎ	福井市松本 1-2-19

避難対象施設						避難先				
市町	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市町	施設の 種類	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	介護 老人 保健 施設	(医) 保仁会	湯の里 ナーシング ホーム	敦賀市中 81号岩 ヶ鼻1- 11	170	福井市	短期入所 生活介護	(福) 六条厚生会	松本ホームやわ らぎ	福井市松本 1-2-19
						福井市	地域密着 型特養	(福) 福寿会	あるば・あい	福井市日之出 3-16-18
						福井市	短期入所 生活介護	(福) 福寿会	あるば・あい	福井市日之出 3-16-18
	介護 老人 保健 施設	(医) 明峰会	リバーサイ ド気比の杜	敦賀市 昭和町 2丁目 2801	70	福井市	介護老人 保健施設	(医)穂仁会	福井ケア センター	福井市乾徳4 丁目5-8
						福井市	グループ ホーム	(医)種仁会	グループホーム けんとか	福井市乾徳4 丁目5-8
	介護 老人 保健 施設	(医) 明峰会	気比の風	敦賀市津 内町3丁 目6-21	29	福井市	短期入所 生活介護	(福)六条 厚生会	六条ホームやわ らぎ	福井市下六条 町217番4
						福井市	地域密着 型特養	(福)六条 厚生会	松本ホームやわ らぎ	福井市下六条 町217番4
						福井市	短期入所 生活介護	(福)新清会	花むつ苑ショ ートステイ	福井市花堂中 1丁目5-6
	地域密 着型介 護老人 福祉施 設	(福) 敬仁会	第3溪山荘 あおぞら	敦賀市松 島町2丁 目6-35	29	福井市	地域密着 型特養	(福)新清会	花むつ苑	福井市花堂中 1丁目5-6
						福井市	地域密着 型特養	(福)あすなろ 会	あたご	福井市足羽5 丁目5-16
	グルー プホー ム	(株)かく だ	敦賀ケアセ ンターかく だ「あず さ」	敦賀市 新松島町 8-30	9	福井市	グルー プ ホーム	(医)厚生会	グループホーム 匠	福井市灯明寺 4丁目1706 番地
	グルー プホー ム	(株)かくだ	敦賀ケアセ ンターかく だ「はる か」	敦賀市昭 和町2丁 目20-16	9	福井市	グルー プ ホーム	(医)健康会	いちご月見の里	福井市月見4 丁目20-47
						福井市	グルー プ ホーム	(医)健康会	いちご和えの郷	福井市勝見3 丁目20-12
	グルー プホー ム	(株)ケア・ サービ ス・アイ	アイホーム らくらく	敦賀市結 城町13 番24号	9	福井市	グルー プ ホーム	(医)東和会	グループホーム ひのでの杜	福井市志比口 1丁目10-28
	グルー プホー ム	(福)敬仁会	グループホ ームあかり 苑	敦賀市高 野2号1 番地の1	18	福井市	グルー プ ホーム	(福)安居 福祉会	田園	福井市本堂町 51字38番地 -1
						福井市	グルー プ ホーム	(福)一乗谷友 愛会	グループホーム あさくらの家東 郷	福井市東郷二 ヶ町6-2-1
						福井市	グルー プ ホーム	(福)弥生福祉 会	やよいの森	福井市門前町 1-120
						福井市	グルー プ ホーム	(福)あすなろ 会	グループホーム あたご	福井市足羽5- 5-16
	グルー プホー ム	(N)つくし	グループホ ームつくし	敦賀市天 筒町8- 55	14	福井市	グルー プ ホーム	(福)国見 慈光会	グループホーム ゆうなぎ	福井市鮎川町 91-37
						福井市	グルー プ ホーム	(福)鷹山会	幸の家	福井市免鳥町 22-70
	グルー プホー ム	(有)どりい む	グループホ ームどりい むはうす	敦賀市長 谷36号 3番地の 4	9	福井市	グルー プ ホーム	(N)福井福祉 医療開発 研究所	グループホーム レインボー21	福井市高木中 央3丁目 1601
	グルー プホー ム	(N)ふくい の福祉家	グループホ ーム幸	敦賀市鑄 物師町 1904番 1	9	福井市	グルー プ ホーム	(福)福聚会	グループホーム 宝珠の郷	福井市内山梨 子町3-46

避難対象施設						避難先				
市町	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入所 者数	市町	施設の 種類	設置主体	施設名	所在地
	グループホーム	(有)みつばちホーム	グループホームみつばち	敦賀市野坂 20-1	18	福井市	グループホーム	(株)仁愛ケアサービス	グループホームしみず	福井市竹生町 32-48
						福井市	グループホーム	(福)白山会	グループホームあそうづ	福井市浅水三ヶ町 1 字 29-2
	グループホーム	(医)明峰会	グループホーム明峰夢	敦賀市津内町 3 丁目 7-17	18	福井市	グループホーム	(福)藤島会	グループホームふじしま	福井市高木中央 3-1701
						福井市	グループホーム	公益財団法人松原病院	あさむつの森	福井市引目町 21-9-2
						福井市	グループホーム	公益財団法人松原病院	グループホームのどか	福井市文京 2 丁目 6-10 (2F)
						福井市	グループホーム	公益財団法人松原病院	グループホームぬくもり	福井市文京 2 丁目 6-10 (3F)
	グループホーム	(協組)福井県医療生活協同組合	和の家えがお	敦賀市公文名 1-6	9	福井市	グループホーム	(N)福井福祉医療開発研究所	レインボー灯明寺	福井市灯明寺
						福井市	グループホーム	(福)足羽福祉会	グループホーム美山	福井市美山町 6-1
	養護老人ホーム	(福)敬仁会	萩の苑	敦賀市鉄輪町 1 丁目 2-57	30	福井市	養護老人ホーム	(福)光明寺福祉会	一乗ふれ愛園	福井市花野谷町 43-40-2
	軽費老人ホーム	(福)健心会	エメラルドハウス	敦賀市中 81 号岩ヶ鼻 1-1	50	福井市	軽費老人ホーム	(福)久寶会	清水苑	福井市大森 7-1
						福井市	軽費老人ホーム	(福)悠善会	グリーンライフ大和田	福井市大和田町 23-1
	グループホーム	(N)ふくい福祉の家	グループホームさと	敦賀市鋳物師町 12-16-5	9	福井市	グループホーム	(医)富永病院	富永グループホーム	福井市西木田 3 丁目 5-13
							グループホーム	(福)慈豊会	グループホーム翠	福井市堅達町 24-1
	グループホーム	(福)敬仁会	グループホームひなた	敦賀市道口 63-13-1	9					

<障害福祉施設>

避難対象施設						避難先				
市町	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入 所 者 数	市町	施設の 種類	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	障害者 支援 施設	敦賀市	敦賀市立 やまびこ 園	敦賀市長谷 47号21番	30	小浜市	障 害 者 支 援施設	(福) 友愛会	やすらぎの郷	小 浜 市 深 谷 10-1-1
						小浜市	障 害 者 支 援施設	(福) 友愛会	第二やすらぎの郷	小 浜 市 深 谷 10-1-4
	共 同 生 活援助・共 同 生 活介護	(福) 敦賀市 社会 福祉 事業団	障害者 グループ ホーム 桜ヶ丘	敦賀市 桜ヶ丘町 9-19	10	小浜市	障 害 者 支 援施設	(福) 友愛会	やすらぎの郷	小 浜 市 深 谷 10-1-1
						小浜市	共 同 生 活 援助・共同 生活介護	(福) コミュ ニティーネ ットワーク ふくい	しいの実ハウス	名田庄中 29- 10-13
						小浜市	共 同 生 活 援助・共同 生活介護	(福) つみき ハウス	グループホーム・ケ アホームあおぞら2	小浜市小浜住 吉 80-2
						小浜市	共 同 生 活 援助・共同 生活介護	(福) 友愛会	ホープ	小 浜 市 深 谷 13-2-1
	共 同 生 活援助・共 同 生 活介護	(福) 敦賀市 社会 福祉 事業団	障害者グ ループホ ーム新和	敦賀市 新和町 1-7-2	9	小浜市	障 が い 者 支援施設	(福) 友愛会	やすらぎの郷	小 浜 市 深 谷 10-1-1

<児童福祉施設>

避難対象施設						避難先				
市町	施設の 種類	設置 主体	施設名	所在地	入 所 者 数	市町	施設の 種類	設置主体	施設名	所在地
敦賀市	児童福祉施設 (児童一時保護所)	福井県	敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-3-2	15	福井市	児童福祉施設 (児童一時保護所)	福井県	総合福祉相談所 (児童一時保護所)	福井市光陽2丁目3-36
	児童福祉施設 (乳児院)	(福)白 梅学園	白梅学園	敦賀市三島2-1-19	9	福井市	児童福祉施設 (乳児院)	(福)恩賜財 団済生会支 部福井県済 生会	済生会乳児院	福井市和田中町徳万26
	児童福祉施設 (児童養護施設)	(福)白 梅学園	白梅学園	敦賀市三島2-1-19	50	福井市	児童福祉施設 (児童自立支援施設)	福井県	和敬学園	福井市本折町48-2

在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所

対象発電所	避難対象地域小学校区	避難先	
		市町	福祉避難所
敦賀発電所 ふげん	西浦	おおい町	おおい町いきいき長寿村
もんじゅ	西浦	おおい町	おおい町いきいき長寿村
美浜発電所	西浦	福井市	福井県美山荘

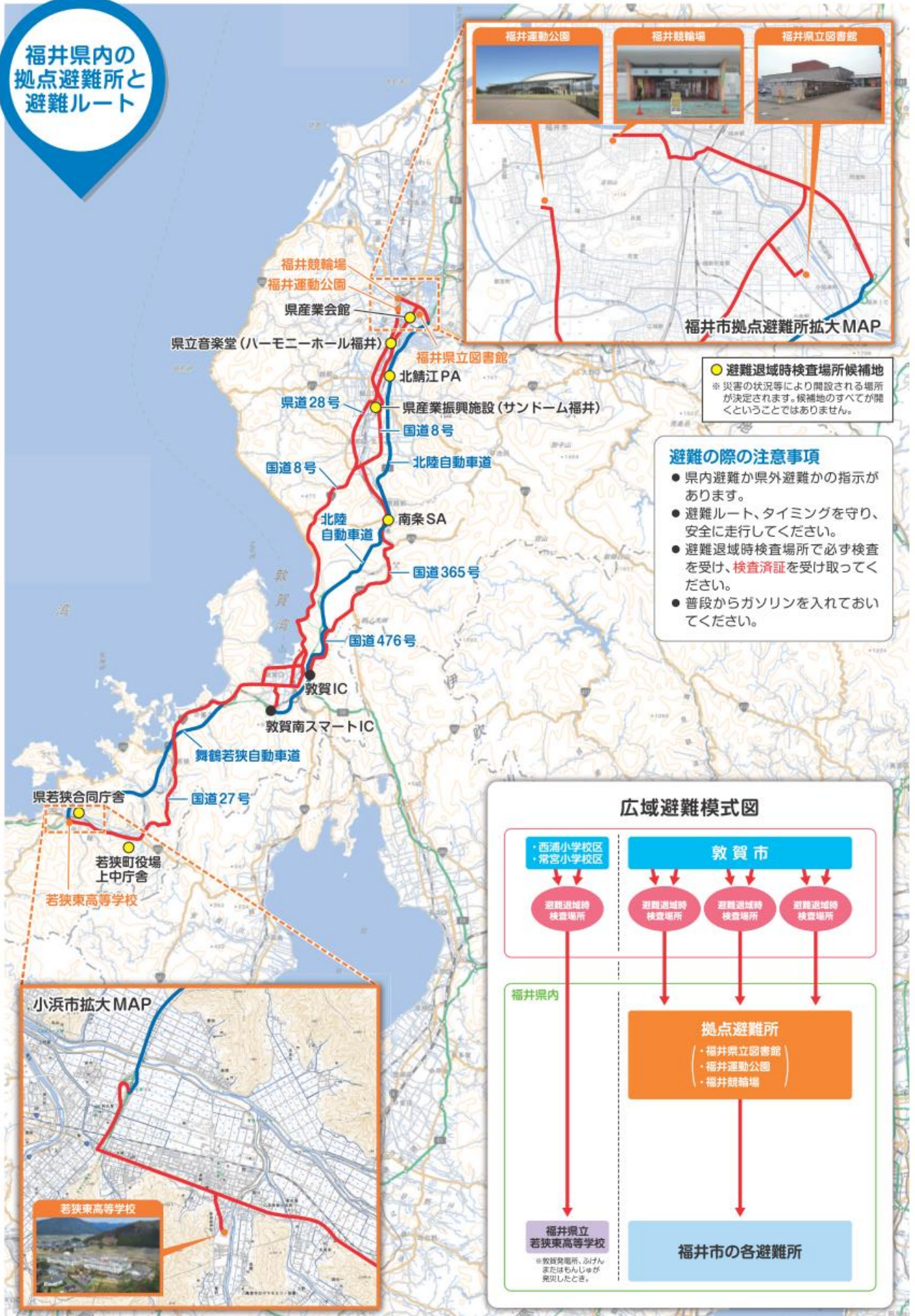
スクリーニング・除染候補地

名称	所在地
国道 2 7 号六路谷検問所	高浜町六路谷
県道舞鶴野原港高浜線鎌倉交差点	高浜町鎌倉
きのこの森駐車場	おおい町鹿野
うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
道の駅名田庄駐車場	おおい町名田庄納田終
県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
小浜市総合運動場駐車場	小浜市口田縄
若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
道の駅若狭熊川宿駐車場	若狭町熊川
美浜町役場駐車場	美浜町郷市
敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市杳見
国道 8 号疋田検問所	敦賀市疋田
国土交通省新道基地駐車場	敦賀市新道
国土交通省山中基地駐車場	敦賀市山中
県産業振興施設駐車場	越前市瓜生町
県立音楽堂駐車場	福井市今市町
県産業会館駐車場	福井市下六条町
福井市きらら館駐車場	福井市風巻町
越前水仙の里駐車場	福井市蒲生町
美山アンデパンダン広場駐車場	福井市縫原町
舞鶴若狭自動車道加斗 P A (上り)	小浜市飯盛
〃 小浜市西 I C	小浜市岡津
〃 三方五湖 P A	若狭町生倉
北陸自動車道刀根 P A (上り)	敦賀市刀根
〃 南条 S A (下り)	南越前町上野
〃 北鯖江 P A (下り)	鯖江市下河端町
〃 賤ヶ岳 S A (上り)	滋賀県長浜市余呉町坂口
〃 木之本 I C	滋賀県長浜市木之本町木之本
舞鶴若狭自動車道 綾部 P A (上り) あやべ球場	京都府綾部市上杉町
美山長谷運動広場	京都府南丹市美山町長谷

広域避難ルート

	避難先市町	主な避難ルート
避難先 1	福井市 小浜市	[福井市] ・ 国道8号 ・ 国道8号→県道28号 ・ 敦賀IC→北陸自動車道→福井IC 下車 ・ 国道 476 号→国道 365 号→国道 8 号 [小浜市] ・ 国道 27 号 ・ 敦賀 IC・若狭美浜 IC→舞鶴若狭自動車道→小浜 IC 下車
避難先 2	奈良市 大和郡山市 天理市	・ 国道8号→敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→巨椋IC下車→国道1号→国道24号 (→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号) ・ 国道8号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号 ・ 国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号 ・ 国道27号→若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→若狭上中IC下車→県道22号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号
	生駒市	・ 国道8号→敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号 ・ 国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号 ・ 国道27号→若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→若狭上中IC下車→県道22号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号

福井県内の 拠点避難所と 避難ルート





月別観光客入込数

令和2年実績

市町 村名	地区名	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	計
敦賀市	市全域	375,600	168,800	56,300	30,600	40,800	86,500	2,087,000
		7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
		176,000	181,100	199,000	211,400	319,800	241,100	

6. 輸送に関する資料

ヘリポート適地

施設名	所在地	管理者	電話	敦賀発電所 からの位置		もんじゅ からの位置		美浜発電所 からの位置		ヘリポート の広さ 縦×横 (mxm)	備考
				方位	距離 (km)	方位	距離 (km)	方位	距離 (km)		
敦賀市 総合運動公園 陸上競技場	敦賀市 杵見	敦賀市 教育委 員会	(0770) 23-6638	南	12.0	南南東	11.5	南東	9.2	190× 120	
松原運動場	敦賀市 松島町	敦賀市 長	(0770) 21-1111	南南東	10.9	南南東	11.0	東南東	9.6	100× 100	
田結海水浴場 駐車場	敦賀市 田結	福井県 知事	(0770) 22-0369	南東	9.6	南東	10.7	東南東	11.0	180× 51	
敦賀港鞠山南 ヘリポート	敦賀市 鞠山	福井県 知事	(0770) 22-0369	東南東	10.0	東南東	10.0	東南東	10.0	20× 20	
敦賀原子力館 グラウンド	敦賀市 明神町	日本 原電(株)	(0770) 26-8002	東南東	0.7	東北東	3.7	北東	7.8	60× 55	
白木漁港	敦賀市 白木	敦賀 市長	(0770) 21-1111	西南西	4.4	西南西	1.3	北北東	3.6	70× 65	
西浦小中学校	敦賀市 色	敦賀 市長	(0770) 21-1111	—	—	東	4.0	東北東	7.1	50× 50	

陸上輸送業者一覧

1 普通トラック

(令和3年11月現在)

名 称	所 在 地
亜紀マネジメント(株)	敦賀市昭和町 1-3-2
(株)イカタ建設	敦賀市古田刈 68-1517
(有)石原運輸 敦賀営業所	敦賀市泉 171-9-2
(株)Isomi Express	敦賀市港町 10-2
(有)イナバエンタープライズ	敦賀市古田刈 68-1520
(有)ウイング・エクスプレス敦賀営業所	敦賀市道口 14-6-2
(有)エーダイ開発	敦賀市古田刈 39-2-1
エーワイ(株)	敦賀市赤崎 47-28-2
SSK ロイヤル(株) 敦賀営業所	敦賀市若葉町 2-1103
(有)オオハシ運輸	敦賀市市野々 13-1-3
(有)片山商店	敦賀市若葉町 1-221
(株)上組 敦賀事業所	敦賀市沓見 156 中田 11-1
(株)岸組	敦賀市昭和町 1-2-42
共栄商事(株)	敦賀市中 36-14-4
協和運輸建設(有)	敦賀市津内 83-6-1
協和産業(株)	敦賀市関 26-3-1
楠原輸送(株)福井営業所	敦賀市田結 35-1-1
グロービック(株) 敦賀支店	敦賀市赤崎 38-22-1
(株)五葉物流	敦賀市金山 99-11-26
沢田運送(株)	敦賀市木崎 2-1-3
(株)三共運送	敦賀市葉原 107-2
(株)S E A L I N E	敦賀市赤崎 44-41-4
(株)下畑組	敦賀市野神 24-16-1
(株)新洋ドレージ	敦賀市余座 2-18-2
真和運送(株)	敦賀市沓見 64-9-3
大聖寺運輸(株) 敦賀営業所	敦賀市若泉町 8
大和流通(株)	敦賀市昭和町 1-11-2
(有)竹田建材	敦賀市中 24-22-1
(有)タナック	敦賀市樋ノ水町 33-1
(株)タニグチ	敦賀市衣掛町 529
中央トラック(株)敦賀営業所	敦賀市泉 171-9-2
(有)敦賀運送	敦賀市大蔵 1-10

名 称	所 在 地
敦賀海陸運輸(株)	敦賀市津内町 63-3-3
(有)西浦商会	敦賀市木崎 13-1-1
(株)ラックナム敦賀支店	敦賀市蓬萊町 10-15
(株)ツルガケミカルサービス	敦賀市櫛川 30-7-1
敦賀清掃工業(有)	敦賀市昭和町 2-10-12
敦賀セメント運輸(株)	敦賀市泉 2-6-1
敦賀トラック企業組合	敦賀市津内町 63-3-3
(有)敦賀緑運	敦賀市山 22-7
寺川建設工業(株)	敦賀市中央町 2 丁目 16-45
(株)登建	敦賀市沓見 96-13
東部物流(株)	敦賀市赤崎 38-23-1
中村運輸(株)	敦賀市中 18-8-1 若狭物流内
日栄自動車(株)	敦賀市長沢 43-1-2
畑建設(株)	敦賀市三島 31-3-1
(株)ハルジャパン	敦賀市津内町 67-9-1
福井トナミ運輸(株)	敦賀市羽織町 13-3
(株)福地組	敦賀市砂流 44-7-1
(有)フロックス	敦賀市古田刈 68-1402
(株)平成ポンプクリート	敦賀市筋生野 81-4-2
(株)北興	敦賀市赤崎 44-41-4
松浦商運	敦賀市公文名 22-7-16
マリネックストランスポートサービス(株)	敦賀市泉 171-9-2
(株)マルトミ運輸	敦賀市瀬河内 41-2-2
丸山重機(株)	敦賀市昭和町 1-7-12
(有)美祢システム輸送	敦賀市赤崎 36-13-1
(有)森口運輸	敦賀市呉竹町 1 丁目 27-15
森口建設(株)	敦賀市櫛川 34-22
(株)ヤマガタ 敦賀営業所	敦賀市櫛川 58-1-5
山本運送(有)	敦賀市中 45-17-2
若狭ダンプ企業組合	敦賀市櫛川 89-6-1
若山建設(株)	敦賀市中 73-8
(株)米岡運送	敦賀市古田刈 16-1-1
舞鶴高速輸送(株)敦賀営業所	敦賀市山泉 171-9-1

※ （一社）福井県トラック協会敦賀支部の会員名簿であり災害時等出動を確保するものではない。
災害時は福井県トラック協会敦賀支部での対応となる。

2 バス

(令和3年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
福井鉄道嶺南営業所	中 44-21-3	22-1317 22-4200
敦賀観光バス	白銀町 4	25-2111
海陸観光バス	長沢 6-2-2	24-3555 0120-818-355
ワコーサービス	木崎 54-19-1	25-8845
ベイ・クルーズ	野神 15-5-13	25-0555
A c e L i n e r	沓見 164-16-2	21-5600

3 タクシー

(令和3年11月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
敦賀第一交通	相生町 18-20	22-3366
サンキュータクシー	神楽町 2 丁目 5-10	23-0039
海陸タクシー	長沢 6-2-2	22-3123 0120-818-355
敦賀タクシー	深川町 10-2	22-1414

海上輸送業者一覧

(令和3年11月現在)

名 称	電話番号	旅 客 船		貨 物 船		引 船	
		(隻)	(人)	(隻)	(t)	(隻)	(t)
敦賀海陸運輸	22-3111	0	0	0	0	1	7.1t×1 隻
(株)オーミマリン ※7,8 月のみ	22-1352	2	122	0	0	0	0
計		2	122	0	0	3	

乗船施設一覧

(令和3年11月現在)

名 称	所在地	接岸可能トン数	周 辺 地 区
白木漁港岸壁	白木	5	白木
高速増殖原型炉もんじゅ荷揚岸壁	白木	3,000	白木
立石漁港物揚場	立石	5	立石
浦底漁港栈橋	浦底	10	浦底、色浜、手
	色浜	10	
	手	5	
杉津栈橋	杉津	3	杉津、 横浜
日本原子力発電(株)敦賀発電所岸壁	明神町	3,000	明神町、浦底、色浜
敦賀港	鞠山他	最大 50,000	全域

7. その他関係資料

原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書

奈良県奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市（以下「避難受入市」という。）と福井県敦賀市（以下「敦賀市」という。）とは、敦賀市及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における敦賀市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市及び敦賀市が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定に基づき行う敦賀市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で敦賀市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、敦賀市長が県外広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市は当該市において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、敦賀市民を受入れるものとする。

2 避難受入市は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を敦賀市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の運営は、敦賀市の責任において行うものとする。

4 敦賀市は、県外広域避難にあたっては、福井県及び奈良県と連携し、避難受入市の負担とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市に対する県外広域避難の受入要請は、敦賀市が福井県及び奈良県を通して行うものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市は、奈良県と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、避難受入市が、敦賀市、奈良県及び福井県と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 県外広域避難を行う敦賀市民等に対するスクリーニング及び除染は、敦賀市民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、敦賀市が福井県と協力し、確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、敦賀市は、避難受入市に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要する費用のうち災害救助法に定めがないものについては、原則として敦賀市が負担する。

(情報の交換)

第8条 避難受入市及び敦賀市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市及び敦賀市の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市及び敦賀市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 2 月 2 6 日

奈良県奈良市長 仲 川 元 庸

奈良県大和郡山市長 上 田 清

奈良県天理市長 並 河 健

奈良県生駒市長 山 下 真

福井県敦賀市長 河 瀬 一 治

広域避難に係る拠点避難所の設置運営等に関する細目書

(趣旨)

第1条 この細目書は、奈良県奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市（以下「避難受入市」という。）と福井県敦賀市が締結した「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」及び「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」に基づき実施する広域避難において設置する拠点避難所について必要な事項を定めるものとする。

(拠点避難所の指定)

第2条 拠点避難所の指定については、平成26年11月5日付け危第1550号で敦賀市より避難受入市に協議した結果、奈良市の鴻ノ池運動公園を奈良市、大和郡山市及び天理市への拠点避難所として、また、生駒市総合公園を生駒市への拠点避難所として指定することとする。

(拠点避難所の機能)

第3条 拠点避難所の機能は、以下のとおりとする。

- (1) 避難者の指定避難所への振分け及び誘導
- (2) 指定避難所に車両保管場所が無い場合等の避難車両の一時保管
- (3) 避難者を指定避難所へ輸送するバス等の乗り換え場所
- (4) 避難者の休憩及び救護

(拠点避難所の開設)

第4条 拠点避難所は、避難受入市が奈良県の協力のもと、敦賀市及び福井県と連携し開設するものとする。

2 前項の場合において、施設管理者との連絡調整は、鴻ノ池運動公園については奈良市、生駒市総合公園については生駒市の防災担当課が行うものとする。

3 拠点避難所の開設は以下のいずれかの時点で行うものとする。

- (1) 避難受入市が福井県、奈良県を通して敦賀市からの受入要請を受けた時点
- (2) 避難受入市が敦賀市民の県外広域避難が予想される原子力災害の発生を覚知した時点

4 拠点避難所の開設期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、避難の状況を踏まえ、奈良市及び生駒市が、大和郡山市、天理市、敦賀市、福井県及び奈良県と協議し決定するものとする。

(拠点避難所の運営)

第5条 拠点避難所の運営は、原則、敦賀市が福井県と協力し行うものとするが、開設当初は避難受入市が奈良県の協力のもとに行うものとする。

2 避難受入市から敦賀市への運営体制の移行は、住民避難の状況を踏まえなるべく速やかに行うものとする。

(拠点避難所の必要物資等)

第6条 拠点避難所の必要物資等については、「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」第6条によるものとする。

(指定避難所への輸送)

第7条 拠点避難所から指定避難所への輸送については、奈良県及び福井県が避難受入市を含む関係機関と協力してバス等を手配するものとする。

2 前項に係る経費の負担については、「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」第6条及び「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」第7条によるものとする。

(協議)

第8条 この細目書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、拠点避難所を所有する奈良市及び生駒市を中心とした避難受入市と敦賀市が福井県及び奈良県を含む関係機関と協議して定めるものとする。

平成27年 3月31日

飲料水状況

(日本原子力発電(株)敦賀発電所、日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん関係)

(令和3年11月現在)

給水区域	水源の種類	水源の所在地	発電所からの位置		人口	最大給水 可能人口	備考
			方位	距離(km)			
明神町	表流水	明神町	中心	0			専用 水道
白木1丁目	表流水	白木1丁目	西南西	4.6	61	79	
白木2丁目	表流水	白木2丁目	西南西	3.1			専用 水道
新保	湧水	新保	東南東	11.5	61	220	
山	深井戸	山	南	17.2	471	602	
疋田、市橋、 追分、深坂、 奥野、曾々木、 麻生口	表流水	疋田	南南東	18.4	453	1,029	
刀根	浅井戸	刀根	南東	19.8	70	153	
杉箸	浅井戸	杉箸	南東	18.8	63	153	
小河	浅井戸	小河	南南東	16.2	58	180	
奥麻生	浅井戸	奥麻生	南南東	20.3	12	95	
新道	浅井戸	新道	南南東	20.6	33	66	
駄口	湧水	駄口	南南東	21.2	10	49	
上記以外	地下水	昭和町	南	13.1	63,047	67,600	
		舞崎町	南南東	12.6			

(日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ関係)

(令和3年11月現在)

給水区域	水源の種類	水源の所在地	発電所からの位置		人口	最大給水 可能人口	備考
			方位	距離(km)			
明神町	表流水	明神町	東北東	3.1			専用水道
白木1丁目	表流水	白木1丁目	南西	1.6	60	79	
白木2丁目	表流水	白木2丁目	中心	0			専用水道
新保	湧水	新保	東南東	13.6	61	220	
山	深井戸	山	南南東	16.8	471	602	
疋田、市橋、 追分、深坂、 奥野、曾々木、 麻生口	表流水	疋田	南南東	18.6	453	1,029	
刀根	浅井戸	刀根	南東	20.8	70	153	
杉箸	浅井戸	杉箸	南東	19.9	63	153	
小河	浅井戸	小河	南東	16.7	58	180	
奥麻生	浅井戸	奥麻生	南東	21	12	95	
新道	浅井戸	新道	南東	21.1	33	66	
駄口	湧水	駄口	南南東	21.3	10	49	
上記以外	地下水	昭和町	南南東	13.0	63,064	67,600	
		舞崎町	南東	13.1			

(関西電力㈱美浜発電所関係)

(令和3年11月現在)

給水区域	水源の種類	水源の所在地	発電所からの位置		人口	最大給水 可能人口	備考
			方位	距離(km)			
明神町	表流水	明神町	北東	7.3			専用水道
白木1丁目	表流水	白木1丁目	北北東	3.1	60	79	
白木2丁目	表流水	白木2丁目	北北東	4.6			専用水道
新保	湧水	新保	東	15.2	61	220	
山	深井戸	山	南東	14	471	602	
疋田、市橋、 追分、深坂、 奥野、曾々木、 麻生口	表流水	疋田	南東	16.7	453	1,029	
刀根	浅井戸	刀根	東南東	19.8	70	153	
杉箸	浅井戸	杉箸	東南東	19	63	153	
小河	浅井戸	小河	南東	15.2	58	180	
奥麻生	浅井戸	奥麻生	南東	19.5	12	95	
新道	浅井戸	新道	南東	19.5	33	66	
駄口	湧水	駄口	南東	19	10	49	
上記以外	地下水	昭和町	南東	11.3	63,047	67,600	
		舞崎町	東南東	12.2			

緊急時防災活動資機材一覧

資 機 材	メーカー名、仕様	数量	備 考
放射能測定器セット	ローテム RAM-DA2000	1	計測器本体、検出器、収納ケース、デシケーター（自動乾燥保管庫）
防災用格納庫		1	6160×2350×2393
エアーテント	住友電工 ジェットエアーテントG	1	連結布、収納袋、フットポンプ、送風機、付属品
発電機付投光器	発電機：ホンダ EU28is 投光器：ホンダ EM4004W	1	
エアーマット		1	6×6×3用 4個組
サーバイメーター	TSG-146	1	
移動用 PA セット	T O A	2	
ポケット線量計	PDM-112	118	
原子力防災車両／トラック	アトラス	1	4WD、5速マニュアル、垂直リフト付
原子力防災車両／普通車	アウトランダー	1	4WD、AT
統合原子力防災ネットワーク		1	ノートパソコン、ウェブカメラ、ヘッドセット、TV 会議システム
防災情報伝達システム		1	操作卓、主操作架、中継送信装置、屋外拡声子局 26 局
分離型衛星通信システム	インマルサット B G A N	1	
遠隔会議システム		1	遠隔会議システム、マイクロフォン、レイヤ 2 スイッチ
プロジェクターセット	エプソン EB-1770W、ELPSC24	1	液晶プロジェクター、携帯型ロールスクリーン
衛星携帯電話	N T T ドコモ ワイドスター	1	アンテナ等含む
ポケット線量計	PDM-122	89	
ポケットサーバイメータ	PDR-111	6	
個人防護服セット		209	N95 マスク、全身化学防護服、保護めがね、マイクロガード、手袋、シューズカバー
防護マスク	直結式小型防毒マスク GM28(半面型)	209	
防護マスク吸収缶	直結式小型吸収缶 CA-27L3/OV 有機ガス用防じん機能付き	418	

資 機 材	メーカー名、仕様	数量	備 考
簡易サーベイメータ	RDS-30	51	
高線量測定用サーベイメータ	ICS-323C	10	
メガホン	TS-523R	5	
原子力防災車両／小型乗用車	セレナ	1	4WD、AT
原子力防災車両／小型乗用車	カローラフィールダー	1	4WD、AT
原子力防災車両／福祉車両	ヴォクシー	2	4WD、AT
原子力防災車両／普通車	パジェロ	1	4WD、AT
γサーベイメータ	TCS-172B	23	
ポケット線量計	PDM-222VC	95	
I P無線機	S K-500	45	本体、アンテナ、電池パック、充電器、ACアダプタ、ヘルムクリップ、ストラップ、小型スピーカーマイク、イヤホン
使い捨て防護服	マックスガード	500	※市所有
使い捨てマスク	N95 マークライト	600	※市所有
サーベイメータ	TGS-146	1	※市所有
段ボールベッド	ニュー簡太くん	5	
災害用プライバシー保護パーテーション	展開時 W200×D120×H200 収納時 W80×D80×H10	12	(単位：mm)

敦賀市原子力災害避難対応マニュアル

<敦賀市原子力災害住民避難計画>

平成24年5月 策定

平成25年6月 修正

平成26年6月 修正

平成27年3月 修正

令和 元年7月 修正

令和 4年 月 修正

発 行：敦賀市市民生活部危機管理対策課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1-1

電話：0770-22-8166

FAX 番号：0770-21-8682

メールアドレス：kikikanri@ton21.ne.jp